



2



0054242000

0054242-000

385. 2-Ts 43ウ

和州祭礼記

辻本好孝・著

天理時報社

昭和19

AIC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

368^v

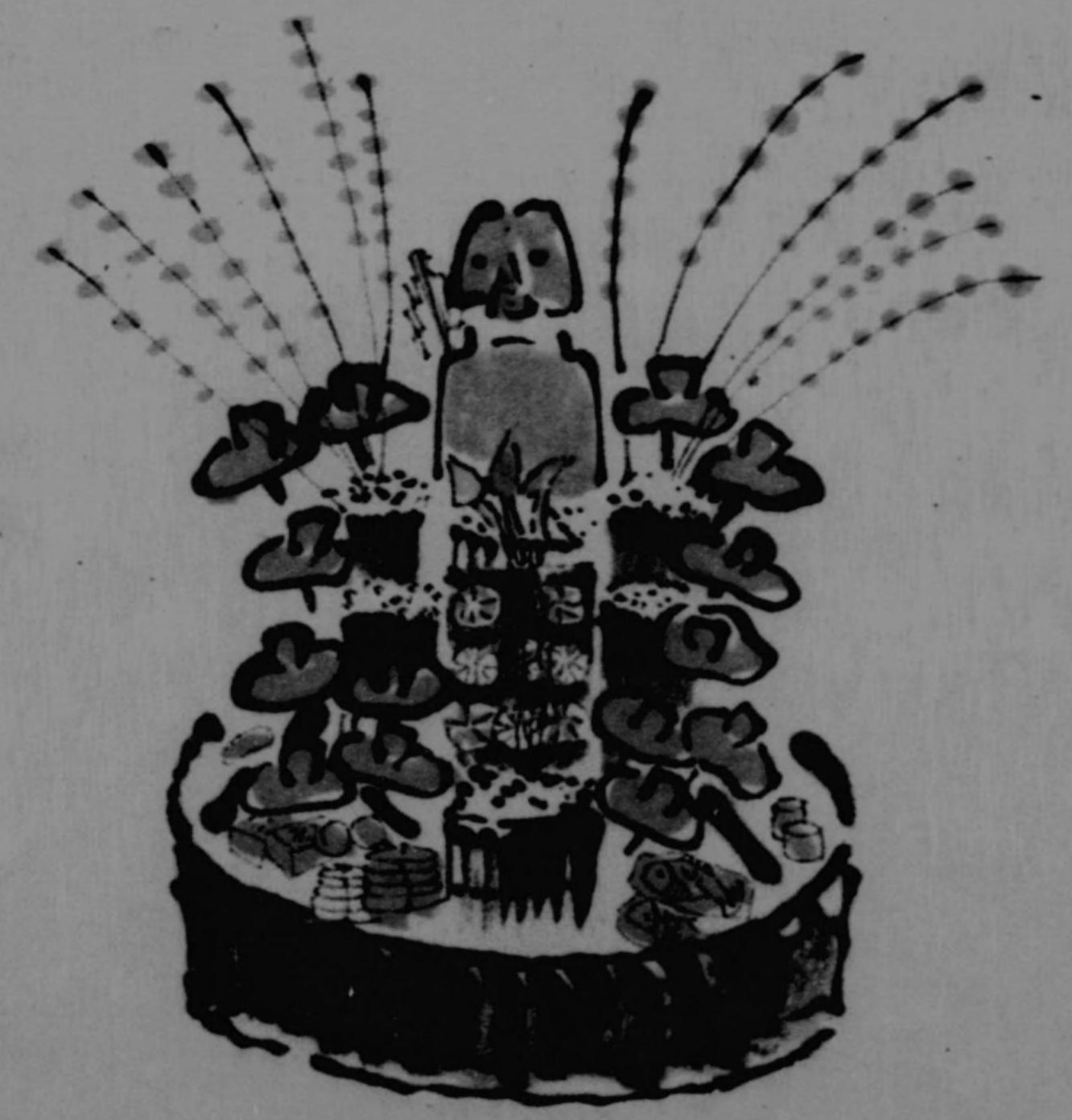
338



385.2
Ts 43

和州祭禮記

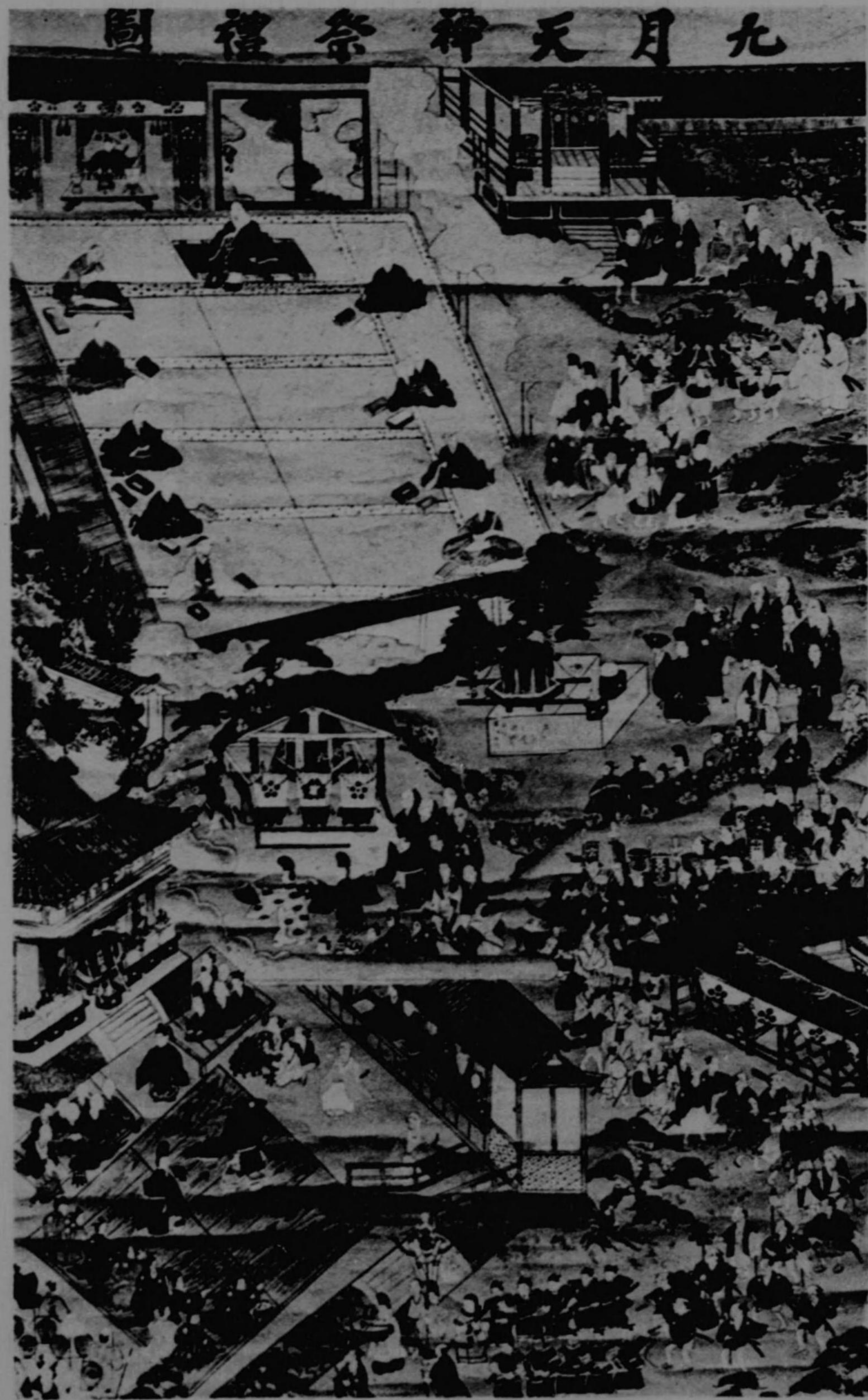
辻本好孝著



天理時報社

和州祭禮記





（初瀬町與喜敬神社所藏） 初瀬町與喜天神祭禮古圖

鑿釘・挿畫
笠松春彦



大 神 社 の 繞 道 祭



江 包 の お 綱 祭



長 谷 寺 の だ じ ー



長 谷 寺 三 社 權 現 綱 掛 祭 の 補 任 狀 親 授 式



黒崎の帳開帳行事



八條の綱切祭り



(主神と妊婦の對座) 保田縣神社の御植田祭



上品寺のシカヤシカヤ祭



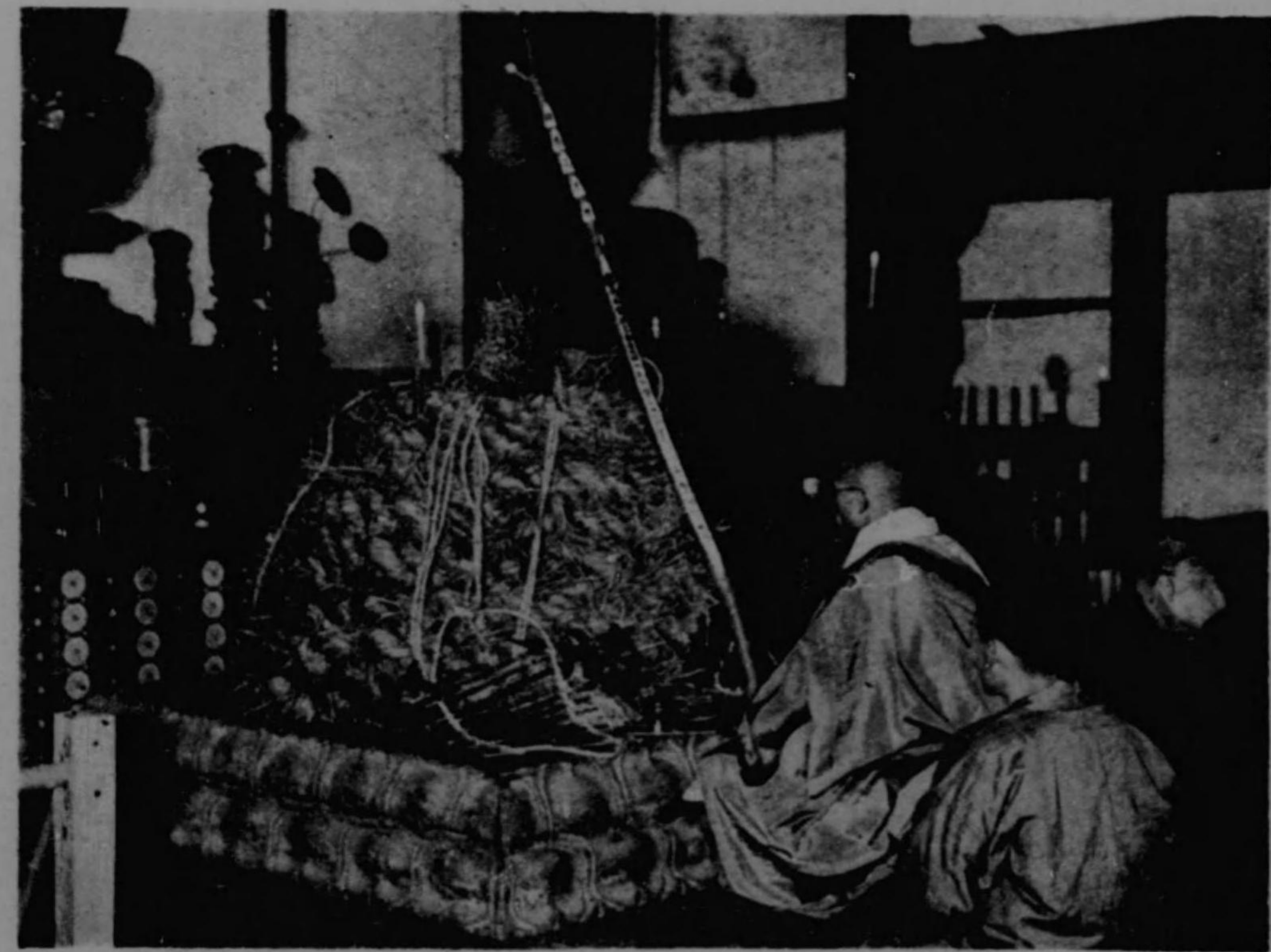
(き掲供御で杵本千) 事神宮宵祭秋の谷龍



(る波に社神でい戴に頭を供御が女少) 事神り送宮の浦南

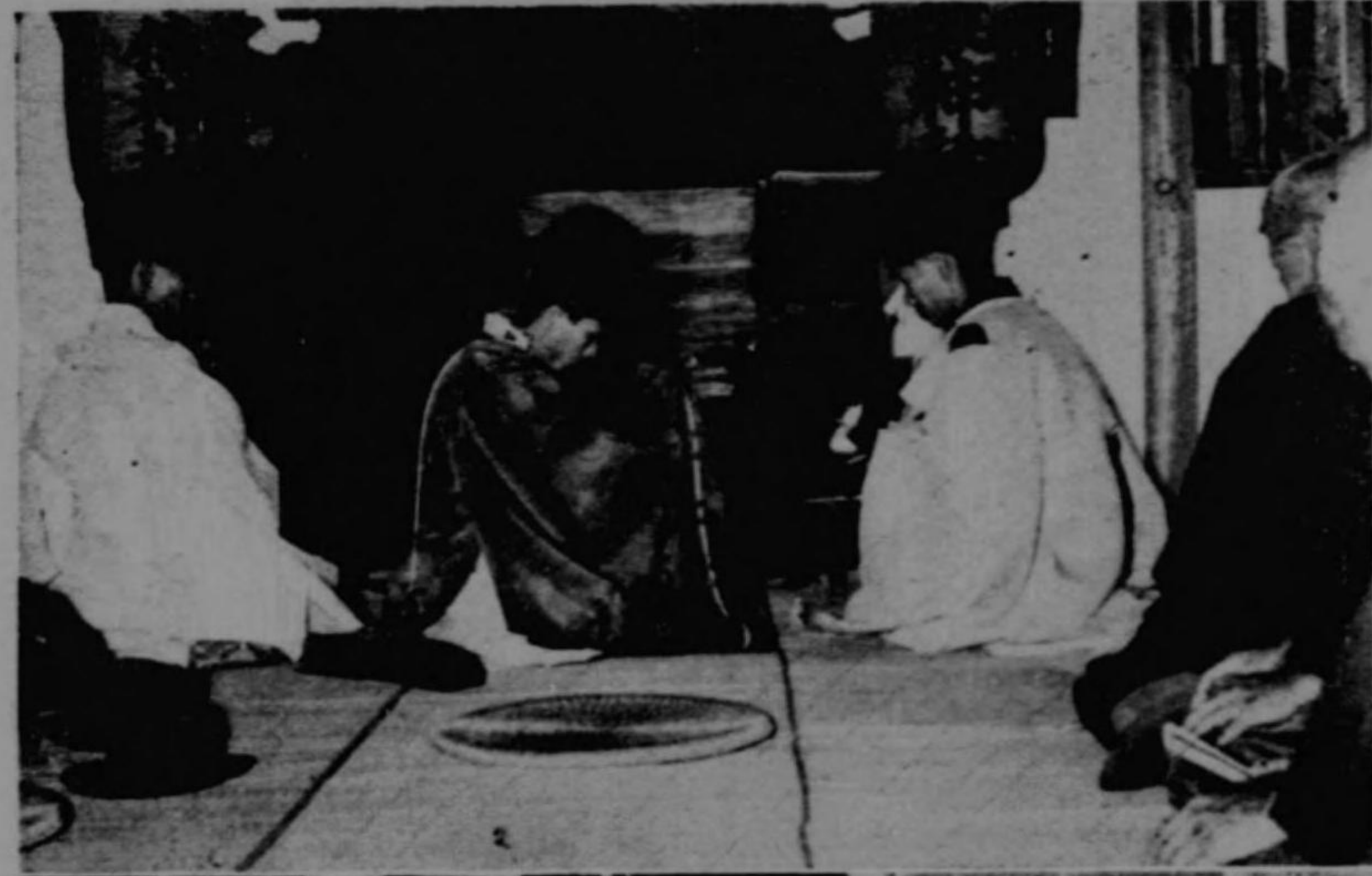


祭れ暴の子亥の田高



祭掛繩連注の會節寺岳長本柳

當屋渡し



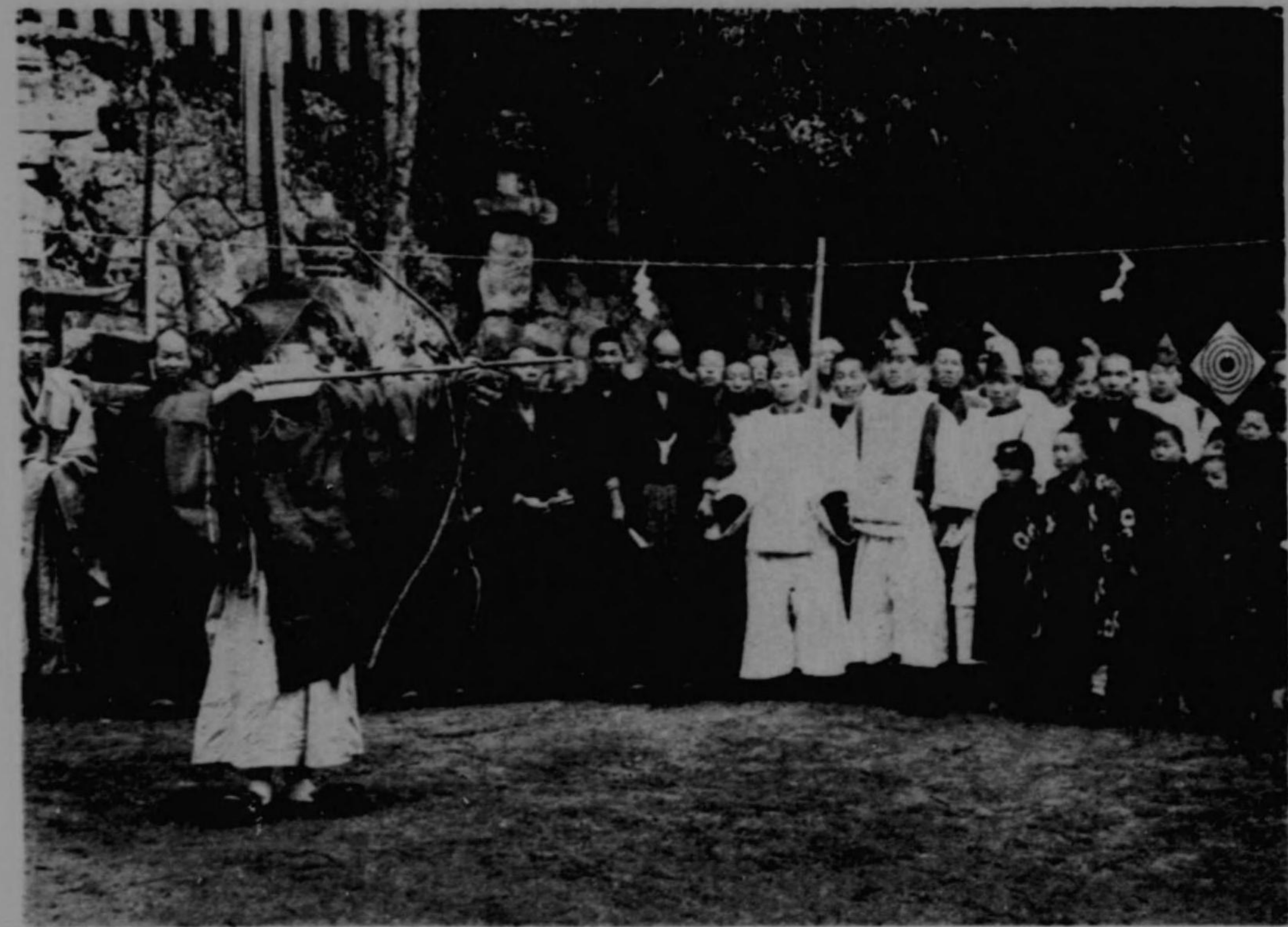
外山の頭屋講 (神前で)



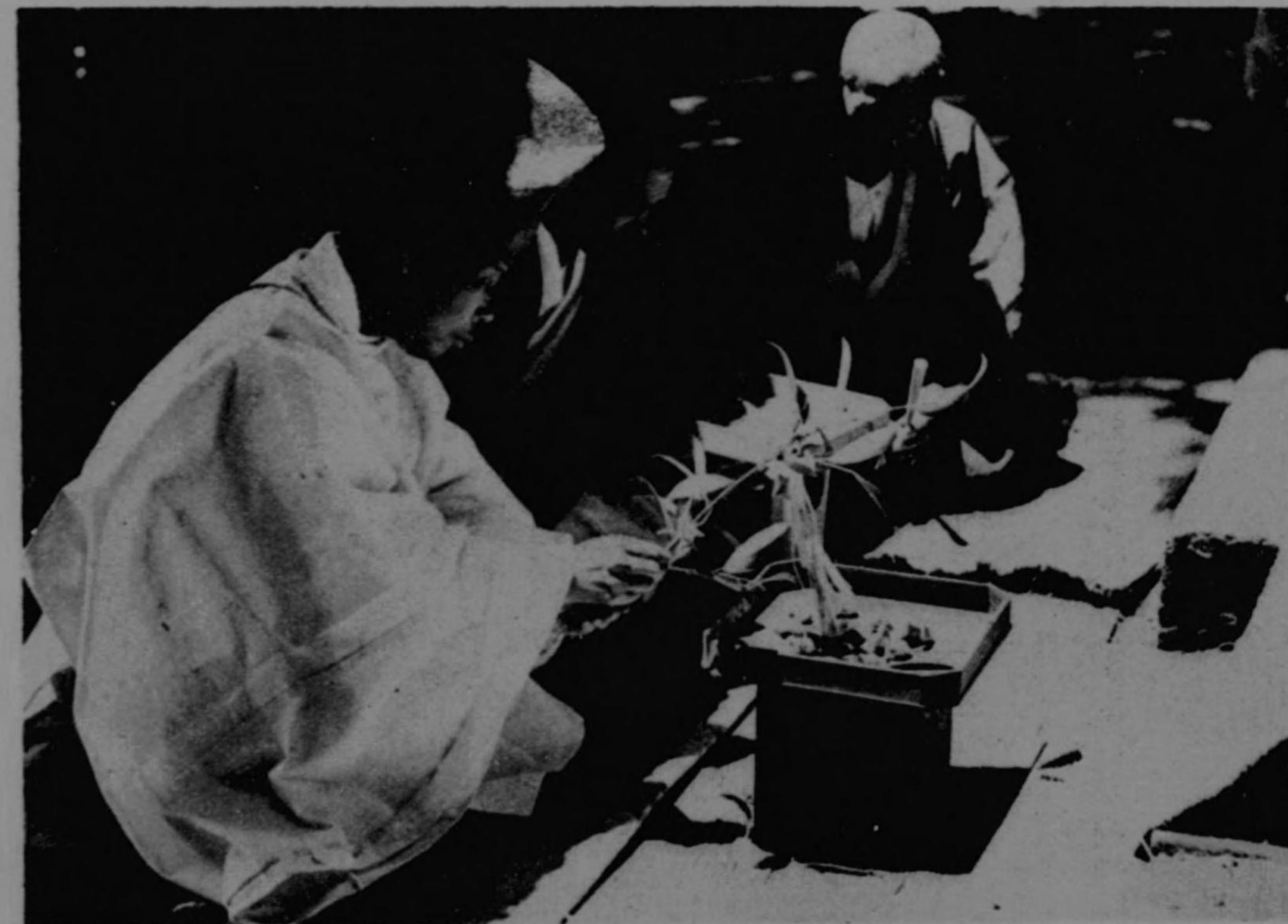
下の宮座 (吉野川の小石を三寶にのせて受渡りする)



脇本の新頭屋 (まんの前で)



(る射を的へ番を矢の竹女に弓男の木の桃が職神) 祭植田御の社神天夫小

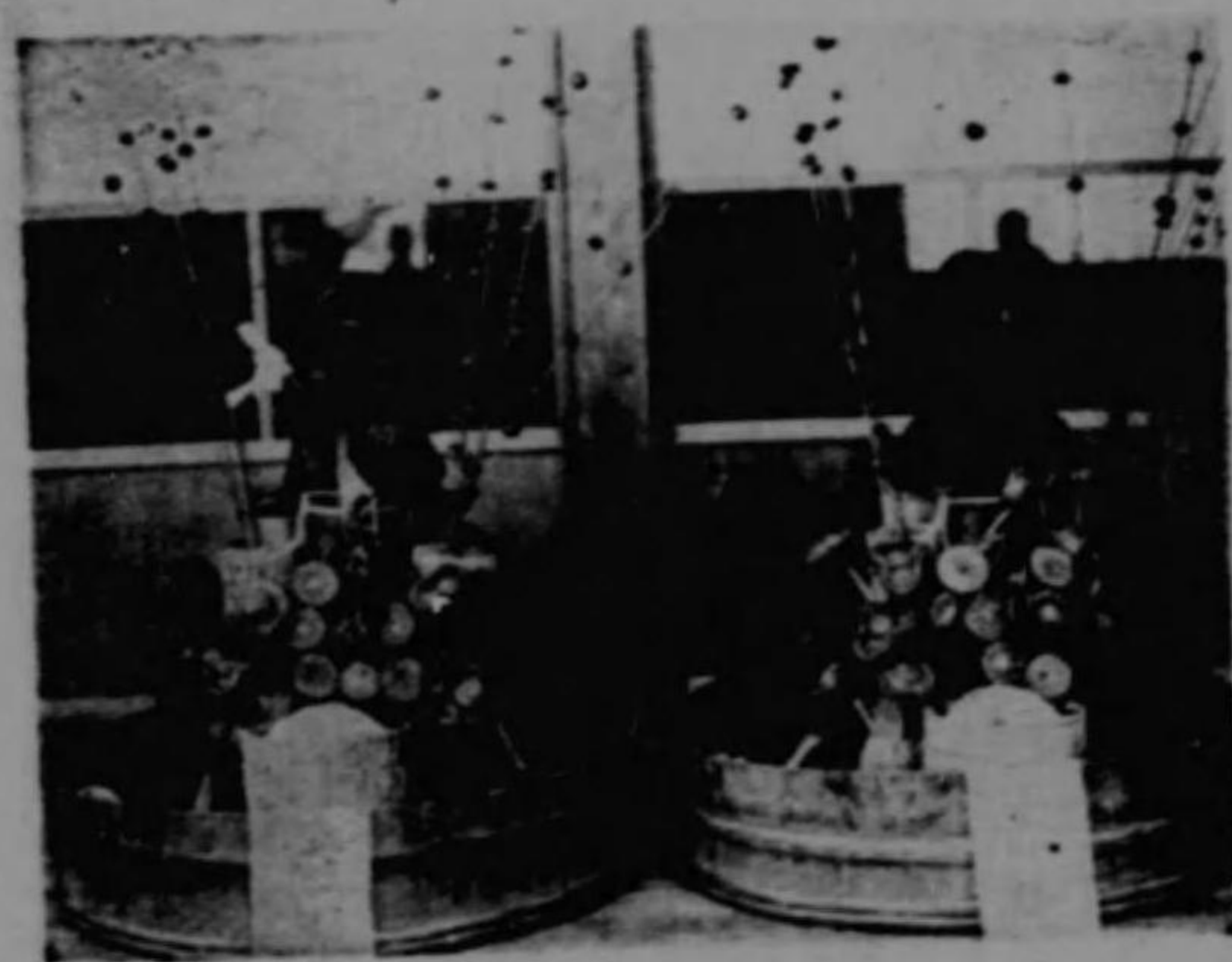


祭定卜のめ定屋當の座宮夫小

御 供



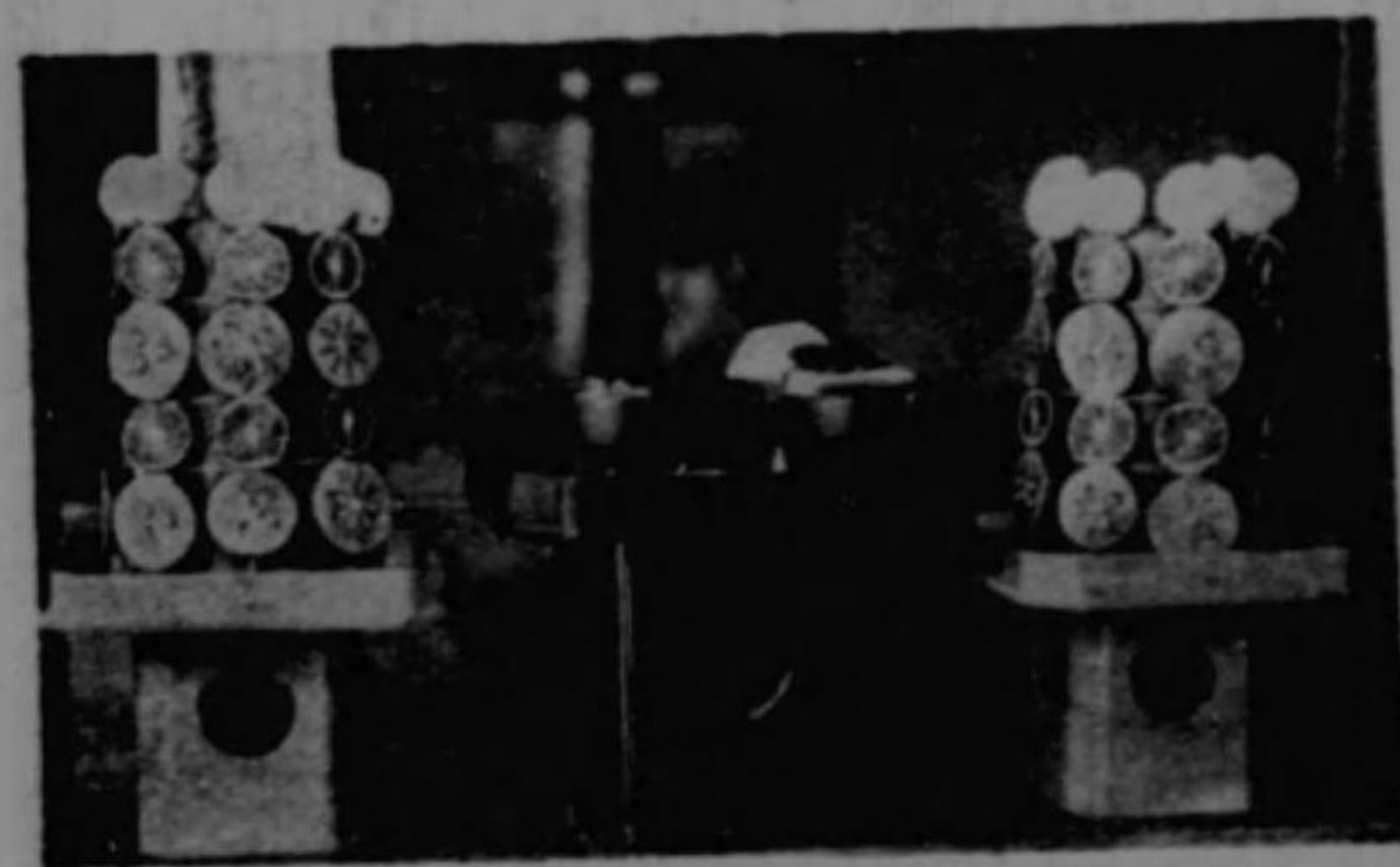
食御の味百の祭吉嘉社神山談



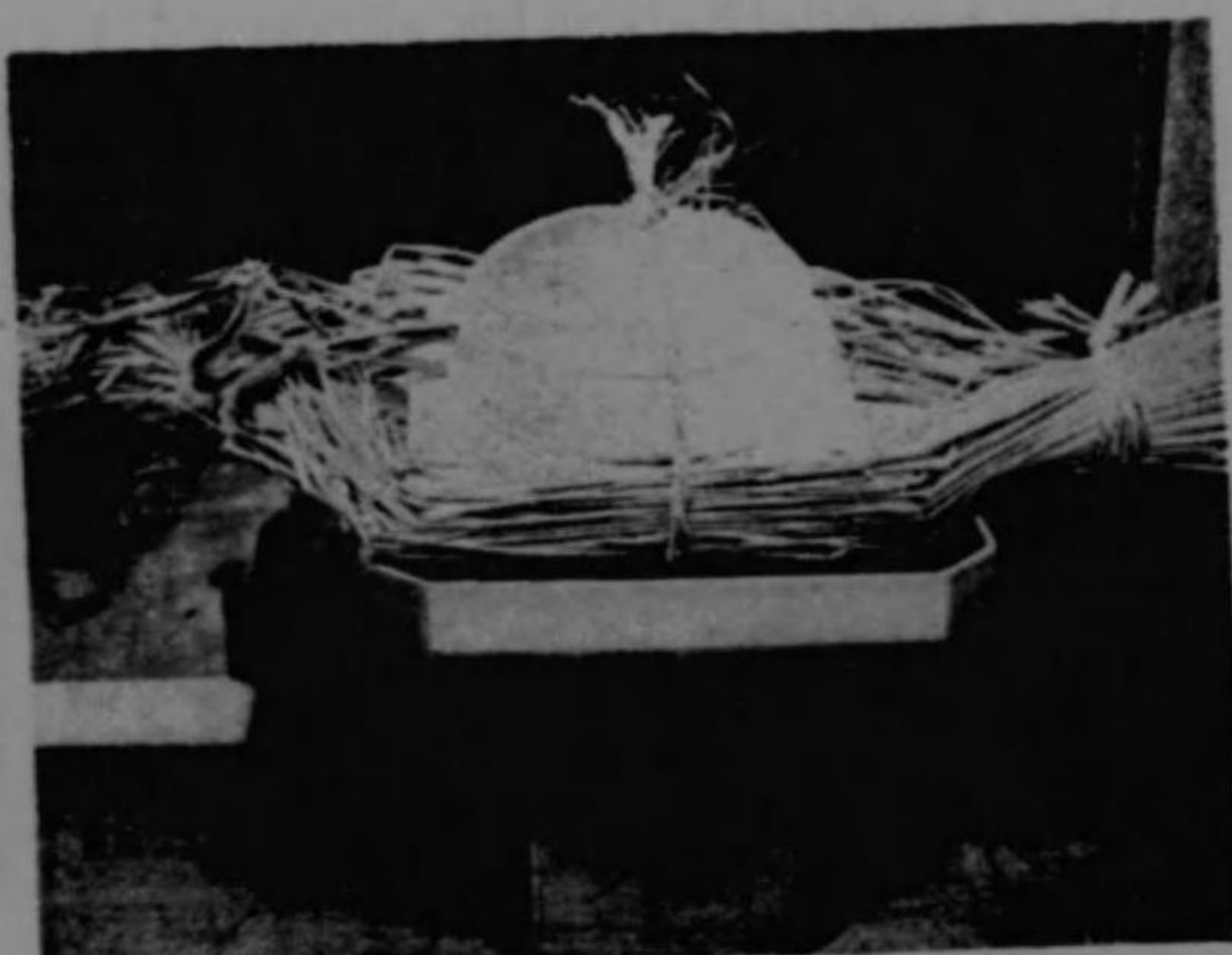
禮祭秋社神岐奈射伊本柳
(東真右・東嶺左) 供御の



供御飯の祭吉嘉社神山談



供御柿串の禮祭秋崎黒



飯んせうほの祭子亥柿横

御 假 宮



座 宮 の 下



講り祭の橋食



座 宮 の 崎 結



講 宮 の 夫 膳

序

本書の一小部分が雑誌「磯城」に連載せられ始めてから、もう六七年になるかと思ふが、私は其頃以来のよき讀者の一人であつた。父が神官をして居て始終神様の話を聴き、又神書にも若干の親しみを持つて居たつもりだけれども、この中に書いてあるのは豫想せざる事實ばかりであつた。祭は改めて今一度、根本から見なほして行くべきものであるといふことに、やゝ遅蒔きながら氣づいたのもこの御蔭と言つてよい。序文を書く位はいと安い小さな報謝のわざである。しかしそれにしても、大和にはまだどれほどの資料が残る傳はつて居ることか。是だけの年數をかけて、出たのは僅かに磯城の一郡の、それも主要なるものに止まつて居る。まだこの周囲には世に隠れ人に省みられざる、律儀な古風な山間の村々が、數多く控へて居るのである。彼等が昔の事を忘れてしまふのと、斯ういふ記録のすべて備はるのと、どちらが早いであらうか。私は筆者辻本君の壯志いさゝかも撓まず、根氣と體力の永く續かんことを期すると共に、更にその感化の次々の同時代人に、波及せんことを

序

一

供 御



飯のうよきたわらへ供にんさ神石
(飯) いへど・餅串



供御の屋頭大山外



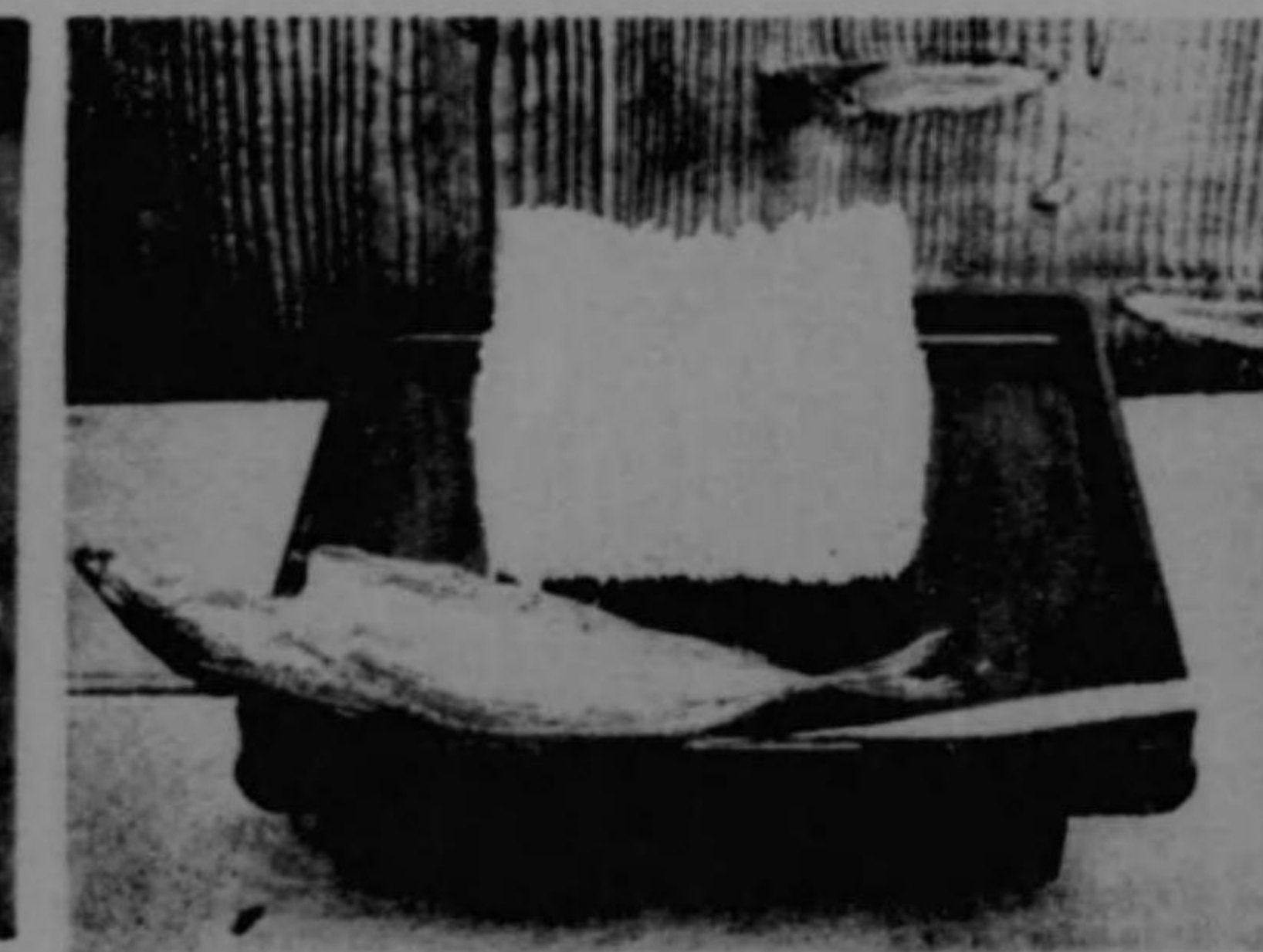
供御の祭日九屋金



供御の祭れ暴の子亥田高



飯のうよきの屋頭新本脇



飯の角のんた口野中著

念せずには居られない。

奈良縣の識者たちに告げたいことは、第一には此書の刺戟によつて、新たに前代文化を見なほさうといふ眼を開く者は、決して私一人だけで無く、寧ろ却つてこの一區域の中よりも、縣外に多いだらうといふことである。都府には祭禮と言へばただ御輿をかつぎ、屋臺を曳き挑燈をぶら下げ、わつしよいどんちやかを以て終始するものゝ如く、きめ込んで居る者が比々として皆是であつた。斯ういふ報告を其輩が讀んだならば、どれだけ喫驚し又深思するであらうか。當路の指導者たちは、今までは敬神を以て唯一の道徳と認め、祈願成就の歡喜と、神徳體驗の感動に向つては、わざと、かと思ふほど其鳴をさし控へて居た。従つて役所と交渉のある大祭とその他のもの、所謂公祭と私祭とのけぢめは年を追うて著しくなつたが、斯うして祭を奉仕する人々の側から見れば、何一つとして差別の點は無いのだつたといふこと、是が又この書物によつて、いとも無造作にわかつて來るのである。神に頼らうとする信心の出來るだけ薄い人たちに、神社行政を取扱はせようとした方針は、近頃はもう改まつて居るかと思はれる。今まで神職ほど本を讀まぬ者はないといふ評判が高かつたのも、實は疑問がまだ目の前のものでなかつたからであつた。ところが今

度といふ今度こそは、考へ明らめずには居られぬことが多くなつた。この千古を曠しうする大戦役に直面して、心の奥底から國民の祈願することが、成ると確信せられるのも又せられないのも、繋るところは祭たゞ一つの他には無い。その祭の法式が人により環境によつて、各地まち／＼になつて居るとすれば、何がそのあらゆる變化を一貫して、大昔以來の精神を傳へてゐるかを、見究めるといふことが先づ大切である。よそはどうして居るかを問はずには居られぬといふうちにも、少しでも古い時代の慣行を保持して居る地方ならば、自分から進んで語つてくれなくてはこまるのである。和州祭禮記はこの要求の片端は充たして居るが、地域が狭いばかりか説明もなほ十分とは言へない。乃ちこの動機を擴大し又補強する意味に於て、私は心ある大和の讀書人に、この書の精讀を勧めんと欲する者である。

それで茲にはごく簡単に、我々縣外の者が如何にこの辻本氏の勞作を利用して、學問上の効果を擧げようとして居るかを述べて、かつは推薦者の責を果たし、かつは又今後同種の企てが延長して、更に磯城以外の各郡に試みられる日の參考に供したいと思ふ。それが同一著者の精力の持續となつて現はれるか、但しは又新しい共鳴者の呼應して起つ者があるか、何れにしたところで楽しみには變りは無いので

ある。第一に素人連の問題になりさうな點は、たつた一つの郡だけの記事が、斯んな大きな本になるやうでは、しまひにはどうするかといふことであるが、さういふ事は些しでも苦にはならぬ。今まで多數の者の知らずに居た事實、殊に神國の神を祭り申す事實の中に、知らせるには及ばぬといふ部分の有らう道理はない。寧ろこの様に詳しく説く必要があつたのは、餘りにも知らぬ者の多過ぎた證據なのである。行く／＼之をはつきりとした常識にする方策さへ講じたら、幾らでも重複を避けてもつと印象を強くすることは出来るのである。大和は平民に早く文字の教育が進んで、村々の祭には舊記證文の類が多く、其年代は三百年の長きに亙つて居る。倦むことを知らざる辻本君が、見かけた以上は悉く、之を載録せずには居なかつたのも尤もか知らぬが、斯ういふ昔の文章には振假名も句讀點も無く、おまけに文字の使用ひ方にも無理があつて、其まゝ本文の中に挟み込むといふことは、無駄では決して無いが幾分か消化を害する。それ故に私一流の讀書法としては、最初この古文書だけには紅インキで鈎をかけて置いて、茲には何百何十年前の史料が具はり、參考になるといふだけ明かにして置いて、先づ其残りの現實のものだけに眼を通し、是は大切だといふことを心づいた點だけに就いて、以前の記録はどう書いて居るかを

骨折つて見なほすのである。記録の精確さはいつの場合にも記憶を超越するが、なほ現在の事實のやうに、あらゆる實驗を以て之を確かめることが出来ない。國民の慣行が時と共に、移り改まることを知るのには何より有力な證據であるが、しかも今日以後に起るべき問題を豫想し、又その解決を指導するまでの任務はもつて居ない。だから我々が先づ活きた事實に關心を寄せ、古い文書はたゞその理解に必要な程度に於て、後から追々と役に立てるといふ方法は誤つて居らぬと思ふ。

それから第二には索引の問題があるが、是は今までの經驗に依ると、讀者が讀みながら作つて行くものが、一番に効果は多いかと思はれる。著者の手に成つた索引は親切で隅々に行届いて居るが、通例は詳し過ぎ、又項目の重要性を差等づけることが出来ぬ爲に、骨の折れた割には存外に利用する人が少なかつたやうである。自身通讀の際の印象にまかせて、他日もう一度拾つて讀みたいと思ふ點だけを爪じるしすることは、何でも無い勞力であるばかりか、寧ろ書物との親しみを一段と深くする。さうして和州祭禮記の如き性質の本ならば、表紙か扉の裏の僅か一頁分の餘白でも、相應に便利な見出しが出来るのである。自分などの流義では、大體に注意すべき事實を三つに分ける。第一には今まで全く知らずに居たこと、それは必ず將

來の新たなる知識の端緒だから、忘れぬやうにしなければならぬ。第二には此地方に限つて特に數多く遭遇する現象で、しかも村毎に少しづつゝの形のちがひが有り、それを繋いで見ると昔から今の世への、推移の跡が辿られるかと思ふもの、即ち亦本書の最も力を傾けて居る部分である。しかし我々の側からいふと、その以外にもなほ一つ、土地ではさほどにも氣を留めて居らぬことで、よそと比べて見て始めて意味がわかり、又は解釋のよい手掛りを得ることがある。日本民俗學の全國協同が始まるまでは、各地の郷土誌家は大むね孤立して、この同志を裨益し得たといふ満足、味はふことが出来なかつた。辻本君の事業は之に反して、出ないうちからもう眼を圓くして世間が待つて居る。さうしてこの上まだどの位利用の方面が擴がつて行くか判らぬのである。殊に今日の如く國固有の信仰の實狀に對して、朝野の關心が集注せられんとする潮時に、斯ういふ書物を世に送り出すといふことは、よつほど羨まれてもよい篤學の報いであらう。

例は幾つでも擧げられるが、さうすると序文が餘り長くなる。茲にはたゞ一つづつ、自分の索引にはどんな項目が注意せられて居るかを述べて、今後の探訪と觀察の參考にしよう。先づ第一には宮座の組織、其中から選り出す頭人その他の所役、

是などは本書の狙ひだから、勿論第二種の知識であらうが、斯う雜然と並べてあるだけでは、一讀したのみでは腹に入らない。改めて各村々の細々とした差異を比較して見るには、一覽表にでもして置くの他はあるまい。古例の食物も段々と手に入りにくくなつて、中には集まつてカシハを食ふといふ様な、驚く改良も出現して居るが、大體にはまだ前代の食制が保存せられ、殊にいはゆる清の飯の調製には、奉仕者の心力を傾けて居るのが尊い。この慣行は他の地方に今も稀々に傳はる同種の作法を併せ考へて、今日公定せられてゐる一般の祭式の、頗る異國風なものであることに、心付かせる手段となるであらう。それから潔齋物忌の一般にやく衰頽した中にも、土地によつてはなほ嚴肅に守られて居る例がある。是と社交の進歩に伴なふ喪の穢れの不安とは、實際どういふ風に調和させて居ることか。是なども現今類りに論議せられる公葬神式の採用に先だつて、是非とも詳かにして置かねばならぬ事實である。佛教が民間に入り込んだ一つの機縁は、法師等が斯ういふ忌穢のかゝる任務を一手に引受けてくれて、心置きなく年々の公けの祭を續けて行かせるといふ便宜があつたからではないか。穢れた火を以て神の供物を調進しないといふこと、神に奉仕する者が喪に近よらぬといふことを、單なる迷信の一つに算へてしまふこ

とは、少なくとも大和の頭屋たちの、承服せざる所かと私には感じられる。

次に第一種の、この地方だけにしか見られぬといふものは、捜せば出て来るかと思ふが大きなものはまだ心付いて居らぬ。ちよつと喫驚したのは湯立の時などに出て舞ふ巫女をソネツタンと謂つて居ること、どうしてさういふかは今以て見當がつかぬ。其後井上頼壽氏の京都古習志が出て、山城南部の神社にも鬨市といふ者の奉仕することを知り、それが發音でソネツタンと聽えるのだといふまでは合點したが、どうして鬨(ソノ)を附けるのかはやはり不審である。今日の文法には斯ういふ指示の例は無いけれども、或は一定の人以外には勸めることの出来ぬ役といふ意味で、「其」を添へて呼ぶ風が有つたのでは無いか。沖繩諸島の靈地で鬨ヒヤブと謂つたものが幾つかある。單なる國語史の史料としてゞ無く、更に巫女そのものの以前の地位も、是から少しづつ推し測られるやうな氣がする。

最後に第三種の、外部研究者の參考となるべき知識、是は書いて居る人の豫想以上に多く、又大抵は大切な事柄のみである。たとへば頭屋の標幟として其家の表口に立てられるオハケサンといふもの、是は原田敏明氏さへも由來まだ明かでないと言はれ、其名義に關しても依るべき説は無いが、ともかくも西は中國の一帶から、

東は北陸關東の村々にまで分布して居て、名を同じくして形の相異があると共に、異なる名の下によく似た形のものも多い。近畿地方は幸ひにして實例に満ちて居るから、注意して行けば少なくとも、之を設ける様式と趣旨までは明かにし得るだらう。名稱の分布の是だけ廣いのは、一度は京師の標準語であつたことを意味し、古い記録の中にどうしても見付からぬとしたら、中世以後に於て出來た言葉かも知れぬが、物までが新たに始まつたものとは私には考へられない。他にも同種の場合同じ場處に、やゝ異なる形とちがつた名とを以て、木を立てるといふ習はしは弘く且つ久しいからである。何か斯ういふものだけに別の名を付ける必要があつたことは、祭の幟(ノボリ)なども同じかと見られる。多くの實例に就いて、このオハケサンの特徴を見究める必要があり、従つて和州祭禮記の記述は有力な資料であると共に、又是ばかりで井底の蛙の、判断を下すことも出來ぬのである。近世以降の神道書を見ても明かなやうに、幣串の制式と觀念には大きな變遷があつた。大體に形が小さくなり又移動の盛んになつたのは、教義の進展に伴なふものとおぼしく、その爲に寧ろ舊來の態様を守り、古い法則に依つたものが、次第に別途の取扱を受けることになつた場合も有るのである。本書の中にも頻々と出て來るいはゆる幣めぐりの如

きも、今日はそんな粗野なる名稱を認める人も無からうが、私たちには見過し難い大きな暗示がある。白紙に清浄なる洗ひ米を包んで下げることは、九州の方ではオトビともトビの米とも謂ひ、中央では又オヒネリとも謂つて、神詣でに欠くべからざる捧物であるのみか、正月は特に一家の重要な器具にまで、一つづつ附けて置く習はしもある。断定することはまだ慎まねばならぬが、是が一つ一つの物體に魂を入れ、おしよねを付ける方式であり、乃ち又幣の串を神聖なるものとする唯一の條件であつたやうに私は思ふ。祭の幟の端にも今では括り猿のやうな形になつても、斯ういふ袋を下げた例が多く、又正月望の火祭の柱にも、穀物を入れた袋を下げる處は多い。幣にふぐりを添へることをまだ忘れて居ない地方ならば、何かオハケサンの方にも之に似た特色あるものは附けなかつたらうか。まだ注意した人が無いならば、是からも注意して見たい。

話が意外に長くなつたが、終りに一言だけ、著者に向つて言つて置きたいことがある。戦時の新聞記者といふ繁劇なる職に在る辻本君が、なほ寸暇を割き寢食を忘れて、斯ういふ人からは好事と看られがちな著述を繼續して来たといふことは、恐らくは深く心に期する所があるからであらう。國の文化史が之によつて進み、一般

國民の神と祭に對する考へ方が、之によつて又大いに改まるべきを信じなかつたならば、たゞ道樂を楽しみ博聞を誇る爲ならば、他に之よりも遙かに平易なものが有るからである。果して私の察する如しとすれば、著者はこの上にもなほ働かねばならぬ。といふわけは正直な話、此本はまだ決して完全とは言へず、又他人に説く方法としては、必ずしも十分に簡單明瞭だとは言へないからである。獨力でそれがもし爲し遂げられぬとすれば、願はくは其熱意を心ある同郷の人々に傳へて、少なくとも之を最終のものとせざることを切望する。

昭和十九年一月

柳 田 國 男 識

目次

葛本の明神祭	一
上品寺のシヤカ／＼祭	四
東竹田の松明祭	七
東竹田の佛しよう川祭	八
八尾鏡作神社の御田植祭	九
保田六縣神社の御田植祭	一〇
保田の牛蒡喰行事	一八
保田の奉幣神事	二〇
保田富貴寺の節會と四本柱飛突式	二五
唐院の奉幣神事	二六
結崎の奉幣神事	二九

矢部の綱懸行事……………二

矢部のボタイ行事……………三

多神社の牛之玉祭……………三

多神社の植初め祭……………四

多神社のおんだ祭……………四

多のボダイくと牛蒡喰行事……………四

多の花見の大飯食行事……………四

八條の綱切り祭……………四

八條の綱切り祭(續)……………四

石見の祭祀行事……………五

石見の野神まつり……………五

下之庄春日神社の早苗祭……………五

保津鏡作伊多神社の宮座祭……………五

守屋村屋神社の御田植祭……………五

伊與戸の綱掛神事……………五

平田・爲川・東井上の奉幣神事……………五

北阪手の華鎮祭……………六

阿部田の奉幣渡御と宮送り神事……………六

守屋村屋神社大祓式……………六

遠田・爲川・藏堂の數献當講……………七

鍵の蛇巻き(降り龍)……………七

今里の蛇巻き(昇り龍)……………七

海知のシンカン祭……………七

海知の垢離とり行事……………八

法貴寺池神社の御田植祭……………八

柳本伊射奈岐神社の秋祭禮……………一〇

柳本伊射奈岐神社の祈年祭……………一〇

柳本伊射奈岐神社の虫干祭……………一〇

柳本伊射奈岐神社の風鎮祭……………三三

柳本建勳神社祭禮……………三三

澁谷水口神社の風鎮祭……………三三

柳本長岳寺の節會と注連繩掛け……………三三

穴師・卷野内のねんりき行事……………三三

卷野内のボダイく行事……………三三

穴師兵主神社の御田祭……………三三

穴師兵主神社の春祭禮……………三三

穴師兵主神社の宵宮籠り……………三三

穴師兵主神社の風鎮祭……………三三

穴師の堂莊嚴……………三三

穴師の亥子のデンボ突き行事……………三三

穴師の灰撒きと木呪禁……………三三

穴師の烏の餅進り……………三三

穴師の無言の宮参り……………一七〇

穴師の初山行事……………一七〇

穴師の涅槃の雀……………一七一

穴師のあふれ／＼行事……………一七一

江包のお綱祭……………一七三

箸中の野口たん……………一八三

箸中の莊嚴講……………一八五

茅原の莊嚴講……………一九一

大神神社の繞道祭……………一九七

大神神社の御田植祭……………二〇六

大神神社の大神祭……………二一一

大神若宮神幸祭……………二二四

大神神社の鎮花祭……………二三三

綱越神社の御祓祭……………二三三

三輪の初市祭……………三三
 薬師堂の綱懸祭と泣餅行事……………三八
 馬場の積塔講……………三九
 三輪の莊嚴講……………四〇
 松之本の芋座祭……………四一
 金屋八坂神社の九日祭……………四二
 忍阪の宮座……………四三
 赤尾の宮座……………四四
 外山の大頭屋と古頭屋……………四五
 川合のバタ／＼祭……………四六
 等彌神社の綱掛神事……………四七
 谷の綱掛行事……………四八
 河西の宮座講……………四九
 浅古の宮講……………五〇

浅古の山の神まつり……………五〇
 浅古八阪神社の月見祭……………五一
 上の宮の宮講……………五二
 下の宮座……………五三
 談山神社の嘉吉祭……………五四
 多武峯郷の八講祭……………五五
 倉橋の祭り講……………五六
 横柿の亥子まつり……………五七
 北山の宮座……………五八
 北山の綱掛神事……………五九
 鹿路の綱掛祭……………六〇
 鹿路の十八酒……………六一
 飯盛塚の秋祭神事……………六二
 高田の亥子の暴れ祭……………六三

高田の宮講……………三四三

生田の芋座祭……………三四五

下高家の綱掛行事……………三四六

高家の元服祭……………三四七

山田の宮座講……………三四八

膳夫の宮講……………三四九

南浦のゴオタタ祭……………三五〇

南浦の宮送り神事……………三五七

脇本の新頭屋……………三五九

黒崎の奉幣神事と閉帳開帳行事……………三六七

龍谷の宮座……………三六一

初瀬の頭仲間(與喜敬神社)……………三六四

長谷寺のだゝおし……………三六九

初瀬の一箱べつたり行事……………四〇六

長谷寺三社権現の綱掛祭……………四〇八

長谷寺の佛名會……………四一一

初瀬の燈籠流し……………四一二

初瀬素戔雄神社の牛頭天王祭……………四一三

小夫天神社の御田植祭……………四一四

瀧倉の夏當屋御分靈御出入祭……………四一六

磯城郡祭禮・行事曆……………四一八

大和の年中行事曆……………四一九

索引……………四三三

あとがき……………四三七

和
州
祭
禮
記

葛本の明神祭

磯城郡耳成村大字葛本は五ヶ垣内に分れ、戸數百二十に及ぶ大きい大字であるが、そのうち特定の人十九名を以て大明神講を組織し、講員が毎年一名宛輪番當屋となつて、九月一日正午から同大字村社葛本神社で、室町時代より行ひ來つて居る由緒深き明神祭の儀を嚴かに執行してゐる。

この葛本神社のことを講員は明神さん又は八所明神と稱してゐる。本稿末尾に掲げた永正十二年八月作製の八所明神當屋控帳によれば、その頃この明神祭には御幣を献じ數次にわたつて座を催す等、相當盛儀であつたことが窺はれる。現在の當屋廻り順は講所有控帳の記録によつてをり、また講には田二反を有し、その収益は積金し時には神社に寄附をしてゐる。

さて明神祭のことであるが、九月一日の朝、新當屋の頭人が前の當屋のうちへ御神酒徳利を迎へに行く。この御神酒徳利を御分靈に擬へ、同徳利の送り迎へによつて當屋が交替する。

正午頃講員が着流しで葛本神社に参拜し、前記御神酒徳利を五升鏡餅、梨などと共に神前に献じ、神職の祝詞奏上があり、一同神酒を戴いてのち新當屋に行き、床の間に皇大神宮の御軸物を懸けその前で直會を催す。献立はかしわ餅三十匁、田螺これを芋類といふ昔は有明を用いた、里芋等であり、座席順は年長順で夕刻散會する。この神事は當屋渡しの行事ともいひ、一般氏子とは全然別派な祭事で、明治年代迄舊八月一日に行つてゐた。

尙十月二十二日 昔は舊八月二十
二日であつた の宵宮祭の晩には、同神社の拜殿ぐらりの周圍に大明神講と記した
高張提灯を講員の數だけ吊し、講としての神事は行はない。(昭和十四年一月調査)

左は室町時代の八所明神當屋記録で、現在同大字舊家藤本藤太郎氏方に所藏されてゐる。

- 一 天神ノヨミヤワーノ五テンエサケ二升 サカナワ ナスヒ エタマメ モチ三ヲ
シキ □□マキノ ウヲ 一サシ
- 一 ハキテンエ酒五升 サカナワ ナスヒ エタマメ米五升 マスワ 八合
- 一 □三月ノミキワ サケ一升イ子一ワ セカウ二合
トノサマヘチンテンノ御テン ヤクメ廿二ツコ郎□ヨリ□□□□
- 一 廿日ニ 八シヨ明神エ ヘキ一本 サケ一升 モチヒトヲシキ
- 一 廿三日ニ 八所宮 コヘキ一本 サケ一升 モチヒトヲシキ
- 一 廿日ワ ミコノキヤウ二ハイキル ナカラキヤウ 二ハイヲ ウチ チカエテ一ハ
イニシテ二ゼンキル サイワカラモリ五サイ 酒二升フタツスエサカスノシヤウシ
- 一 殿サマエ一キ、二ハイサンシユコサイトヒウチ一マイ サハナマス ムキマメナス
ヒ 木ウリヲキミニカツチ、カイテ酒三升スエサカナ 二ゼンハストスシト
- 一 サルカクノ日記
ナカラキヤウ 百三十八イ マスワ八合 サンシユコサイナスヒナマスムキマメウ

室町時代の八所明神當屋控帳



メツケ

- 一 サケ二升マスワ八合
- 一 シユカウ一 ハシカミ一ナスヒ
- 一 チシキモチキ 一ソクサハサンサシ 一ヒタイ三マイ二升ヘイシ一ツル マスワ八合スエサカナ二ゼン一ハ
ス 一スシ
- 一 トウワタシワ一キ、一ハイサノコトシ
- 酒三升 ナスヒ エタマメ カキ
- 一 廿四日ノニワハキワ一キ、一ハキナカラキヤウ三ハイ 三十五サイサノコトシ
- 一 ナスヒノワリハサミアリ チサエサカナワ エタマメナキアリ
- 一 廿日ノサワハスシスエサカナアリ
- 一 キヤウメヌケノスシトヒウチ一マイ ムキマメモチ木ウリアリ三合モチキ 一ツルナスヒ 木ウリ カツ
ヲノチキミアリ タ、ミアリ チサエサカナスハシカミエタマメアワセカキ
- 一 廿二日ノサワツキタチマウシノコトシ
- 一 廿三日ノ座ハ廿日ノコトシ
- 永正十二年乙亥 八月吉日
- 一 トウノマツル日記

葛本の明神祭

天文十七年(註) 戊申年八河合殿

己酉年八彌太郎

サコノ三郎トノ
註(墓で消してあり)
郎トノ

藤チヨトノ

藤五郎トノ

源二郎トノ

藤本殿

西ヲカ殿

カウマツ殿

宗二郎殿

小五郎殿

源六殿

永正十三年子八月吉日

註(天文十七年に河合氏が入座し、翌十八己酉年に彌太郎といふ人が加入したので頭人名簿に加筆したものである)

上品寺のシヤカノ祭

磯城郡耳成村大字上品寺(じよんじやう)のシヤカノ祭は、元は舊の端午の節句、今は新曆六月五日式に則つて行はれ、蛇祭り

行事の一種である。祭の起源は不明であるが、數百年経てるといはいはれ、五穀豊饒を祈るため毎年純情な子供の手によつて盛んに行はれてゐる。

この祭はすべて當屋が支配し、當屋は一年ぎり、長男の生れた家がなすことになつてゐる。同じ年に大字内で惣領息子が二人生れた場合は、その生れ月日によつて後先を定め、後から生れた家は翌年の當屋をすることになつてゐる。この祭の當屋をすることによつて、その家の長男が初めて村の餓鬼童の仲間入りが出、



作動るけつに池古を蛇の稗麥

麥稗製の蛇を「水を吞ませてやる」といつて、由緒をもつ區の南・北兩古池へどんぶりつけたのち、野神を祀る塚の大木に巻きつけ、神酒と粽を供へて一同敬虔な祈りを捧げて引きあける。

上品寺のシヤカノ祭

來るので、いはゞ子供の群に入る一種の儀式をも兼ねてゐる。

祭典の當日、大字の子供(七才から十五才まで)が學校から歸るとすぐ、麥稗または藁二束を持つて當屋に當つてゐる家へ參集する(現在は學校から歸つてからであるが、約八十年前までは朝から參集した)當屋のうちでは、その麥稗で長さ約十尺、太さ徑約八寸の精巧な蛇をつくり、それを子供が擔いで大字内をワツシヨワツシヨと練り歩いて汗と埃まみれになり、更にその

この野神の塚は區の一丁南方にあつて、高さ一尺・周圍約二丁で、村人はこれを野神さんと呼んでゐる。昔この野神の塚から約半丁東方にかなり大きい長池があつて、その池を埋める際、そこに棲んでゐた年古りた大蛇を殺したので、あとの祟りを恐れた村人が、區の南方一丁の南池のほとりに塚をつくつて埋め、塚の上に梅檀と榎の木を植栽、毎年のシヤカシヤカ祭には、麥稈製の蛇をこゝへ巻きつけて蛇の靈を慰めてゐる。



野神塚の古木に祀られた蛇

*祭がすむと子供らは當屋のうちで一風呂浴びたのち、肴の焼物付の膳の前に坐つて野趣満々たる若布汁で舌鼓をうち、郷土色豊かなクラシック行事の幕を閉ぢるのである。

昔はこの祭は随分盛んで近郷近在から見物人も押しかけ、また行事を奉仕する子供らは猿又一つで騒ぎ廻り、麥稈で造つた蛇とともに池へ飛び込んだものであつたが、現在は風紀取締りが喧しいので馬鹿騒ぎはなくなつた。それにしてもこの日は子供にとつて又と

なく楽しい一日である。(昭和十二年五月調査)

東竹田の松明祭

磯城郡耳成村大字東竹田の松明祭は、毎年舊曆の七月十五日同大字猛田神社境内で盛んに行はれてゐる。確かな起源は不明であるが、二百年も前から行はれてゐるもので、當日午後一時ごろ大字内の未婚男子が、幼は三才位から全部松明を持つて同神社に参集する。

松明は青年・少年・幼年によつて異なり、

青年(十六歳以上)の持つ松明は、目方四・五貫、長さ三尺、廻り六尺

少年(八歳以上十五歳まで)のは、目方二・三貫、長さ三尺、廻り四尺

幼年(七歳以下)のは、目方一貫、長さ三尺、廻り一尺

で、どの松明も茶種殻を芯として、その周圍を小麥稈で綺麗に化粧巻してゐる。

一同が参集し終ると、午後四時ごろから社殿内で區長・區會議員らが参列着坐して祭典が始まる。神職の修祓・献饌・祝詞奏上、参列員の玉串拜禮、撤饌などあつて、いよゝ奇祭「炎暑の火の神事」に移る。

神職が、神前金燈籠の御神火を松明に移し點じて静々と境内に現はれると、かねて待ち構へてゐた奉仕の男の子ら四十餘名が、この火を自分の松明に移し、紅蓮の炎を吐く松明を振りまはしつゝ、百坪内外の境内を陣を描いて火の燃え盡きるまでチヨコ／＼走りて幾數百回となく廻り汗に濡れるのである。また獨り歩きの出来ない幼児は、親に

抱かれて廻るのであるが、この行事がクライマックスに達した時は、鎮守の杜のなかには火の海と化し、松明をもつた奉仕者の浴衣姿が錯綜して一大壯観を呈する。

前日の十四日も午後四時頃から松明祭が行はれるが、この日は、少年だけが松明を持つて出るので、さほど見事ではないが午後七時頃からは大字民が辨當を持つて神社境内でお籠りをする。

この神事で注目すべきは、松明の奉仕者が結婚した男子を禁じてゐること、これは「穢れた者が神の前に出られない」といふ昔の名残りを傳へたものであり、この意味から純真無垢の童貞者ばかりを選んだものである。(昭和十一年九月調査)

東竹田の佛しよう川祭

磯城郡耳成村大字東竹田の東を流れてゐる川(寺川支流)を、村の人々は佛しよう川と呼んでゐる。約百五十年前、この川上から靈驗あらたかな佛像が流れて来て、東竹田領に止つたところから佛しよう川と呼ぶやうになつたと傳へられてゐる。

毎年舊曆の三月十五日と七月十五日の二回、午後三時から同大字大日堂で、大日講員と區の役員が集まつて盛大な法會を勤修する。この法事には各戸から豆、餅、菓子など供へ、坊さん二人来て念佛をあげ、それがすんでからお供物を村中に配布するのである。(昭和十一年九月調査)

八尾鏡作神社の御田植祭



八尾鏡作神社の御田植祭

磯城郡都村大字八尾縣社鏡作坐天照御魂神社の御田植祭は五穀豊饒を祈る神事で、いつ頃からは行はれてゐたか起源は不明であるが、随分大昔から行はれてゐたといふ。毎年二月二十二

日午後三時から行はれるが、この日淨められた神前に山の幸・海の幸五臺と、更に苗松と稱する青々とした松の若枝の小束を三寶に積み重ねて献じ、神職の祝詞奏上、氏子總代の玉串拜禮があつて神事に移る。社殿前の齋庭には、かねて田になぞらへたお田植神事の場所が造られ、その大きさは縦二間半・横二間の長方形で、四方に忌竹を立て、忌竹と忌竹との間に幣を垂らした注連繩を張りめぐらし、また地上には玉砂利が掃き清められてゐる。

神事の用具 牛面(茶塗木製で縦一尺五寸、前後差渡し二尺、牛面の後部に茶の大布をつけて胴としてゐる)。鉞、鋤、馬鉞、唐鋤。

神事の儀式 神職と白丁五人が田に擬へた神事の場所に來て、神職が先づ田のみなくちを祓ひ清め、次いで白丁が鉞で田を耕す動作

をなし、終ると牛面をかぶり、茶布で身體を包んで牛に扮した白丁二人（牛男）が、一人の白丁（田主）に手綱をとられて現はれ、田鋤き、馬鉤かきの動作を繰りかへすのであるが、この動作が非常に亂暴で、見物の鼻さきへ牛の首を持ち込んで人を愕かせ、狂ひ廻つて人をどつと笑はせる。牛がよく暴れるとその年は豊穰だと言ひ傳へられてゐるので、牛が暴れ足らぬと、見物の群衆が「もつと暴れ暴れ」と喚くので牛男はへとくになつて遂に倒れてしまふ。それがすむと白丁が田植と稱して苗松三十本を砂の中へ挿入するのであるが、この苗松を早く手に入れると入手した者の家の米がよけいに收穫るといふので、白丁が挿入してゆくしりから、群衆がわれ勝ちにと田に飛び込んで、苗松を奮ひとる争鬪の光景は物凄じかりである。

砂かけ行事 お田植の儀式が終ると砂かけの行事がある。これは慈雨に恵まれるやうにと祈る神事で、群衆が田にどつと砂の雨を降らすのであるが、しまひには見物人が互に砂のかけ合ひをはじめて身體一面砂まみれになり、濛々たる砂塵で境内を包んでしまふのである。

苗松は神事の翌日郷中の農家に全部授與され、農家はそれを親蒔く際、苗代の水口に立てるのである。（昭和十二年二月四日）

保田六縣神社の御田植祭

磯城郡川西村大字保田指定村社六縣神社の御田植祭は、古典行事といふよりも、むしろ古くより傳はる神秘的な郷土藝術であり、隠れたる偉大な農村藝術である。

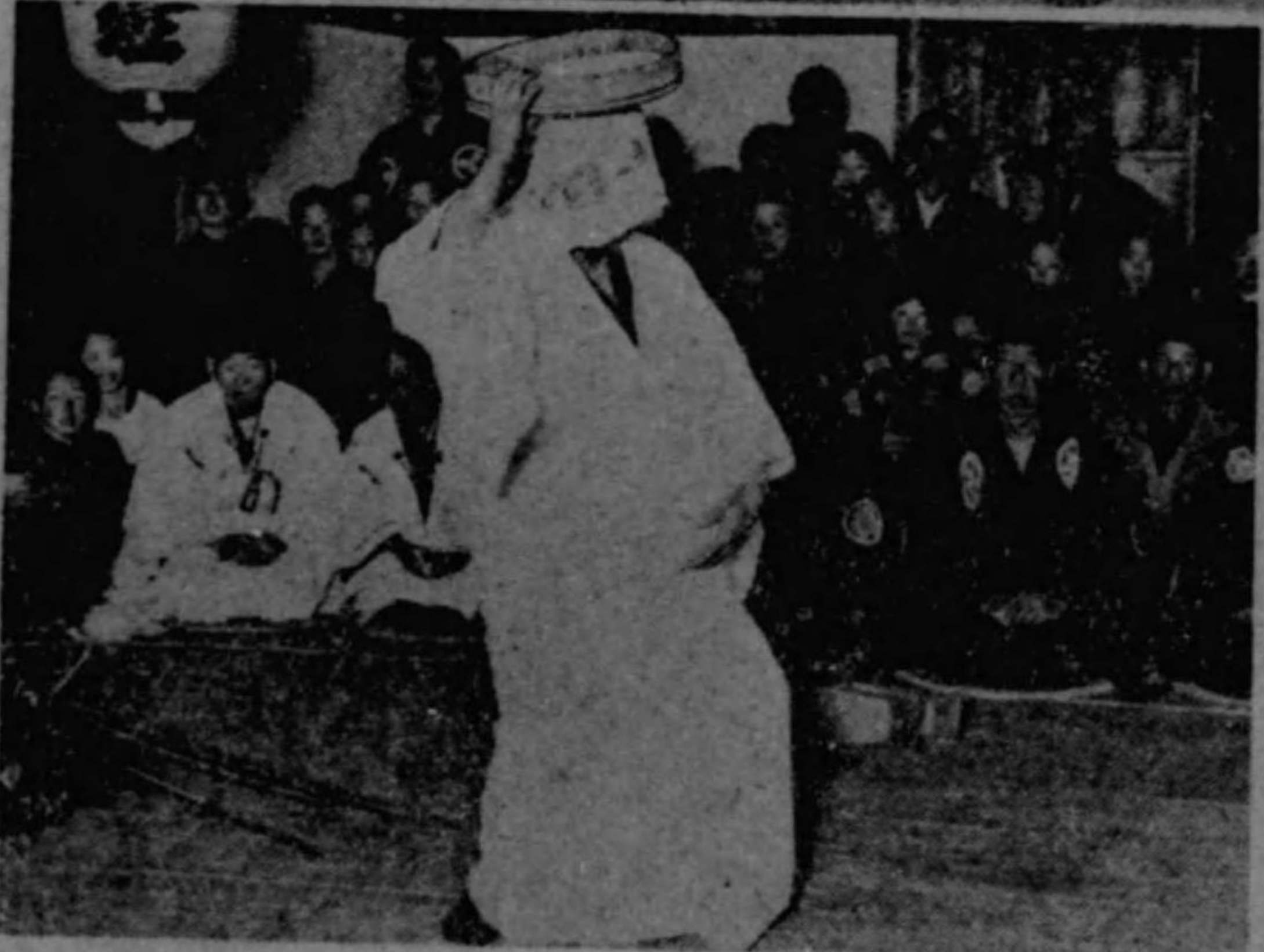
この祭の濫觴は、遠く藤原時代といはれ、いまにその遺風を傳へてをり、牛耕、田植、孕婦の行厨運搬と分鏡、種蒔などの種々の動作を行つて、五穀豊穰と安産とを祈願するのである。各地で行はれてゐる御田植祭が、五穀豊穰のみを祈つてゐるのに對し、この御田植祭は、安産祈願をかねた異色をもつてゐる。これは大昔、保田の大字が難産で弱り、妊婦が相次いで死んだので、六縣神社に安産を祈願したところ、それから大産もやみ、産で死ぬものもなくなつたので、かうして御田植祭のうちに安産の動作を行つて、いままなほ相變らず安産の祈りを續けてゐるのである。故に保田の御田植祭を、子オンタまたは子出来祭りとも呼んでゐる。

この祭は毎年舊正月十四日夜、六縣神社の拜殿で、宮座の座衆によつて古式に則り嚴かに行はれる。同大字の戸數は百三十七戸（昭和十二年一月現在）で、うち宮座に加入してゐるのは三十三軒の八十名、座衆中の年長者十人を十人衆といひ、次の十人を中老と唱へ、他は全部若連中と稱してゐる。座衆は當日の午後六時、同神社の境内にある富貴寺（藤原時代創建と傳へらる）に集まつて、この祭りの神饌の準備をなし、次いで神前に、神酒、山の幸、海の幸、里の幸洗米、塩水と、蓄のついた長さ一尺五寸の椿の枝百四十本を献上する。

この蓄のついた椿の枝は、この祭りに非常な縁があつて、同神社の境内にある椿の古木の枝を伐つてこれに用ゐる。椿の枝を米になぞらへてゐる。椿の蓄一つを玄米四斗俵一俵と稱し（註・昔は蓄一つを五斗俵といつて、蓄が六つあると三石出来といつた）蓄の多い枝を授與されたものは「今年（ことし）はうち、は豊作だ」と喜ぶのである。この椿の枝は、祭りの翌日大字各戸に一本づつ、授與され、春來りて親播くとき、農家が苗代の水口に挿入してその年の豊稔を祈るのである。

祭典 祭典は至極簡單で、午後八時ごろから始まり、烏帽子、素袍姿に威儀を正した宮座の人々が、十人衆、中老、

【寫眞説明】 六縣神社の御田植祭…(上) 施肥の場面 (中) 妊婦辨當運びの場面 (下) 神主と妊婦の對座問答



若連中の順序で拜殿に着坐、十人衆のなかから神主二名(註・神主には十人衆が毎年代つてなる)と巫女一名を選び、産湯(註・産湯は斗釜に水を一杯に入れ、三本足のくどの上に乘せて拜殿舞殿で沸かす)の湯氣が濺々と立ち昇るなかを、巫女が腰に注連繩を巻き、御幣と金鈴を持つて劍の舞を舞ひ、それがすむと本物の神職(註・六縣神社の社掌)の五穀豊穰と安産

祈願の祝詞奏上があり、ついで宮座衆から選んだ神主の玉串拜禮があつて祭典を閉ぢ、いよいよ拜殿を舞臺として神秘的な諸行事に移る。

註・(巫女が腰に巻いた注連繩は、身持ちの人が産をする時腹に巻くと、易々と分娩出来るといはれてゐる。)

御田植の神事 この御田植の神事は、どこでも行はれてゐるごとく五穀豊穰を祈るためであるが、他の御田植神

事では、苗松を主として使用してゐるのに、ここでは椿の枝を用ゐてゐる。

奉仕者

大藏座一名(註・宮座衆中の一番古い人がなり、代々御田植祭の牛つかひをなしてゐる)

農夫 十名(註・宮座衆中から選び、一生に一回しかねない)

服装はいづれも烏帽子、素袍着用

1、水見廻り 農夫二名が水見廻りと稱して、鉢を擔いで拜殿内の舞臺を、あちこち眺めつゝ廻る。



【寫眞説明】 (上) 妊婦安産の場面 (下) 農夫稱藪の場面

- 2、牛つかひ 大藏座のものが、牛に模した人夫を連れて舞臺に現はれ、牛耕、畝切り、馬鋏かきの諸々の所作をなすが、その際牛になつた人夫は散々に暴れる。
- 3、施 肥 兩端に椿の枝を各一本づゝ引掛けた青竹の棒を擔うた農夫二名が、その椿の葉を撈つて舞臺に撒き散らかし肥料を施す状をする。
- 4、土こなげ 農夫二名が鋏をもつて、田の土を細かく碎く眞似をする。
- 5、田 植 農夫二名が左手に椿の枝一本を持ち、右手でその葉を撈つて早苗を植付けける所作をする。
- 6、螺拾ひ 農夫一名が左手で小太鼓を抱え、右手で舞臺に落ちてゐる椿の葉（註・螺の意味）を拾ひ、全部拾ひ終ると太鼓を一つ力強く打つ。

註・（水見廻り、牛つかひ、施肥、土こなげ、螺拾ひは、すべて奉仕者が舞臺を左から二周するのが古儀となつてゐる。）

以上の諸行事が全部終ると、拜殿の右端に控へてゐる十人衆が、奉仕者に「ご苦労さま」と禮を述べる。この行事の最中に見物人が、幾度も奉仕者のところへ押し寄せて行つて揉み合ひ、行事の邪魔をするが、これをモンダ／＼といつてゐる。

孕婦の辨當運びと安産の神事 この神事は農村婦人の勤勞振りと、家庭の圓滿、夫婦愛の融合の様を表現したもので、農家の主婦が懐妊の身をも厭はずにけんすい（註・辨當のこと）を、田園で耕してゐる夫の許に持つて行き、夫と炊事場廻りのことについて親しく語り合つてゐる最中に、陣痛を催して玉のやうな男の子が安々と出産する……といふのがこの神事の筋書きである。

奉仕者

妊婦一名（註・座衆中の若連中から選ぶ）

神主二名（註・座の十人衆のなかゝら選ぶ、毎年交替する）

下腹に直径約八寸の太鼓を入れて左手で抱へ（註・これは子を孕んでゐる意味）白装束を着用し、手拭を姉さん冠りにして妊婦に扮した若者が頭の上に神饌米三升を（註・これはけんすいの意味）入れた直径約一尺五寸、深さ約三寸の桶（註・桶のことをサンマイといふ）を乗せて右手で支へつゝ、拜殿の北から現はれ、舞臺を一廻りして辨當を田で耕してゐる夫の許に運ぶ所作をなしたのち、烏帽子、淨衣を着て神主に扮した講の長老と對座し

神主（註・夫）が「東田は」（註・東の田へ辨當を幾等持つて行つたかとの意味）と問へば、

妊婦（註・妻）が「三パイと二杯と又五杯」（註・十杯持つて行つたとの意味）と答へ

神主「西田は」 妊婦「四杯と四杯と又二杯」

神主「北田は」 妊婦「三パイと三パイと又四杯」

神主「南田は」

妊婦「二杯と二杯と又六杯」と答へ、辨當を東西南北の田へ運搬した状況について問答を重ね、こんどは

神主が「臺所廻りを尋ねます」 妊婦「ハイ」といつて、臺所の状況について次のやうな問答を重ねる。

神主「水は」 妊婦「水壺の中に」

神主「杓は」 妊婦「水壺の上に」

神主「お杓子は」

妊婦「釜の蓋の上に」

神主「箸は」

妊婦「箸筒に」

神主「茶碗は」

妊婦「茶碗籠の中に」

神主「オセンソコは」(註・ご飯のことをいふ) 妊婦「櫃の中に」と答へ終ると、妊婦が「キリ／＼腹が痛くなりまして」と陣痛を訴へ、腹にかゝへてゐた太鼓をその場にはうり出し、易々と分娩したごとくになると、神主がその太鼓を拾つて「ボン」(註・男の子の意味) 出来た。出来た」といつて太鼓をボン／＼と二三つ叩き、見物人がどつと笑ひこぼけるのである。(註・神主と妊婦の問答は昔ながらの儀式通りになつてゐて改作を許されない)

種蒔き神事 寒夜の保田の社のほの明るい御神火を浴びて、烏帽子、素袍姿の農夫が、種蒔きの所作をしつゝ、鏗ある聲で、あるひは低く或は高く唄ふ郷土が生んだ偉大な古典民謡——保田音頭「種まきの歌」は、いままほ筆者の耳に印象深く残つてゐる。

奉仕者 農夫一名(註・宮座衆中その年の牛券當屋に當つた人がなる)

片肌脱ぎした烏帽子、素袍姿の農夫が、神俵米三升を入れた桶を左肩にして、拜殿北側から現はれ、鏗ある聲で「近江の國通れば……」と種まき音頭をうたへば、控へてゐる座衆や見物人が「豊年よけれども福の種蒔こよ——」と一齊に囃し立て、その音頭の節々に、農夫が舞臺を歩いて米をバラ／＼と床の上に蒔き「大和四十八萬石、保田の明神蒔き納め」で神事が全部終了する。

保田のおんだ種蒔の歌

一、近江の國通れば——

雪森長者に行き合ふをたう——

ハヤシ 豊年よけれども福の種蒔こよ——
ハシヤ 同 前

行き合ふたる處なら此の處に蒔こよ

ハシヤ 同 前(註・こよで種を蒔く)

一、河内の國通れば——

せしなけ長者に行き合ふをたう——

ハシヤ 同 前
ハシヤ 同 前

行き合ふたる處なら此の處に蒔こよ——

ハシヤ 同 前(註・こよで種を蒔く)

一、宇陀の郡を通れば——

市森長者に行き合ふをたう——

ハシヤ 同 前
ハシヤ 同 前

行き合ふたる處なら此の處に蒔こよ——

ハシヤ 同 前(註・こよで種を蒔く)

一、大和の國通れば——

橋中長者に行き合ふをたう——

ハシヤ 同 前
ハシヤ 同 前

行き合ふたる處なら此の處に蒔こよ——

ハシヤ 同 前(註・こよで種を蒔く)

大和四十八萬石 保田の明神、蒔納め

直會 神事が終ると直ちに拜殿で直會が催され、大根と菜の鹽漬とを一緒に交せて煮たものを肴として神酒を頂き、

小豆の粥を枇杷の葉の上のせて食する。尙同祭は時によつて新の二月十四日に行はれることもある。(昭和十二年二月調査)

保田の牛蒡喰行事

磯城郡川西村大字保田の牛蒡喰行事はまた一名牛蒡塔行事ともいひ、正月の節會の儀式の一種で、毎年古より舊正十二日の日の出八寸の時刻(註：太陽が東の山から八寸出たことをいふ)に、牛蒡講員が輪番當屋で行つてゐる。

献立

- 1 煮でた牛蒡を長さ二寸七分にきり、一人前三百八十匁づゝ四ツ目の小椀に五重の塔の形に盛る。盛り方は太い方を下に、細い方を上にして、高さ約八寸に積みあげる。よつてこれを五重の塔、または牛蒡の塔と呼んでゐる。牛蒡の煮で方は二斗釜一釜につき、酒三升、摺味噌二升、醤油八合入れて、牛蒡とともに約五時間煮るのであるが、この行事一回に牛蒡約七十貫消費するといはれてゐる。
- 2 大根を長さ二寸七分の角形にきり、味噌焼きにして椀に盛る。
- 3 眞芋一個と笹菰の牛蒡とを皿に盛る。
- 4 白の蒸ご飯を一人前四百三十匁(六合一勺半)づゝ、六寸角の厚味四寸ぐらゐに盛り、その上に焼鹽少々と唐辛子を一個のせる。
- 5 青菜の味噌汁。

この献立は當屋のうちで行事の三日前から準備されるが、昔はもつと立派なものであつたらしい。

さて行事當日の日の出八寸に、講の世話方が法螺貝を吹いて大字内を歩くと、講員が全部裝束をつけて參集し、六縣神社に白米・牛蒡・ご飯・金五錢を献じ、神職の祝詞、十人衆代表の玉串拜禮があつたのち富貴寺に至り、十人衆中老が本堂の一間に入り(註：十人衆、中老の座敷を大藏座といふ)若連中が次の座敷に入つて、年長順に着坐すると、前記の献立が出て、紋服姿の當屋の主人公が挨拶をする。それがすむと、袴をつけた給仕役の講の世話方一名が、長柄の銚子で酒を年長順についでゆく。その際當屋の主が高砂の謡曲をうたひ、行事の宴が果てる時には、十人衆の代表が謡曲「千秋樂」をうたうて、當屋の主に朱の杯を納める。

昔は大食を非常に自慢にし、この行事の宴に出る白蒸御飯を全部平けなかつたならば、家へ歸れないとの掟になつてゐたので、飛んだ喜悲劇も生れたが、現在はその掟は解消されてゐる。この行事は、朝の日の出八寸から夜の八時まで続き、宴は非常に嚴格で、座敷では無斷で立つたり、膝を崩したりすることを禁止されてゐるので、宴が終つて歸る際、痺をきらして倒れるものが相當ある。

行事が滞りなく終ると、當屋の主が提灯をつけて、一同を寺の門前まで送りとゞけるのである。(昭和十二年二月調査)

註(十人衆、中老、若連中は「六縣神社御田植祭」を参照のこと。同行事も時により二月十二日行はれる。)

保田の奉幣神事

磯城郡川西村大字保田指定村社六縣神社の奉幣神事は、約八百年前からこの神社の宮座衆人が、輪番當屋で毎年十月十九、二十の兩日盛大に執行してゐる。

秋祭りに伴ふ一種の古神事で、秋祭りの當屋に當つてゐるものが、祭に先だちて行ふのである。當屋は兄、弟の兩當屋に分れ、その年の當屋に當つた家の戸主の年長順によつて兄、弟を決し、同年の場合は生れ月日によつてこれを定めてゐる。即ち年長のものが兄當屋になり年少のものが弟當屋になる。

兩當屋の當人子は、同月九日初座と稱して午後三時打揃ひ、六縣神社に参拜し、本年の秋祭りの當屋を勤めさせて戴く旨を恭しく神前に奉告したのち、龍田川の岩瀬へ水垢離に行き、清水を浴びて齋戒沐浴する。

十九日の宵宮祭の午後八時ごろ、宮座の世話人が法螺貝を村中吹き流すと、兄弟兩當屋の家から奉幣のお渡りが靜靜と出る。兄弟兩當屋の當人子は烏帽子、素袍に威儀を正し、兄當屋が先に、弟當屋が後となり、頭に御幣を載せ、御神酒を入れた樽型の竹筒を持ち、稻穂十株と美濃紙包みの洗米二合とを枝付の川柳の荷棒にひつけて擔ひ、當屋の親戚一同が隨行して神社に参進、拜殿に着坐、神前で選蒸二束と小麦稈一束とで御湯を沸して御神樂をあける。

二十日の本祭にも午後二時から、宵宮祭の際と同じ形式で奉幣渡御があるが、この時は神職が神社の鳥居までこれを出迎へる。この行事に用ゐる御幣は、節を綺麗に削つた青竹の先を二つに割つて幣を挟み、宵宮に用ゐる幣竹の長

さは五尺、本祭に用ゐるのは長さ六尺で、幣には墨丸と稱して紙包みの白米三合を水引でかたく結びつけてある。

(昭和十二年十月調査)

左は同神社神事及び神子に關する室町末期並に桃山時代の記録で、現在同神社蔵になつてゐる。

保田神事入目次第

合 一番頭

- 一 九月一日 テサカキ サシニサケハ一升 サカナ エタマメ クリニ カキ一 木ウリ メン／＼ニアリ
- 一 カンヌシニ 五合ノキヤウ 三シユウ サキ タカモリ一ハキアリ アツカミ一テウ チウシ 一テウ

十八日

- 一 御ユノフセニ チャウ合ノ 五升 エスヒノキヤウ八ハキ五合イ コノキヤウノ中ヲ二ハキツ、ヲトナノ中へ出 イ子一ツトヒウヲ五マキ サケ一升 ミコノカタへ出、ヲトナ方へハ一升モリノキヤウ サイハタモリ一ハキアリ 二ハキハヒラシ 子ンキヤウシ シヨウシニモアリ、ミコニシナカラアリ カンヌシ二人ニテナシキヤウ サケ一升ツ、アリ
- 一 十九日サカキ入ニカサノモチ二人ニ一ツ、トリサカナサケアリ モチツキノアサメシハ 中ラウ ハカリ
- フクロモチハカタノルキ、ヲトナハ一、チウラウハ二、子ンキヤウシ、シヨウシモ一徳一二、ミコ、ハキ、ハサミニキタル、ソノ時カサノモチ一、サケアリ、ヨミヤサケハ二升、サンマキハ一升、カタノモチ四十マイ

ミヤノ アフラモトホスホト 一ハントウノシハキ 六升六合 御クウヨウトウ此同トテノヘリ

一 廿日御クウニ六シユウ マメ ハス アラメ モチ三ハ一升イ、ミキノアリ サケ二升 ハクマキノサン
マキ 三合スエサカナハ マメ ハス 四センノフンミヤノ アフラトホスホト 二ハントウノシハキ

一 御クウモリニサケハ入ホト サカナハラクサク カサノモチ一ツ、子ンキヤウシハ、ヘキテハサム アツカ
ミ四マキ チウシ四マキ ハクヤキ 四合^{アハハキ} ヨウトウシ 御クウソコトク 五ハキカンヌシ一センツ、シヨ
ウシ一セン ミコ二人一センツ、一ハイニサケ一升ツ、ソウラシキモチ五マキ

一 サルカクニ ラシキノモチ一ソク 五合ノキヤウ五十マキ ハンサラ タケ イモクシ三ツ サキ ヨナカ
レ五升チャウキ一 サケ二升 カツチ 一フシヘツイ ユワキニサケ一升ラシキモチ チャウ合ニ一斗 トヒ
ウラ五マキ チウシ二マキサンマイ八ツ 子ノコドク〇ヨウトウノサケ五升〇シユカウニサケ五升リヤウトウ
ヤシテ チャウ合

一 ニワハキニチャウ合ノ 五升 サケハ ノムホト

八ノ日御クウニカタノモチハテンシヤウツキ 四十マキ

廿日サノ酒四斗ナルソウノヘリ

廿一日ノサノ酒四斗ナルソウノヘリ

前々ノ分

三〇 花押

廿日座ノクロサカツキ、メンノニアリ 内ヲロシセンモヲロス

廿一日座ノクロサカツキ、メンノニアリ ヨノナカ十合ノトキ後日ニ座アリ ツムトキ二百メノサキシウツ
ム 一升ヘリノトキハ五斗五升ツム 二升ヘリ カラ サモナシツムコトナシ カキソソ

十石ノイナミ 永正六年 巳 三石イトナミ 永正七年 午 ツムトキキヤウカスラツム六石イトナミ 大永七年 丁亥

天文廿年 辛亥 九月吉日書之

氏神子之定之事

合 貳 石 者

一 九月一日

二升御ミキ 一升サンマイ 一升マメ 三升カクラ酒 二升ツ、アツカミ 廿四枚チラシ半チラ コレハ兩ト
ウシテ 二升メシ酒兩カンヌシ

一 コメツキ

一斗一升貳合メシ 三升サケ シルハカンフツ サキワカマスハチカミ ナマス

一 チユツカキ

一斗九升 シロ米ニテ 三升 酒 三升 御ミノフセ大上クンカニヤニテ 五升五合 チウロウモチ、キリノ
メシ一升 アツキ 三升サケ 二合五勺 マメノカウアツギノ代

一 ヨミヤ

二升 御ミキ 三合ヘキフクリ 五合 サンマイ 御ヘキカミチウシ半テウ 五斗 百十八枚カサノモチ、シ

保田の奉幣神事

二三

一 廿日 口米ニテ 一升五合 カウ米

一 廿日

一 升 サケコクウモリ 一斗五升六合御コクウ サキノモチ 三升 酒 貳升御ミキ 一斗六升五合キヤウコ
 メ三升 カワラケサカツキ代 五合 メシ 五合酒チウロムキヤウフキヤウ 四升 御コクウ ウトメ大コン
 ムキマメ以上三三八 三升 マメムキ マメクルミマテ 一升 ハス 二升大コン 二升ウトメ 二升五合キ
 モノ代米三升五合御ヘキ酒 キヤウ此メマテ 三合 御コクウノサンマイ 御コクウサキノモチ十五枚ヲトナ
 十人クモンミユ御サカキ入

一 御ヘキノトモ

三升 酒カハリ キヤウ一升トウ明 一斗 御ヘキノ本 一升 サンマイ 五合 ヘキフクリ 二升 ヨトウ

一 廿一日

六升五合御コクウワケ ヲトナ事へ出ル 一升 ミコニワ八升 トヒウチ一ツミコヘ

天正拾六年 戊子 九月廿日

コレワカタトウノフシナリ

一 ヨミヤサンケニミコトノヘヒキモチ一ツアリ

一 ヘイハサミニクモント人ヒキモチ一ツアリ

一 兩カンヌシヘヲサカキ入ヒキモチ一ツツ、アリ

一 ヲトナ衆ニ御クウモリニヒキモチ一ツツ、アリ

一 モチツキ フクロモチノシエニヲトナ衆ニ酒一升アリ

此分モチ數貳百十八入コレハコクウノサキノモチノルキナリ

保田富貴寺の節會と四本柱飛突式

磯城郡川西村大字保田の俗に宮寺と呼ばれてゐる古刹富貴寺の古俗行事たる節會と四本柱飛び突き式は、毎年舊正

六日 時により二月六日に
行はれることもある 午前八時から同寺本堂で、同大字の宮座の人々らが昔ながらの式法に則つて行つてゐる。

當屋の名稱と廻り順 この節會の當屋には飯の當屋と花の當屋とがあり、飯の當屋は更に兄、弟の兩當屋に分れ、

花の當屋も同様兄、弟の兩當屋に分れてゐる。

當屋の廻り順は、座衆の家の男の子の年長順によつて居る。即ち前年當屋に當つた男の子のすぐ下の年齢の男の子か、若しくはそれに近い男の子のある家が四軒宛その年の當屋になるのである。(子供が同年の場合はその父親の年長順によつてゐる)

この四軒の當屋のうちから更に前述の如く飯の當屋に二軒、花の當屋に二軒なるのであるが、飯の當屋には、花の當屋の者より年上であつて然も前年の節會に花の當屋を勤めた者がなり、年下の者二名が花の當屋になる。

また飯の當屋の兄當屋には、前年の花の當屋の際に弟當屋を勤めた者がなり、飯當屋の弟當屋には、前年の花當屋

に兄當屋をしたものがなつて、兄、弟當屋が交替し、花當屋の兄、弟の極め方は、年上の者が兄當屋になり、年下の者が弟當屋になる。

各當屋の任務と御供の作り方 飯當屋の兄當屋は、饗の飯を座衆の數だけつくる。その作り方は、白蒸飯を一人前三百六十匁五合位宛かけ分けて六寸角の三寸厚味に盛り、その上へ焼鹽少々と唐辛子一個をのせる。

同じく飯當屋の弟當屋は、めいを煮て一人前少々宛座衆の數だけつくる。花當屋の兄當屋は、一つ一合五匁ぐらゐの白餅餅座衆の數と、素袍の餅一個とをつくる。この素袍の餅は、三升餅を小豆汁つよ汁の手水にて搗き、大きな箆いひを逆倒さかさまに伏せた上へその搗いた小豆色の餅を一杯展ひらけて並べる。その恰好が素袍を着してゐるやうに見えるのでソボウの餅と稱してゐる。

同じく花當屋の弟當屋は、牛王さん百三十五、六本と作り花一つとをつくる。牛王さんは、長さ約五尺の枝付きの川柳の幹の根本を四つ割して、そこへ延紙のびがに捺印した寺名入の牛王印符を挟んだもので、また作り花は別名を拾幣の花ともいひ、柑子、橘、樺、勝栗、串柿、分俵ぶんた野花のうゑ、芋、胡蘿蔔、大根の十品を、長さ五寸餘の竹串に、竹串一本に付各一品一個宛刺したものを一品二串づゝ計二十串つくり、それを更に直徑一尺五寸位の藁造りの輪に刺し立てたものである。

以上の各御供、御花は行事の前日、四當屋の家で後、先當屋の者が手傳つてつくり、行事當日の早朝富貴寺に運び、本尊釋迦如來の寶前に供へる。

節會の儀式

行事の日の午前八時頃、

宮座の十人衆

座の最年長者十人をいひ、この中には一老も交つてゐる。

中老

十人衆の次は裝を着し、若連中

十人衆、中老以外の座衆は羽織を着て同寺に參集、本堂で法要を修し、住職が心經を讀誦、次いで座衆の氏名を古參者から順次讀み上げる。

これが済むと座衆一同が年長順に着坐し、前記きやうの飯、めい、祝餅など並べた膳が運ばれ、四當屋中の最年長者の簡單な挨拶があつて酒宴の宴に入り、午後二時頃終る。

四本柱飛び突き式 節會が終ると引續いて豊、凶をトと四本柱飛び突き式が行はれる。

同寺の四本柱をいづれも神に響へ、東南の柱を 天照皇大神、東北の柱を春日大明神、西北の柱を八幡大菩薩、西南の柱を保田の明神と唱へてゐる。

屈強な若者一名が袴の股立ちも高く、一握りに餘る牛王の印章をしつかと握り、座衆一同の「四本柱へ飛びつくぞ」との賑やかな囃子聲に連れ、十數歩前より勢よく走りよつて柱に飛びつき、その印を東南、東北、西北、西南の各柱の順序で一柱に各四回宛押捺するのであるが、「ボン／＼」と力強く柱に押す印の音が古びた堂内に響いて、神秘的寮圍氣を醸し出す。

この捺印跡の高低によつてその年の豊凶をトして居る。即ち少しでも高い所へ押印され、ば豊作だとされてゐるので、若者は極力高い箇所へ押印しようと懸命の努力を拂ふのである。この豊凶をトふ重大使命を帯びた捺印飛びつき男は、座の若連中のうちから一番の元氣者を選ぶのである。

なほ四本柱の飛び突き式が終ると、座衆一同が作り花の取り合ひをなして解散する。

牛王さんは同日夕刻同大字の全農家に一本宛配布し、苗代しのの際苗代の畦に挿してその年の豊穰を祈るのである。

また素袍の餅は翌日十人衆が分配する。(昭和十五年一月調査)

唐院の奉幣神事

磯城郡川西村大字唐院式内村社比賣久波神社の奉幣神事は、古より毎年十月十八・九の兩日、この神社の宮座衆人が輪番當屋となつて行ひ、儀式は嚴肅を極めてゐる。

大體前項保田の奉幣神事によく似てゐるが、異つた點を記すと、この神社の秋祭りの當屋が、一、二、三、四の四つに分れ、一と四の當屋の役目が重い。この奉幣の御渡りも、矢張り宵宮と本祭の二回出るのであるが、宵宮に一の當屋から出ると、こんどは本祭には四の當屋からお渡りが出る。

初座は同月一日で、奉幣神事の兩日、即ち十八・九の兩日とも午後一時に座衆が上下着用して當日お渡りの出る當屋に參集、一から四までの四當屋の當人子四人と神職とを正座に据ゑ、十人衆、中老が年長順にその左右兩側に坐り、菜のひたし、牛蒡のたきなどを酒の肴として、若衆の給仕で酒宴に入る。酒は長さ四尺の長柄の銚子で酌し、神職、當屋主、十人衆は二献、中老は三献である。酒宴りを二時で打切つて奉幣のお渡りに移る。

二本の女竹に挿んだ御幣(註)を御幣持が擔いで先頭に立ち、稻穂と御神酒入りの竹筒を吊した川柳の荷棒を荷つた當屋主がこれに續き、十人衆、中老ら列を正して「トゥク、ワァー」の掛聲も勇ましく神社に繰込み、奉幣の儀のうち拜殿で直會を催し、十人衆が三献、中老が五献酒を汲むのである。(昭和十二年十月調査)

註一 幣竹の長さは宵宮は六尺、本祭は七尺とされてゐる。

結崎の奉幣神事

磯城郡川西村大字結崎式内村社絲井神社の秋祭りに伴ふ奉幣神事(當屋渡りともいふ)は、古より毎年十月二十一日・二兩日同大字の宮座衆人が古式に則りいとも莊嚴盛大に行つてゐる。

當屋は一番當屋から五番當屋までの五當屋に分れ、前年の神占ひによつてこの五當屋が定まると、早速各當屋の家は祝詞と神樂で祓ひ清められ、母屋の屋根に注連縄が張りめぐらされて、門口に小さい御幣が立ち、以後一ヶ年間屋根の修理が禁ぜられ、當屋の人々は肉食(牛)を斷ち、親戚をはじめ一切の葬式に參列せず、只管齋戒して神に奉仕する喜びの日の來るのを待つのである。

行事に先だつ九月二十九日早朝、五當屋の人は打揃うて龍田川に水垢離に行き、沐浴してのち行事が終るまで二十四日間、夫婦の同衾を禁じて身の清淨を期し、かくて十月一日、當屋の家に菰草にて造られた御假宮に、絲井神社の御分靈が遷座され、献饌、奉祀があつて神事の前奏曲が奏でられる。

宵宮の奉幣渡りは午後六時からで、各當屋ごとに御神酒持、御幣持、同供、當屋主、親戚一同ら威儀を正して神社に參拜、五當屋揃ふと拜禮して引取る。御神酒持、御幣持は袴着に跣足、當屋主は淨衣差抜烏帽子姿、御幣の供は裝を着し、親戚は禮服着用で、神社内では雨中与雖も下駄履を禁ぜられ、當屋主も草履ばきの外許されて居ない。この

お渡りの間は當屋主は一切口を緘し、御幣の供の發聲で「タウ、タウ、ワアハイ」の掛聲勇ましく渡るのである。
 本祭の二十二日午前二時から神職、五當屋主、宮座講の一老、御幣の供など参集して、蒸飯きやう盛その他数々の神饌を恭しく献じ、午後二時から宵宮と同じ儀式でお渡りがあるが、この際は神社の鳥居前で五當屋主が待ち合はせ、供奉の衆が互に挨拶をして、神職の沙汰で順次社前に進み、拜殿に着坐御神樂があり、五當屋主が拜禮して引取る。御假宮拂ひは翌二十三日行はれ、行事の諸入費料として一當屋に米五斗宛渡される。御假宮の御分靈が遷るとともに、五當屋の家では、近郷近在の若衆や子供らを招いて、御假宮前にて當屋相撲を行ふが、昔は随分盛んなものであつたといはれて居る。

なほ同神事の御饗膳は、蒸飯きやう盛六膳、くま引（鹽はつ）六ばい、柳箸六膳、半紙六枚、二の膳、すしな（小鹽鮭）六つ、茄子六つ（へたをきつて二つに割り花堅魚挟む）柘榴少々、米の粉少々、さん米等である。

同大字の宮座は江戸末期の初めまで神座と稱し、三當屋に分れて神事を執行してゐたが、其後一當屋増えて四當屋になり、明治初年更に現在の五當屋制に改められた。

左は三當屋制時代、即ち安永七年改正の同神社祭禮儀式に關する一番當屋御供當屋の記録で、現在同宮座一老の保管になつてゐるが、このほかその際同時に作製された二番當屋及び三番當屋の記録も保管されてゐる。（昭和十三年十二月調査）

（表紙）安永七歳 式下郡結崎郷

大和宮御祭禮儀式記録帳

（内巻）戊二月改 宮 本

覺

- 一 御供當屋田地は字鎌田 但市場入也
- 高壹石三斗 有畝壹反三畝歩
- 一 貳番當屋田地は字よこ田 但下が近村入也
- 高壹石 有畝壹反歩
- 一 三番當屋田地は字横田 但中村入也
- 高壹石 有畝壹反三畝歩
- 一 九月廿八日御湯上ル
- 此入用 湯さ、貳ツ 御へひ竹貳本但長三尺貳寸 御志め壹筋 はんし半帖 志とき三枚 赤かはらけ十枚
- 黒米三合さんけ米 白米七合さん米 御神酒 かます壹さし 湯之布施黒米三升但枳は惣して十貳はいます也
- 一 六月晦日さかいに参り
- 七度之はまニ而かう里とるなり此節くまひき一ト當家ニかけ目貳貫目ツ、調可申候
- 一 七月廿八日志はたにかう里とりに参り
- 下向に立田町茶屋に寄酒志ん粉ニ而も振舞入用は三ツ割に致し可申候是迄ニ御はけつき置可申候御湯上ル入用は先之通外ニ御志め壹筋入也

結崎の奉幣神事

一 八月朔日五ツ時明神様御うつり被遊候御供之人數は宮寺禰宜常使宮寺供右御迎ニ當人麻上下着し門前迄可罷出候此座附宮寺禰宜へい之御供貳人常使此衆中振舞外は勝手次第
 一 御はけ之前ニ而入用

へりとり貳枚敷候事 白米七合さん米 はんし五枚 壹尺計之なる竹壹本 かはらけ貳枚 あらよ禰 御みき
 右三人之衆中ニ膳代三升宛可遣候合テ黒米九升新米ニ而も勝手次第常使は可相渡候

一 同日御供酒有之候 人數は貳拾五人 宮寺當人常使
 但呼使は三日まへ晦日ニ相迎スロ上ハ明後二日八ツ時御供酒進申度候御出可被下候

吸物肴何ニ而も見合つまニいも但汁ふき 酒三献 引肴こはす 取肴こはす 作物見合ニ而有合を遣ひ 五合取餅一重ツ
 ツ引也但本ます也 若病人老人不參也仁有之ハ餅計送り可申候

右餅は晦日ニ可拵置尤餅數五拾六ニ取置候吸物酒肴雜用料米本榎ニ而七斗是ハ字永田徳分を以代銀は其節之値
 段相場を以銀子八朔前迄ニ相渡し可申定也

右御供餅八朔早ニ御はけ之前はそなへ御下り銘々頂戴可申候
 一 同十一日南都春日參り買物は

末廣あふき壹本 しゆす壹連 板草り壹足是ハはしもとにあり
 又郡山ニ而買物 宇陀中笠紙二帖 あをかみ拾枚 あかがみ十貳枚 そき板少し計 右は餅ちまきすし三品之
 だいニ用 はん壹具 せん壹ぜん 板おしき貳まい からかさ壹本 高あしだ壹足 はんぎり壹ツ 赤かはら

け百三拾枚 見き壹壹ツ

一 同十六日買物 はす一ト當家ニ付貳貫目 すしな一ト當家ニ付貳拾疋ツ、但四五寸之小いな數七十三當家入
 用

一 同十八日御供當家ニ寄合 但白米三升宛持寄 拵用之次第 すしな六十 すし米三升但しむし飯也 粽餅米
 壹升右同斷但數貳百五十

一 宮寺御へいきり 但供なし
 宇陀中笠紙二帖内 壹帖ニ五拾フ、殘し置 あをかみ拾枚内壹枚殘し置きキノ口用 あかかみ拾貳枚右同斷 御へい竹
 四本但長八尺 白米壹升四合へいふくり米但へい壹本ニ七合ツ、
 宮寺 當家中

右之衆中飲酒進可申候
 一 同十九日朝御湯上ル但 小豆めし壹升七合
 此入用 御しめ貳筋 さんげ米黒米三合 さん米白米七合殘し置廿三日まで毎日朝を禰市さんげにまいり右さ
 ん米少しッ、入そへ壹升ニなしを禰市取右あか飯當人はんニ壹はいもり置残りハそ禰市あ依之此名をこつそり
 めしと云夫より當人こしニこもあつる是を別火ニ而候

一 同日御供拵用之次第
 こも草のこも壹枚但 三尺五寸四方尤 かくし餅百三拾三枚但壹升六ツ取 たて餅拾枚但壹升取 かくら餅五ツ但五

合取但餅壹ツニ足九ツ宛つける也 さし入餅三ツ但五合取

一 御供米は黒米壹斗を白米ニして内四合取是は兩度さん米之用又少し入添宵宮祭兩度之米此内ニ而きやうせん盛出し以上拾壹膳ニ可致候外ニ米の粉少し入

一 同廿一日 かくら餅五ツ さし入餅三ツ 三當家合貳拾四 頭さし五人宮寺禰宜常使八人ニ割三ツ宛はける若九人有之ハきりはける

かくら米貳升七合宛但三當家八升壹合宮寺禰宜そ禰市常使四人割貳升ツ、酒貳升是ハ頭さしニ用但一ト當家ニ七合宛 取肴くまひき こほす 是ハ常使仕出し 四品常使は渡ス

一 同廿一日七ツ時御供上ル

本膳 むし飯きやう盛五膳 くまひき貳拾まい但貳寸貳分四方からは け共こも草ニ面ベル はす貳拾はい但右同斷 はし五せん但長壹尺貳寸 寸數かは 五枚 中かさ紙五枚

一 宵宮渡り之次第暮六ツ時 但出立ニ吸物さうふ花かつを入 さげ三献取さかなニ面 出立ニ吸物さうふ花かつを入 是ハ常使仕出し 四品常使は渡ス

一 みきの口持 下はかま着しはたしニ而但帶壹筋遺し可申候酒小半つほニ入かます貳ツつとにして稻壹は枝柳ニ而左之かたににのふかたがへ申間敷候

一 御へい持 下はかま着しはたしニ而但帶壹筋遺可申候

一 上敷壹枚當人拜殿ニ而敷用別ニ持セ行又たいまつ用意すもふの時ニ用

一 當人ふやうゑ着し立ゑほしへい之供すをふ着しゑほしニ而其外供あさ上下着しはら草りニ而若雨中ニ而も下駄ほくり無用當人ニ而も鳥居内には板そりうり之外不相成尤當人拜殿に上り三當家揃次第みき之口持御へい持 兩人すもふたいまつ之あかりを以取組志う義ニ扇子壹本せに拾文ツ、遺ス當人らはい相濟次第罷歸り申候

一 宵宮之夜月之出しほに餅御供上ル かつ餅百三拾三枚 たて餅十まい ちまき貳百五十 三品宮に持參可致候

一 廿二日朝六ツ時御供上ル 但供物之儀ハ宵宮之通

一 同九ツ時渡り茂宵宮之通 立方は とうふ吸物花かつを入 酒三献 取さかな みきの口持 御へい持 當人 神座御供貳三人 其外御供之衆中

右鳥居前ニ而三當家待合揃次第常使七度半之使有之候此間ニ神座之衆兩人ツ、三番當人並御供之衆中にて時宜ニまはるそれ相濟次第渡り申候三番當をむしろ三枚出ス銘々手しま持參らはいほそ禰市神樂相濟次第翌年之當家宮寺よみ立相濟次第罷歸り候門入口ニ而當人精進上ケニかます口ニくはゑ入座敷落付きやうせんにはり其儘本膳と引替ゑほしゆるす其上御供之衆中振舞 歸りきやうの餅五合取一重ツ、小豆の粉 くまひき付ル

一 廿三日早朝より吉野に參ル かつて明神はしのす扇子納メ
一 同宮寺御はげ上げ 入用白米七合 かみ貳枚 かます壹ツ但つとにして い禰貳把 上しき壹枚 五品宮寺に持セ遣し申候

- 一 七福市御はけ上ケニ參 入用は白米壹升是ハ十九日カ發シ區候 かます壹枚い福貳把右三品代宮寺に取入可遺候
 - 一 五月小麦集但日限ハ不候五月ハんけ志やう 十月廿日御供米集極米四斗ニ候
- 右極米無數依之今年々與内として宮ノまへ新堤中村地年貢壹斗貳升六合宛屏風村中村庄屋納來り候又川中壹畝斗畑有之候

右此高壹合右貳口合貳斗之積り與内ニ付ケ申候

右之通先觀之格式帳面改神座中相談之上如斯相極申候以上

安永七戊年二月

別當 觀音院 一老忠右衛門 二老彦市郎 藤十郎 平十郎 半右衛門 理兵衛 理助 治兵衛 源兵衛 彌三兵衛
庄右衛門 善右衛門 善治郎 仁兵衛 直助 傳治郎 藤兵衛 四郎兵衛 又四郎 長次郎 彌治郎 宇兵衛

矢部の綱懸行事

磯城郡多村大字矢部では、大昔から(起源不明)毎年五月五日、五穀豊穰祈願のため、綱打講によつてクラシツクな綱懸行事を行つてゐるが、これは古代日本民族の農業神に對する信仰を表徴した原始的神事である。

綱打講員の資格と種類 綱打講員はこの行事の綱かけを行ふだけでなく、その他についても大字内で絶大の権力を有して居る。同講員になるのには、同大字の土地面積を、大字戸數で割つて出た以上の土地を所有しなければならな

い。分りやすく書けば、同大字の土地面積約六十町歩を、戸數九十四で割つて出た約七反以上の土地を所有しなければ、講員たるの資格がない譯である。

講員は一軒綱と二軒綱とに分れて居る。一軒綱とは一軒でこの綱かけ行事の當屋をつとめ、二軒綱とは二軒がよつて一つの當屋をつとめるのである。一軒綱は約二町以上の土地所有者、二軒綱はそれ以下の土地所有者である。

即ち講員は一定以上の土地を所有しなければならない。しかも所有の多少によつて講員の格式が變つて居る。講員にして規定の土地を失つたものは、直ちにその資格を失ひ、また講員でないものでも、規定の土地を購つたものは、何時でも講員たり得るのである。この資格規定は「汗せよ、働け、蓄へよ」との勤勞貯蓄精神を大字民に植ゑ付け、實行させて、大字の富を計るために設けられたものと傳へられてゐるが、また武家政治時代の階級制度の名残りを止めたものであるとの見方をするものもある。

神事の準備と用具 當屋は輪番で行つて居る。行事當日の早朝、講員が全部當屋の家へ集まつて當屋の藁で綱をつくる。綱は直徑三寸、長さはその年の當屋の本宅の、表口から裏口までの梁の長さと同じ寸法である。綱には長さ約二尺五寸の幣を一面に垂らし、幣は白紙を四ツ切にし、立牛の判刷がしてある。綱が出来上ると、こんどは鋤、鉞、唐鋤、馬鉞かきなどに擬へた神事用具の製造にかゝる。鋤は杉板で製し、幅二寸、長さ二寸五分で、長さ一寸五分の青竹の柄をつけ、鉞も同じく杉板でつくり、幅二寸、長さ二寸五分、柄の長さ三寸で、鋼とおほしき箇所を黒く塗り、唐鋤は桐の枝にて製し、長さ一尺、馬鉞かきは杉の細木でつくり、高さ三寸、下幅四寸、上幅三寸で、楯目は竹である。この農具は講員の數だけつくられ、以上の品々が出来上ると、當屋の家で綱渡りの式がある。幣に刷つた立

牛の判木を、その年の當屋から翌年の當屋のものに渡したのち一人前七十錢ぐらゐの田舎料理で酒宴に入り、酒は飲み次第である。

神事の儀式 午前十一時、神酒で氣勢をあけた講員が、野良着のまゝ、綱を擔いで當屋を出發、前年の行事から以後一ヶ年間に、大字内で新たに嫁を娶つたり、婿を迎へたり、また嫁入りや養子に行つた慶事の家へ、この綱を持ち込んで祝意を表し、更に綱を道路に恰かも蛇がトコロを卷いた如く積み重ねて、その上に寝轉び、或は、講員が綱の巻き合ひをして戯れるなど亂痴氣騒ぎを演じつゝ、大字南入口の小字綱懸といふ空地に至り、「綱打木」と呼ぶ二本の古木に、その綱をかけ渡し、綱の中央に前記神事用農具と、早苗三束を入れた竹籠を吊して綱懸式を嚴かに執行、大字の僧侶が来て心經三卷を唱へる。

式が終ると講員が、立牛の判刷した幣と、神事用農具とを分配して各自家に持ち歸り、牛刷の幣を家の門口に貼つて惡魔除けにする。(昭和十二年五月調査)

矢部のボタイ行事

磯城郡多村大字矢部では、昔から毎年舊正二日、毘沙門講によつてボタイ行事を行つて居るが、これは「先祖代々菩提のため」といふ先祖追善供養のため行ふのであつて、當日午前十時、講員が、牛王紙をつけた川柳と藤の蔓各五十本を持つて、同大字の毘沙門堂に行き、堂前で參詣者にそれを授與する。參詣者はそれを押し戴いて、藤の蔓で毘

沙門堂の戸を「ボタイボタイ」と小聲で唱へつゝ、叩いて歸るのである。なほこの川柳は靱まくとき苗代の水口に挿して五穀豊穰を祈る。(昭和十二年五月調査)

多神社の牛之玉祭

磯城郡多村縣社多坐彌志理都比古神社では、毎年一月初五日の午前五時を期し、牛之玉祭を古式に則つて執行してゐるが、この祭の起原は、同神社の社記によると、江戸初期の寛文九年から始まつたものらしく、祭典當日の午前三時、神職が齋戒沐浴して、赤飯二升を一升づゝ御供櫃に入れ、一を本社に、一を若宮皇子神命神社に供へ、午前五時から祭典に入り、修祓、献饌について、同神社寶物牛の玉を恭しく神前に献じ、神職の祝詞奏上、郷中多村十一ヶ大字、田原本町、平野村、十二ヶ大字、眞氏子總代の玉串拜禮があつて終了するが、祭典は先づ本社で行ひ、ついで若宮社で行はれる。祭儀終了後、參拜者に寶物牛之玉の拜觀を許されるが、この牛之玉を拜觀したものは、その年は惡疫災難から免れるとの傳説がある。

この祭典の神饌物は、古例によつて調製せられ、神饌のことを一身五菜と呼んでゐる。

即ち一身とは、本社と若宮とは一つの身體といふ意味で、一尾の鹽麩で四寸角にきつたもの八個、二寸角にきつたもの八個をいづれもつくり、四寸角のものを本社に、二寸角のものを若宮に擬へ、四寸角のもの一つと、二寸角のもの一つとを一重ねにして麻緒にて結び、また五菜とは、大根、胡蘿蔔、牛蒡、眞菜、串柿の五品のことをいひ、串柿を除く四品は、いづれも長さ、廻り

とも六寸にきり落して、麻緒で結んで一束とし、串柿は白昆布で巻いて、その上を麻緒にて結ぶ。以上一身と五菜の二つの神饌物をもって一組とし、各一組づゝ本社と若宮の神前に、祭典中御神酒とともに供へるのである。(昭和十二年二月調査)

多神社の植初め祭

磯城郡多村縣社多坐彌志理都比古神社では、往古より御田植神事として植初め祭を、昔は舊曆五月初丑の日、現在は新曆六月初丑の日の午前五時から莊殿に執行してゐる。

この祭の神饌、同調理方法、祭儀次第などは、同神社の牛之玉祭と殆んど同じで、只神饌物のなかに、新しく鹽麩、蕨、茗荷、筍、獨活などの季節ものが登場してゐる。

祭典終了後、同村大字多小字木の下領、太朝臣安萬侶を祀る小杜神社北側の田で御田植式を行ひ、白丁が川水を入れて田の土を平均すと、神職が早苗十二株を植ゑ、植ゑ終つて田の畔に白幣を立てるのである。

なほ同地方では、古來よりこの植初め祭の終るのをまつて、農民が一齊に田植を行ふとの習慣になつてゐる。

(昭和十二年二月調査)

多神社のおんだ祭

磯城郡多村縣社多坐彌志理都比古神社の祈年祭は、古より毎年二月二十日莊殿盛大に執行されてゐる。

この祭は、五穀豊饒を祈る神事で、當日午前十時神職、郷中氏子總代ら威儀を正して拜殿に参進、海川山野くさく十二種と、松の小枝でつくつた苗松とを神前に献じ、神職の祝詞奏上について、楚々たる神代びとの装をこらした舞姫四人が、手に三鈴と五色の絹帛をつけた櫛を持って、「世をとさす禍は千萬ありとても、神の御子達などひるむべき」といふ舞歌と樂の音に合はせつゝ、雅やかな「彌菜の舞」を奉納し、終つて参列員の玉串拜禮、直會などあり、



彌菜の舞



御田植の舞

更に午後二時から、紺緋の單衣の上に赤の木綿袴をかけ淺黄の股引に手甲を纏ひ花笠を冠つて早乙女に扮した女童大勢が、妙なる奏樂裡に優雅極まりなき「御田植舞」を奉納し、それが済むと神職から参拜者に苗松を授與する。尙この祈年祭は、昔御田植祭といつてゐたらしく、随つて祭儀次第もその時代とは大いに變つてゐる。(昭和十二年二月調査)

多のボダイ／＼と牛蒡喰行事

磯城郡多村大字多では、すつと大昔から先祖代々菩提の追善供養と五穀豊穰祈願のため、毎年舊正三日、同大字観音講員によつてボダイ／＼と牛蒡喰ひの兩行事を併合して行つてゐる。

観音講の組織 行事のことを書く前に講の組織について觸れてみたいと思ふ。観音講員は現在三十名内外で、昔から土着の人をもつて組織するといはれてゐる。講には東方と西方の兩座頭があつて、座頭には講員中の最舊家のものがある。またこの行事の献立を行ふ家のことを證文の家と稱し、兄證文、弟證文、家の二軒に分れてゐる。證文の家は前年末に當屋のうちで講の總決算を行ふ際決定するのであるが、この證文の家を定めることを贖付と呼んでゐる。この場合の證文とは献立といふ意味で、一度贖付によつて證文の家選ばれたものは、必ず行事の献立を行つてその責任を果し、恰かもこの献立が、證文を入れた如くに次から次へと、間違ひなく履行されてゆくの、献立のことを證文と呼んでゐるのではないかと考へられる。この證文は、男のある家は男の數を全部行ひ、女は長女だけ、行ふことになつて居て、二度證文を行つたものは、大字で生存中、行事の牛蒡を貰ふ権利があり、牛蒡のことを行事の贖

といつてゐる。このほか養子を迎へると、臨時に牛蒡喰行事だけを行ひ、更に座入と稱し、養子を貰つた家の資産に準じて、講員中の戸主一名宛を招いて御馳足することになつてゐる。

行事の献立 行事の献立は、行事前日の二日午前九時頃から、兄弟兩證文の家で行ふのであるが、この際證文の家では調理人としてなるべく血縁のかゝつた講員四、五名を雇入れるが、そのうち一名は献立證明役として、全然血縁のかゝつてゐないものを雇ひ、献立の立會をさせる。献立の主役は牛蒡で、生牛蒡を長さ六寸にきつてそれを二ツ割乃至四ツ割にし、割木を積み束ねたやうに束ねて、その上へ沸騰した大豆の汁をふりかける。この牛蒡一束の目方は百十匁で、牛蒡一束に對し、餅米約一升をつけるのであるが、これが一人前の献立である。證文の家では二日の夜は徹夜する。三日未明講員が羽織袴姿で(昔は上下着)證文の家へ赴き、新年の挨拶を交してのち前記の如く調理した牛蒡の膳を、自分の家の獲得権利數(観音講の組織の項参照)だけ貰ひ受けて歸る。この牛蒡の膳は、夜が明けてからは絶対に渡さない掟になつてゐるので、曉までに證文の家へ牛蒡の膳を受取に行かない講員は失格である。牛蒡を貰ひに行くことを一名牛蒡貰ひ行事とも呼んで居る。この行事一回に牛蒡約四十貫と餅米約六斗を消費する。

またボダイ／＼行事用として長さ三尺の女竹を、講員一人につき四本(二本は叩く分、二本は持つて歸る分)づつと、長さ四尺の枝付の川柳を二本づつくり、川柳の根元を二つ割にしてゴウサンと稱する「寶印牛王觀音寺」の判木刷紙(これは借借が廻つを挟む)を二本づつくり、かくて行事當日の午前七時、講員は羽織袴姿で同大字観音堂に参集、東西兩座頭以下年長順に、僧侶を挟んで左右兩側に着坐し、僧侶が観音經二卷を讀誦する。その讀經中、講員は「ボダイ、ボダイ」と大聲を張りあけて、女竹でもつて堂の床を力限り何回となく叩く。講員が唱和するボダイ／＼の聲、バタ／＼と入り亂れて、

女竹で床を叩く音は堂宇を壓して騒々しく、その上無数の小竹片が散亂し、芥が濛々と立ち上つて、文字通りの混亂状態に陥る。

牛蒡喰行事 ボダイく行事が終ると、堂内を綺麗に掃きかたづけ、僧侶を正座に据ゑて牛蒡喰行事に移る。佛前に兄・弟兩證文の家から

牛蒡の束各二束△約三合の白餅を九重ねにした九枚の立餅と稱する餅一組△連華餅と稱する蓮餅に象つてつくつた餅一個△般若湯を供へ、また講員には、大豆汁をふりかけた牛蒡の膳(一膳百十匁)を配布する。すると講員は白紙でもつてこれを受け、その牛蒡をその場で全部平ける。萬一食べきれずして、袂にこつそり忍ばせたのを発見されると、一同から物笑ひの種になる。この行事中、僧侶および兩座頭が座蒲團の使用を認められて居るが、他の講員は使用することを固く禁じられてゐる。

なほ行事が果て、歸る際、僧侶から女竹二本と川柳とを講員に授與されるが、講員はこの女竹を、舊正の十五日に小豆粥を煮く時の火箸に用ゐる。また川柳は五月の親睦く際、苗代の水口(みづぐち)に立て、害虫除けにする。(昭和十二年二月調査)

(註) じょうごんといふ文字を別に正言または嚴言と書くこともあるが、この行事では「證文」の文字を使つてゐる。

多の花見の大飯食行事

磯城郡多村大字多の観音講では、大昔から毎年櫻花が咲き初めて、落花するまでの間の適當な日を見計らつて一日

「けふは観音さんの花見だ」と稱し、「奇習」大飯食行事を輪番當屋で行つて居る。

當日、この行事の肝入役に當つた講員六名が、早朝から當屋に来て、當屋のものと協力、古例による獻立をする。

正午から講員總出動して、村社姫皇子命神社と観音寺兩境内の清掃をなし、午後二時から當屋の宅に集まつて行事に入り、講員の前へ本膳が出される。

本膳の上には、本飯(ほんはん)と稱して直径四寸、高さ二寸五分の塗飯椀に、白飯を山盛り盛つたのと、高首の煮莢、乾焼魚(かきい)ノ子など盛つた皿が並べられ、白飯の一盛り分量は約七合である。

一同がご飯に箸をつけると、當屋の主が出て来て挨拶を述べる。講員が飯を食べきらないうちに、食べて減つた分量を給仕人が懸飯(かひのし)と稱して、飯をよそつてまた山盛りにする。即ち食べてゆくりから給仕人が飯をよそるので、椀の中の飯は一寸も減らないでいつも一杯である。昔からこの行事の椀飯は「是非共平けること」との講極(かうきやく)めになつてゐるので、講員は愚圖(おろかな)ついてゐる懸飯をやられては、いつまでたつても椀の底を見ることが出来ぬといふので、懸飯をやらぬやうに給仕人の眼を盗んで、一生懸命に飯をかくこむのであるが、給仕人もさるもの、講員を倒すまで飯を食べさねばならぬと、懸飯探しに鷓目鷹目で、講員はこの飯を平けるのに生命がけである。懸飯させまいとする講員食べさうとする給仕人、しばし兩者の間に微笑ましい飯食ひ競争が展開されるのであるが、遂に講員側が食ひ過ぎて苦しみ出し、「結構、閉口」などの悲鳴をあけて倒れるのである。倒れるとこの奇習は終幕を告げるのであるが、昔は一人で二升の飯を平けて、給仕人を泣かせた豪の者もあつたが、現在は六、七合が大開格らしい。

(昭和十四年二月調査)

八條の綱切り祭

磯城郡多村大字千代から、毎年十月九日執行される同郡川東村縣社村屋坐彌富都比賣神社秋祭宵宮に、いとも古典味豊かな綱切りのお渡りが出る。

これは大字千代小字八條の綱切り講員によつて行はれ、道開きの行事とも呼んでゐる。

行事前々日の七日、講員が當屋のうちに集まつて、渡御に用ゐる御幣や神饌などの準備をするのであるが、御幣は節を綺麗に削つた青竹の先を二つに割つて、青・白両色の紙で製した幣を挟み、更に竹の先端に日の丸の扇を結び、扇の要に米二勺を白紙で包んで吊りさける。この幣竹は長さ八尺のもの三本、同五尺のもの四本造られる。

さて渡御の當日になると、朝來、前記村屋神社から七度半の呼び使ひがあつて、午後二時すぎ前當屋を先頭に、御幣擔ぎ、唐櫃、現當屋、一般講員の順序で、列を正して大字を出發する。この折の服装は前・現・後の三當屋のものがいづれも狩衣、他の講員が全部紋服用着で、白丁二名が唐櫃を擔ぎ、櫃の中に大根二本、胡蘿蔔、芋、松茸、鯛二尾、三合鏡餅二重ね、神酒、洗米四合を納め、櫃の上へ、榎の枝に稻二束を結びつけてのせる。

大字を出た渡御の列は、同大字領門廻りといふ田に御幣一本を立て、村屋神社馬場先の一の鳥居に到り、そこに張り繞らされた注連繩を、現當屋のものが鳥居の外から向ひ側に廻つて、腰に差した短刀でぶつゝりと二つに切り、鳥居を潜つて更に二の鳥居に赴き、こゝにも張られた注連繩を同様きつて社前に至る。

この注連繩は、同神社が村屋に縁ある古事に倣ひ、神社の外廊を戸締りして、以て神社を守護し奉るといふ意味から、鳥居の兩柱に注連繩をかけ渡して、參道、即ち社中を塞ぎ、綱切り講が來て綱を切るまでは、祭り太鼓は勿論、參拜者も正面參道を通ることが出来ないのである。いはゞこの綱切りによつて同神社秋祭りの幕は嚴かに開かれるのであつて、綱を切るから綱切り行事といひ、また參道を開くから道開きの神事ともいふのである。

渡御の列が道を開いて社前に安着すると、同神社の宵宮祭に先だつて綱切り祭が執行され、神前に講員が捧持して來た御幣と神饌を奉獻し、神職が講員の安泰を祈る祭文を奏上して祭儀を閉ぢる。なほ御幣八本のうち、一本を前述の如く門廻り田に立て、二本を神社に奉獻し、残る五本が當屋のうちに納まるのである。(昭和十二年二月調査)

八條の綱切り祭 (續)

磯城郡多村大字千代小字八條の綱切り渡御の起源は詳かでないが、古老の話によると享保年間から明治維新まで相當盛んに行はれてゐたものらしい。その頃は八條をはじめ、村屋坐彌富都比賣神社の郷中^{藏安、大木、島川、同北方、道田、金澤、平田、東井上、西}寺^{井上、伊與戸、等形、大安、寺、阿部田、南、阪手、阪手}からも、競つて奉幣渡御が出で、同神社の馬場先きで八條の綱切り渡御を待つたといはれてゐる。

この綱切り渡御は、明治維新後一時中絶してゐたが、大正元年に華々しく復興され、その際同字山口利三郎氏方で、天保年間に作製した同渡御に関する「森屋内宮渡御式之覺」および「渡御式之節之買物覺」の二通が発見され、その寫本が同字會所に保存されてゐる。左に掲げて華々かなりし頃の渡御の模様を追憶したいと思ふ。(昭和十四年五月調査)

八條の綱切り祭(續)

森屋内宮渡御式之覺

九日之渡御式

當り宿 何

某

四八

一、御幣

壹幣
七尺五寸

是を門丸ニテ納
錢拾貳文
散米壹合
納ノ候

一、御幣

貳幣
七尺五寸

是を
守屋へ納
候

一、御膳

へそかわらけ
八枚ニ入れ渡

内譯

一、かば毒

二挽
大 昆 牛 半 芋 松

一、平

枚物
根 布 房 茸

一、汁

芋人 參

一、飯

盛かわらけに
貳入ッ

一、稻

拾貳らぶ

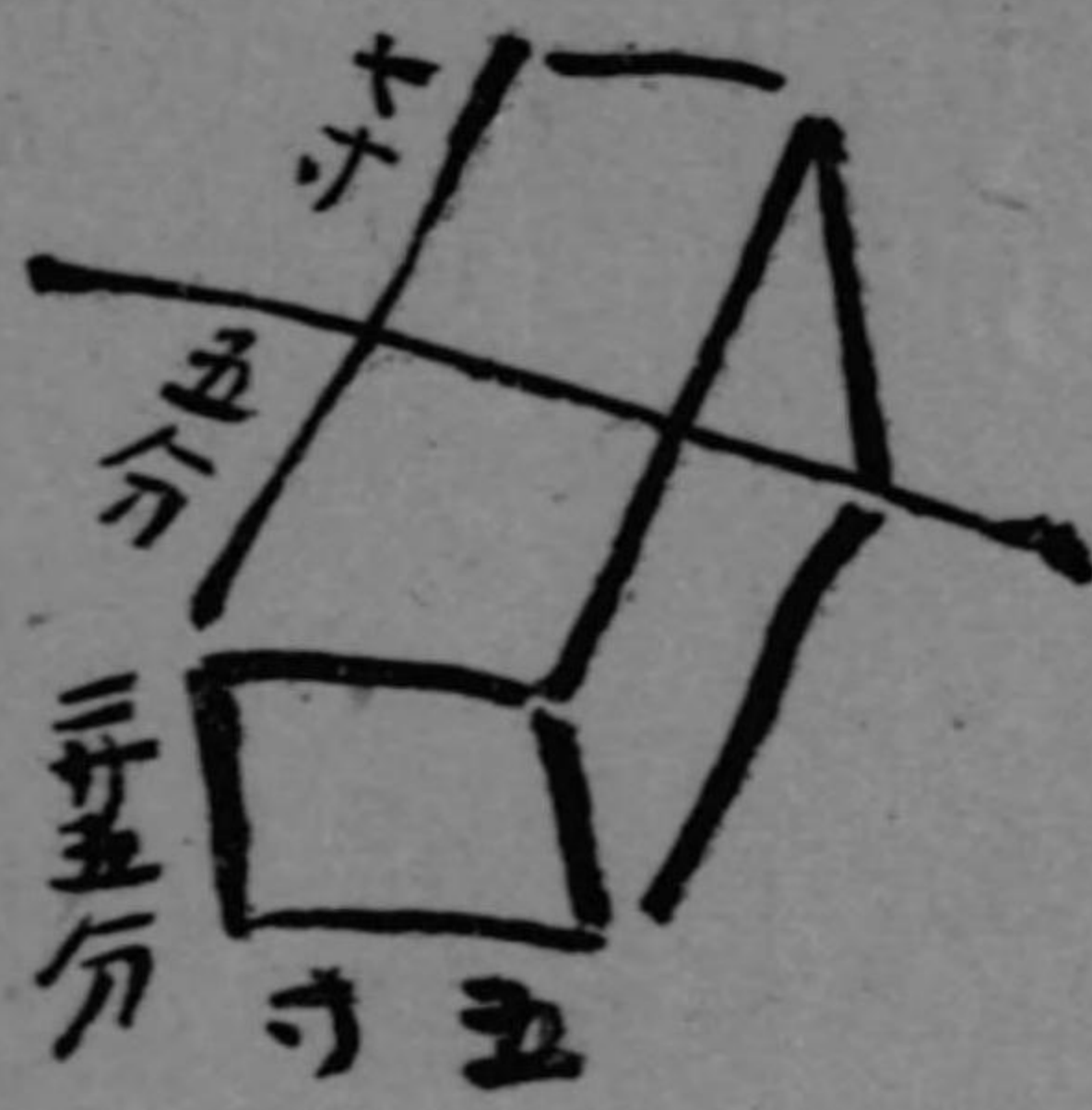
但し掃除
よくする事

一、杉皮行器

壹 荷

白米壹升入
雲かわらけ
ニ入れ納候

一、杉皮挾箱



八條の綱切り祭(續)

長六寸

直徑

三寸

雲かわらけ

四九

八條の綱切り祭(續)

一、御酒

森屋へ持参る
神主御禮

一、杉皮六枚

但シ五ツ重子ノ餅九ツ宛入レ
四十五

一、御鏡

守屋へ納める
但シ五合程

一、鹽

少々

渡御式之節買物覺

一、半紙五帖

青染紙帖半
貳紙帖半

一、御酒

壹升

一、かま壽

貳枚

一、金引苧

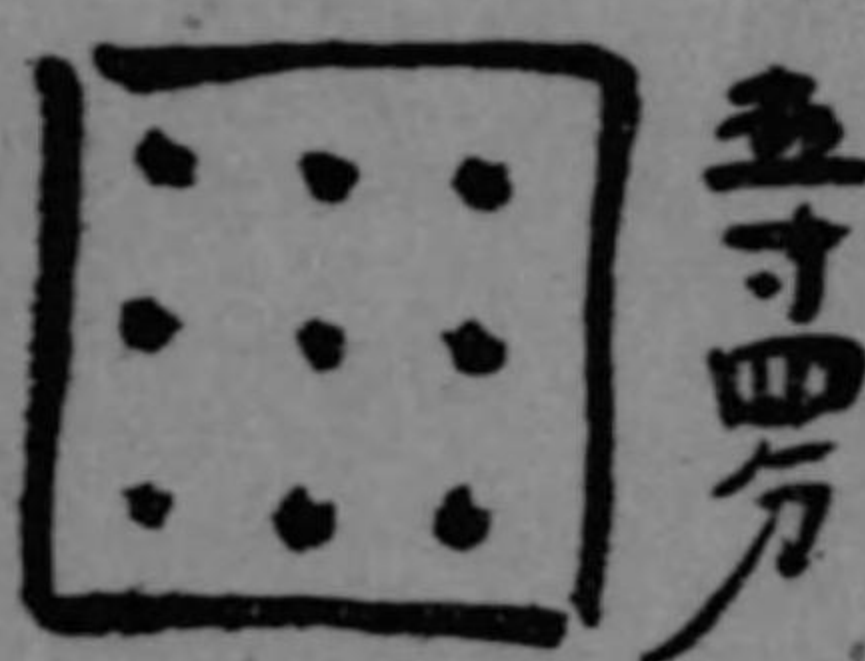
貳拾匁

一、中水引

九本

一、へこかわらけ

八枚



五寸四方
まて丸宛入
六ツ重
五十四

石見の祭祀行事

磯城郡三宅村大字石見では、享保七年以來、毎年十月一日同大字村社鏡作神社境内で祭祀行事を盛大に行つてゐる。これは一種の名替の式(昔の元服式)と、村入りの儀式をかねたものであつて、その内容に就いては、同大字に保存されてゐる祭祀定めに詳しく記されてゐるので、左に掲げて筆者の實観記に代へることにする。

この定めには、「享保七年定め」と「現在定め」の二通りがあり、創始この方久しい間、享保七年定めによつて祭祀が行はれ來たつてゐるが、時代の變遷に伴ひ、昭和二年現在の定め如く改正し、現今これに基づいて行つてゐる。(昭和十二年十月調査)

享保七年定め

- 一、石見村氏子男子十八歳になれば名替へして、米一斗、酒二升づ、出しその上祭祀に加入する事。
- 一、石見村へ他村より轉宅し來りし者は、米三斗出し祭祀に加入する事。
- 一、養子又は嫁入りに來たりし者は、村中男女へ相應の經營する事。
- 右の通り守らない者は、祭祀婚禮その外參會等に出られない事。

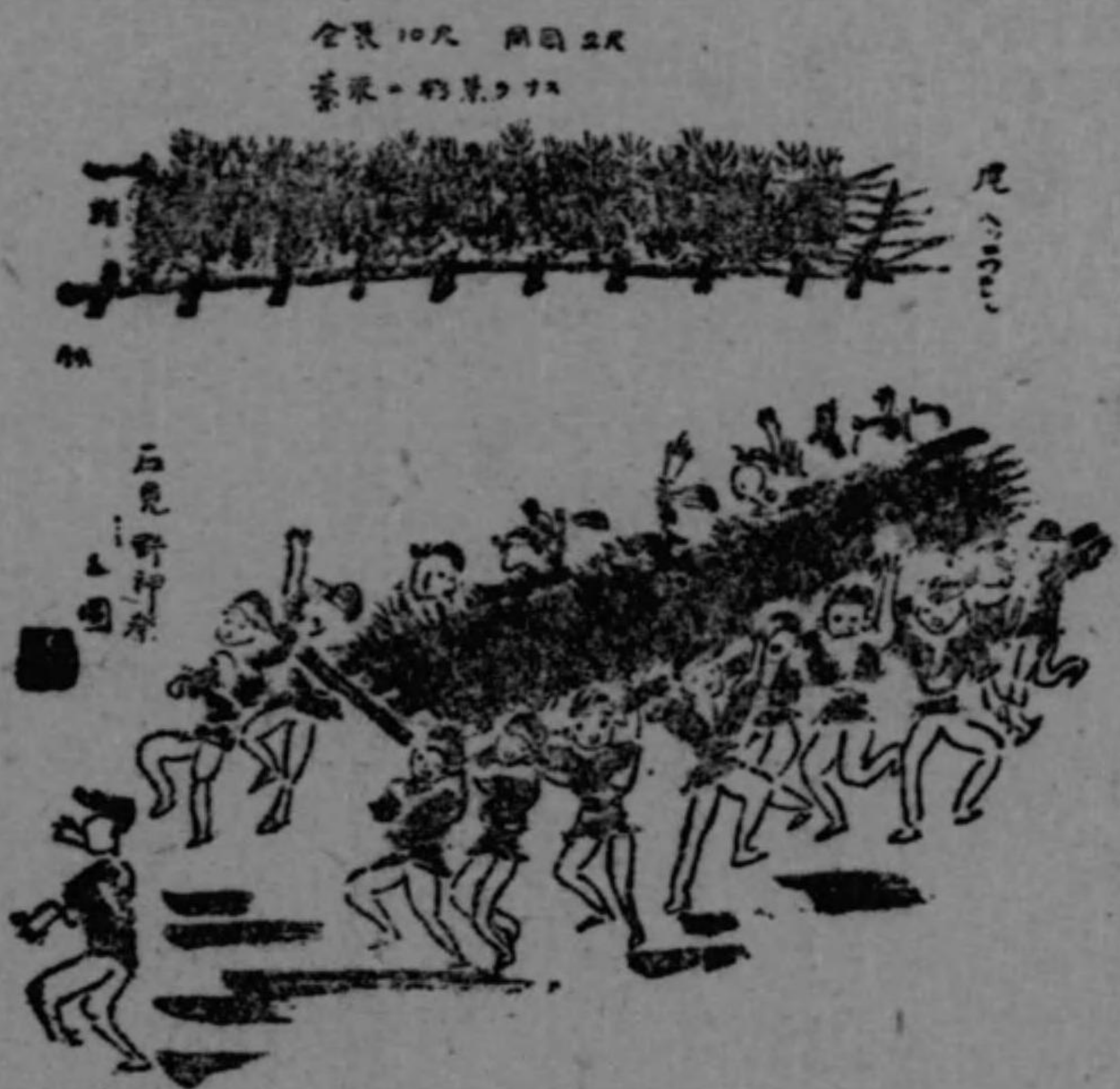
現在定め

- 一、石見村氏子男子(主として相續人)數へ年十八歳になれば祭祀に加入す。
- 一、その中より祭祀の日、大麻を以て振り上げをなし、二名を選出し、翌年當屋となり祭祀をつとめる。

- 一、當屋に當つた者は、祭祀地一反五畝歩の水田を耕作し、收得する事。
- 一、當日、加入者一人宛に餅一升、外に嫁ある時は小餅九つ、子供ある時は小餅七つづつ配布す。
- 一、尙當日神社境内にて、祭祀様(軸物)を掲げその前にて區長はじめ有志の者を招待す。

石見の野神まつり

磯城郡三宅村大字石見部落の東南約三丁、新池の西南、即ち同大字小字松本の小川のほとりに、十坪餘りの塚があつて、こゝんもりと森が繁つてゐる。塚のなかにさゝやかな祠が建つてゐるが、村人はこれを野神さんと呼んでゐる。この野神さんの靈を慰めるため、毎年五月五日に同大字の男の子によつて野神



まつりが盛んに行はれてゐる。昔は舊端午の節句に行はれ、いはゞ一種の童心の世界に描かれた蛇神信仰の節句行事で、既に記した耳成村上品寺のシヤカシヤカ祭、のちに述べる川東村今里、鍵兩大字の蛇巻き行事と相似てゐる。

このまつりの責任者には十五歳の男の子がなり、十五歳の子

を親または當屋といひ、十四歳の子を相續人(註・當屋のあとを繼ぐ意味)と呼んでゐる。

さて、まつりの五日ほど前に各戸から藁、御酒代などを集め、まつりの當日早朝、男の子が全部、同大字村社鏡作神社境内に集まり、十四と十五歳の子の指揮のもとに、藁にて長さ約十尺、廻り約二尺の百足の形をつくり(註・舊暦で行つてゐた頃は麥稈を使つてゐた。また實物は百足といふよりも蛇といふ感じの方が濃厚であるが、土地では百足と傳承してゐるので、筆者もその傳説を重んずることにした。)その表の方に杉葉を一面に挿込む。出来上ると大字の老人が一人来て、清めの式を行ひ、祈禱を奏し、それが済んでから、その百足を大きな梯子の上に乗せて、子供が擔ぎ、ワツシヨクと野神の塚に繰込み、祠の前に安置して、錢形の小豆小餅と紅白の花餅五千、神酒、海山川野幸などを三寶にのせて神前に供へ、拜禮してのち、餅供養と稱して供へた前述の餅を、參集した子供(註・この場合は女も差支へなし)に分け、境内に筵を敷き、餅を食へつゝ相撲を取つたりして一日楽しく過すのである。勿論この日は學校を休んだのであるが、本年は學校へ行くまでの朝の間に行はれたので、神前相撲を見ることが出来なかつた。同大字では男の子が生まれると、まつりの當日、身分相應にそれぞれ祝儀を出すのであるが、これは子供の仲間入りのしるしである。

なほ同大字では「野神の塚には蛇を祀り、蛇神は農業神、または雷神である」と、昔より言傳へてゐる。(昭和十四年五月調査)

下之庄春日神社の早苗祭

磯城郡平野村大字下之庄では、往古より苗代の稲苗を全部本田に移植し終ると、直ちに同大字村社春日神社で早苗

祭を執行し、神前に早苗を滞りなく移植し終った旨を奉告し、黄金の稻穂重く垂れかしの五穀豊穰を祈つてゐる。
早苗祭の日をさなぶりと稱し、氏は業を休んで神社に参拜する。(昭和十四年三月調査)

保津鏡作伊多神社の宮座祭

磯城郡平野村大字保津の宮座講では、古より毎年八月七日と十月十三日の二回、同大字式内村社鏡作伊多神社で宮座祭を厳かに執行してゐる。この日講員は、全部神社に参拜して神饌を献じ、祭典を行ひ、終了後拜殿で直會を催し神酒を授かる。講員は輪番で當屋をつとめ、祭から祭までの宮座の一切の用務を掌るのである。(昭和十四年三月調査)

守屋村屋神社の御田植祭

磯城郡川東村大字藏堂小字守屋、縣社村屋坐彌富都比賣神社の御田植祭は、五穀豊穰を祈る神事で、江戸初期の創始にかゝり、明治四十年頃までは、舊正十日に行はれ、その後二月十九日に變つたが、昭和十三年よりまた元に戻つて、舊正十日の午後三時から、古式に則り、いとも莊嚴に執行されてゐる。

この神事は郷中である伊與戸、大木、大安寺、笠形、遠田の五ヶ大字氏子をもつて組織する森講によつて行はれ、明治維新までは上下着用の講員が、幣竹を持参して神社に参集、拜殿に着坐して眞言宗の僧侶の指圖のもとに、その講員中の最年長者を一老と呼び、その次を二老と稱し、三老まである。一老をまた講長ともいひ、神事の總指揮をすることになつてゐる。

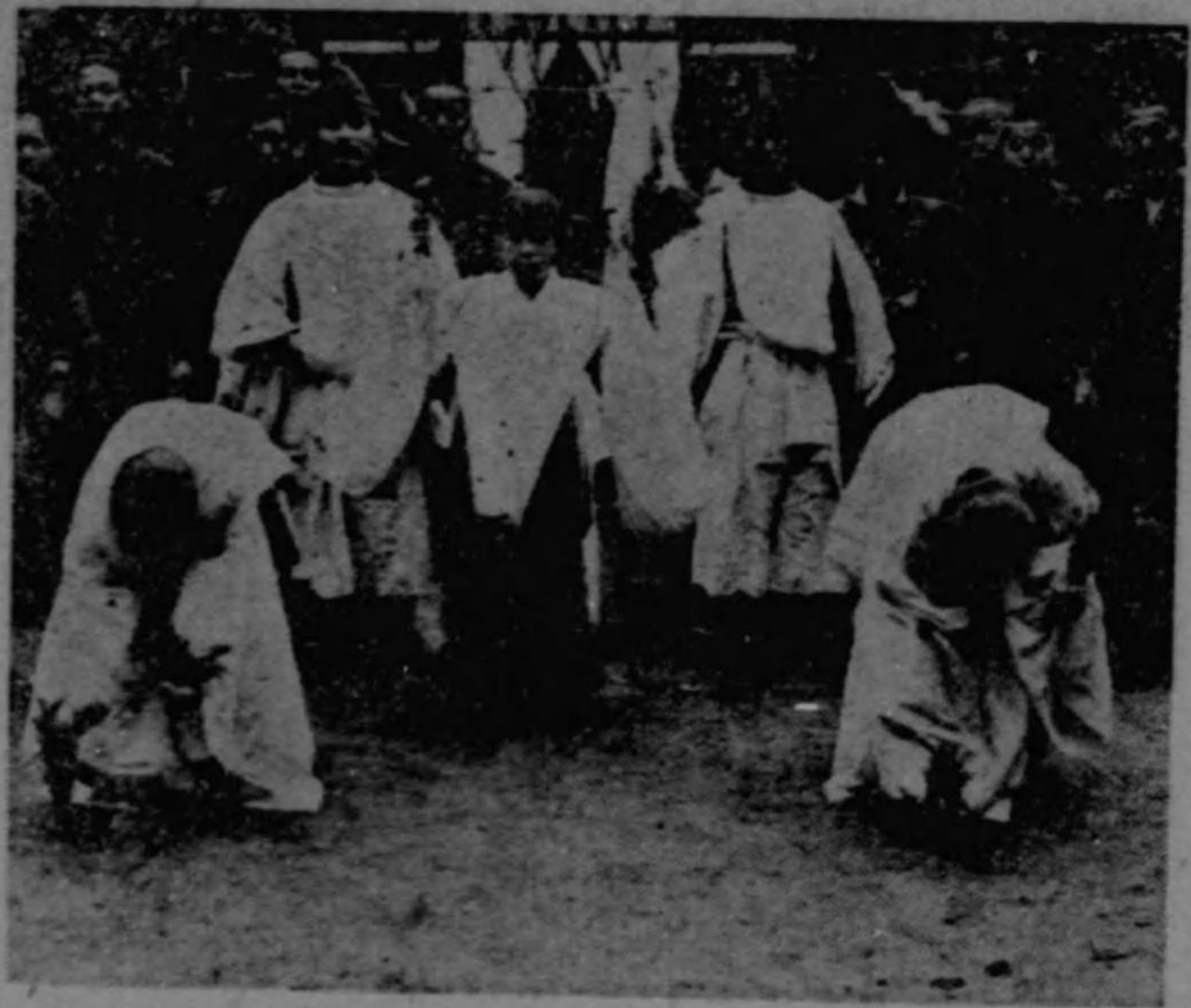
御田植祭は修祓にはじまり、海川山野くさくのものとお供餅五升、苗松五本とを神前に献じ、神職の祝詞奏上、一老の玉串奉奠があり、撤饌後更に講傳來の寶物一牛の玉一個、鋺(長さ一尺三寸)一刀、延喜式神名帳一冊、和歌集(三十六歌選)一卷を奉獻し、一般参拜者に拜觀せしめてから御田植神事に入る。
社殿前の齋庭には、田になぞらへたお田植神事の場所が造られ、その大きさは縦(南北)四間、横(東西)二間半の長方形で、四方に忌竹を立て、忌竹と忌竹との間に幣を垂らした注連繩を張りめぐらし、また地上には美しい玉砂利が一面に敷かれてゐる。
神事の用具 牛面(茶壺木製で、面の大きさは角から顎までの高さ約一尺、口から首までの差渡し約二尺で、面の後部に焦茶の大布をつけて扇としてゐる。) 鋺、鋺、備中、唐鋺、馬鋺、苗松(松の若枝を二、



牛 耕 の 動 作

三本合せて葉にてくまり、白米を白紙に包んで結びつけてある)

神事の儀式 先づ鉞初めの式を行つて、神職が本物の鉞、鋤、備中、馬鉞、唐鋤などを、神事に登場する講員中の作男に授與し、引續きみなくち祭を行ふ。みなくち祭とは、農事に最も大切である一年中の灌漑宜しきを得んがため



植付の場面

の祭事で、神職が烏帽子、白丁姿の講員と共に、田のみなくちを被ひ修める動作は入念を極めてゐる。次いで白丁姿の講員によつて、水しかけ、畦塗りなどの所作が展開され、終ると牛面を被り、胴布で身體を包んで牛に扮した講員二名(牛男)が二人の作男(講員)に追はれて現はれ、田鋤き、馬鉞かきなどの、動作を繰返し、最後に作男が禊祓をする。この田遊の際、牛男が非常に暴れるのであるが、牛がよく暴れるほどその年は豊作だと傳へられてゐる。

それがすむと、緋の袴に舞衣をつけた巫女が、右手に鈴、左手に苗松を持つて雅やかな御神樂を舞ふ、これは苗とりに代へたもので、次ぎに淨衣姿の早乙女二人が、田植と稱して苗松を砂の中に挿入し、挿入した苗松のうちから五本を引抜いて、場の周囲を取圍んだ見物人めがけて投げつけると、群衆がその苗松を手に入

れんとして物凄く揉み合ひを演じて神事を終り、御供撒きがある。

當日講員に苗松を、参拜者に牛玉寶印の判刷紙を授與する。講員はその苗松を春來りて禊祓く際、苗代の水口に立て、「黄金の稲穂重く垂れかし」と念するのである。(昭和十三年二月調査)

(註) 田遊びに牛が出て来るのは、いつ頃からの風俗なのだらう。少くとも耕作に牛が用ゐられたのは、我國の上古にはなかつたやうだ。恐らく支那風俗の輸入で、陰陽道などが傳へたものらしい。

(この註は「民俗藝術」第一巻第二號メモの一片中から採来)

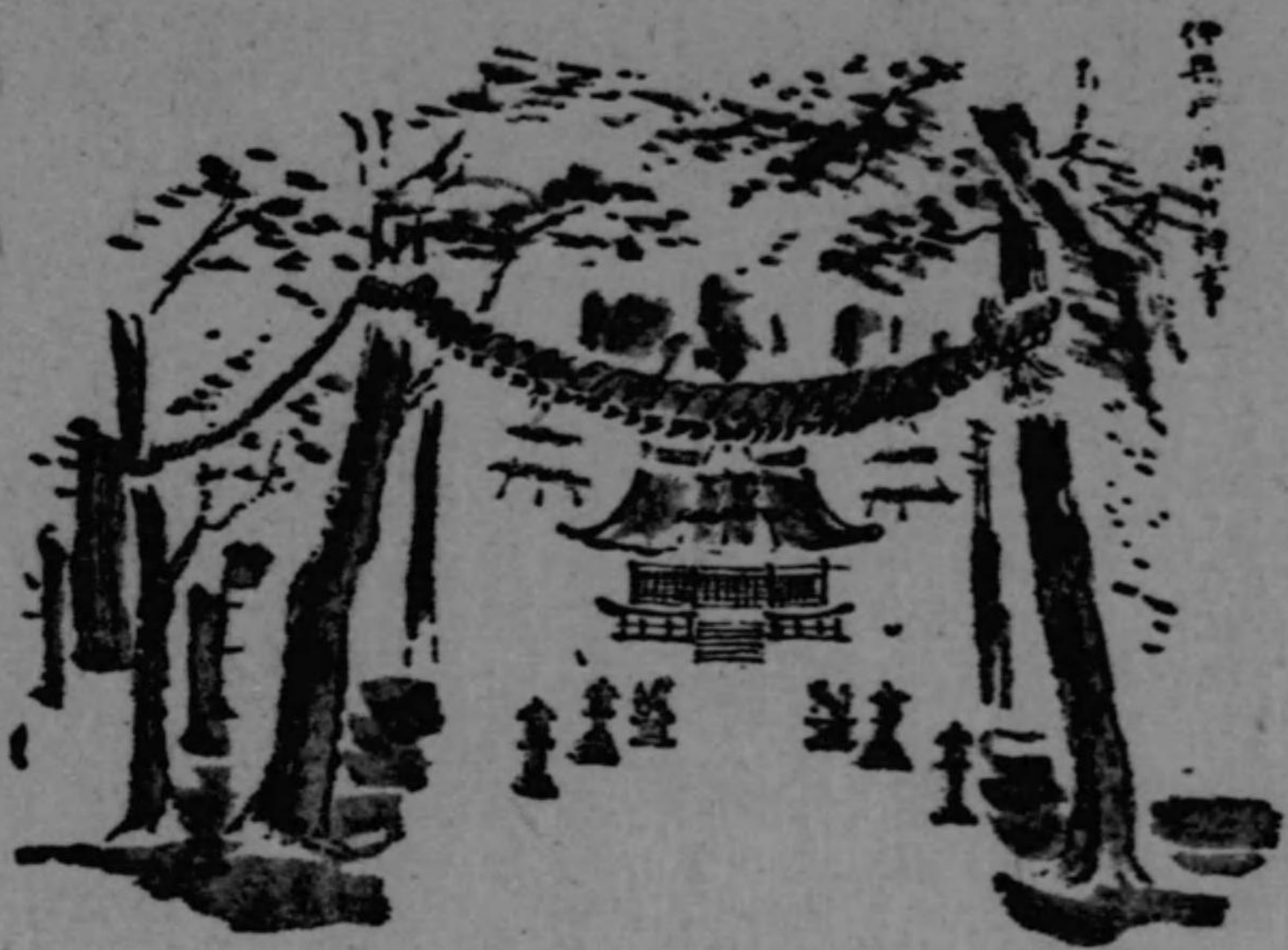
伊與戸の綱掛神事

磯城郡川東村大字伊與戸には昔から綱掛講といふものがあり、この講によつて、悪疫、災難除けのため毎年舊正月日午前八時から同村守屋縣社村屋坐彌富都比賣神社境内で、古風豊かな綱掛神事が行はれてゐる。

この神事も前稿の御田植祭と同じく、明治四十年頃まではいまと同じやうに舊正月十日に行はれてゐたが、その後新曆二月十九日に變り、昭和十三年からまた元通りになつてゐる。

當日早朝、講員がその年の當屋へ集まつて、神事に用ゐる蛇形の大綱を作製する。綱は長さ約六十尺、頭部の廻り約一尺、胴の廻り約七寸で、胴の部分三ヶ所に、足と稱して長さ約五尺の細繩を三筋づゝ垂らし、その垂繩に松(または杉)と薦とを二段に横に掛け渡し、切垂を結びつける。

それが出来ると、綱を蛇がどぐろを巻いてゐる如くに丸く巻き重ね、その中央に青竹を通し、講員がそれを擔い、



で、ワツシヨワツシヨの掛聲も勇ましく神社に繰り込み、拜殿に安置して祭儀に入る。修祓について、白の小餅と白茅とをその年の月の數即ちその年が十二月であれば十二個、閏であれば十三個奉獻する。白小餅は、中央が凹んでるので餅餅ともいふ。また白茅（茅草ともいつてゐる）中央に、白米をその年の月の數だけ紙に包んで紙縷にて結ぶ。別に白米六合、玄米六升を神社に納め、その代り神社からそれに相當する搗きたての餅を神前に供へる。これを若餅といつてゐる。神職の祝詞奏上があり、祭典がすむと講員は、大綱を拜殿から持ち出して、社前の古い神木に參道越しに掛け渡すのである。その際綱の頭の部分を、社殿に向つて右の神木に巻きつけ、尻尾の方を向つて左の神木に縛りつけるのであるが、現在この神事は、昔から見ると非常に簡略になつてゐる。

なほこの神事の大綱をつくるために約一反歩の藁を使用してゐる。

（昭和十三年二月調査）

平田・爲川・東井上の奉幣神事

磯城郡川東村平田、爲川北方、東井上三大字の土着の資産家を以て組織する明神講では、毎年十月九日執行の同村縣社村屋坐彌富都比賣神社の秋祭宵宮に、講員が輪番當屋にて奉幣渡御をいとも嚴かに執行してゐる。

明治維新まで、この奉幣神事は非常に盛儀を極めた由で、十月一日を一日講または宮迎へと稱し、講員が上下着用、列を正して前述村屋神社から御分靈をお迎へ申し、その年の當屋にて祀り、宵宮の九日當頭人を先頭に、御幣、稻、お鏡餅などを捧持して村屋神社に渡御し、奉幣の儀を行つたのち當屋に戻つて饗宴を催し、大飯喰行事をなす。翌十日（本祭の日）正午から當屋でまた饗宴があり、その際大變なご馳走が出る。この宴の特色は、奉幣渡御の日の饗宴の際にも一寸書いて置いたやうに大飯を喰ふといふことであつて、でかい黒塗の椀に飯を大盛りして出されると、講員が競つて飯の喰ひ較べをなし、互に腹力の自慢をする。午後二時から講員が威儀を正して御分靈を村屋神社にお送り申し、再び當屋に歸つて宴を續行、飯喰ひ競争をなし、最後に當屋の申し送りをなして散會する。

現在はこの宮迎へも、宮送りの儀も遺儀ながら廢止なつて、只奉幣渡御と、その日の饗宴のみが昔ながらに行はれ、講員の服装も羽織、袴に變つてゐる。（昭和十二年十月調査）

北阪手の華鎮祭

磯城郡川東村大字阪手（北方）では、古より五穀豊穡と村人の無災を祈るため、毎年舊正月二十日午後三時から同大字村社八坂神社で、古典味豊かな華鎮祭といふ神事を嚴肅に執行してゐる。

神事奉仕者 この神事の奉仕者を五人組といひ、區在住の未婚の男子中から、毎年五名づゝ順番にてその任に當つてゐる。しかし一度この神事を奉仕した者は、再び奉仕することが出来ない筈になつてゐるので、大字に男の子が少かつた場合は、自然奉仕者の年齢が低下し、時には産れたばかりの赤ん坊がこの五人組に當ることがあり、それでもなほ男の子がない際には已むを得ず、また元に遡つて、未婚の男子中から年長順に一度奉仕したものが再び奉仕する。即ちこの五人組には、區在住の未婚の男子にして、前年に奉仕した者のすぐ下の年齢の者が、若しくはそれに近い年齢の者が毎年五名宛なるのである。

神事の用具 祭の當日、五人組が早朝より同神社の境内で神事の用具を造る。(但し組員があまりにも年少の場合は、肉親者が代つてすることもある。後に記す神事場の準備も同様である)

その用具は梅弓、一(この弓は花の咲いた梅の若枝で造り、長さ四尺、弦は葎を用ふ) 女竹の矢、大二本、中五本、小二本(この矢は總て女竹で製し、その長さは大一尺五寸、中一尺三寸、小一尺一寸、矢の根元に小白紙で矢管をつける) 千本矢、百本(竹で造り雑魚串のやうなもの、長さ五寸位) 薬人形、(人形一つにつき稻藁一株を用ゐ、末の方を折曲げて頭の恰好にした至極簡単なもの、大字の戸數だけ造る) 牛王さん(長さ約二尺の川柳の根元を二つ割りにして、そこへ牛頭天王の牛の玉、西坊法印と記した紙を挟み、これまた大字の戸數だけ造る) 標的、一(五分板を細く割つて障子の棧の如く組合せる。大きさは三尺四方位で、その上に白紙を張り、紙の中央に銅鑊で直径八寸位の蛇の目を書く)

神事場の準備 神事の用具が出来ると、こんどは神僕の調理、的場および射場造りなどに取りかゝる。

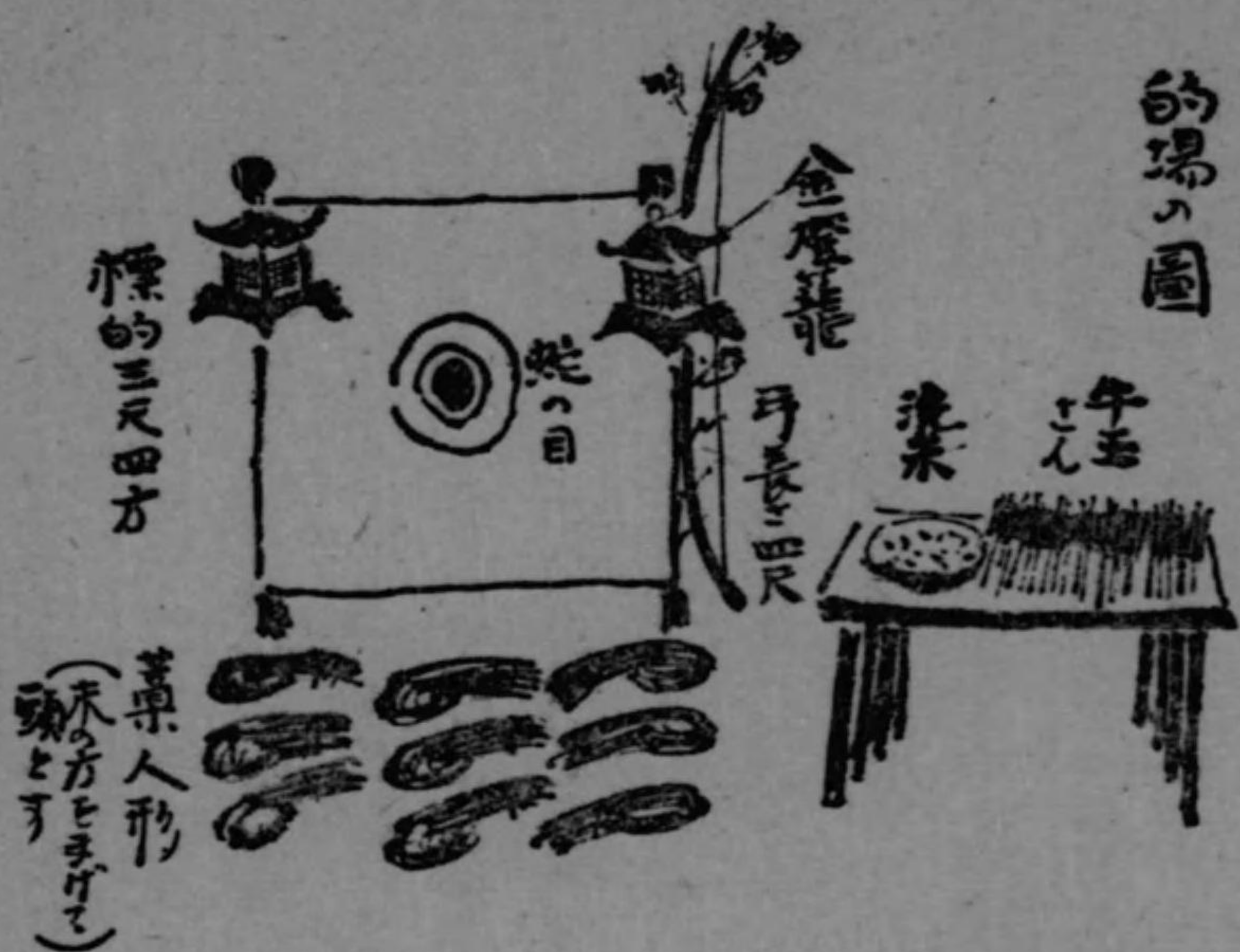
的場 拜殿の西角の齋庭に杭を打つて前記の標的を持掛け、標的の上方兩角に金燈籠一個づゝ吊し、薬人形と梅弓

とを的に寄掛け、その横へ八ツ足の机を置き、机の上に洗米、牛王さん、女竹の矢など並べて祀る。

射場 的場より十五、六間北方に盛砂を二箇所なし、その上に圖の如く女竹各一本を立て、更にその女竹と女竹との間の上方に、女竹一本を横(東西)に掛渡して藁にて括る。これを射場鳥居と稱してゐる。

北阪手の華鎮祭

的場の圖



北阪手の華鎮祭

神事の儀式 かくて午後二時に至り、組員が羽織袴姿(昔は上下着用)で威儀を正し、神職(蘇社村屋神社から来る)に随つて参進し、拜殿に着坐、葎をうけ神僕を供し、神職が祝詞を奏上、一同拜禮ののち的場前に整列、神職が標的に釣下げられた金燈籠に御神火を點じ、的の前に寄掛けてあつた薬人形を全部倒してその上に悠然と坐し、音吐朗々と華鎮祭文といふ巻物を讀上げる。(この薬人形の上に坐すことを、大字では神の生贄だといつてゐる。昔の人身御供の名残であらう)

祭文を讀み終ると神職は、二、三步後退して梅弓に女竹の矢(この際中のは矢を用ふ)を番へて三回續け様に的を射ち、弓をその場に投げ捨てると群り集まつた見物人が、われ勝ちにとその弓を奪ひとらんとして物凄い争鬭を演出する。(この弓とり争ひを演ずる人は、主として男子の欲しい人たちで、同神事が總て男の子によつて行はれる關係から、それにあやからうといふのである)

的場の儀式が済むと組員が神職とともに射場に向ひ、組員中から甲、乙の二人の射手を選ぶ。(選ばれた射手が、幼少で矢を射得ない時は肉親者が代つて射つ)先づ甲射手が神社傳來の本物の弓(これを真弓といつてゐる)をとつて三拜の後南面し、標的目掛けて本物の矢三本を射ち(以下矢とあるはいづれも本ものの矢をいふ)續いて乙射手同様矢三本を射る。それが終ると兩射手が射場鳥居の前にて、かますご、勝栗、昆布などで神酒を三献し、次いで甲射手が射場の側に跪坐(ひざまずき)、真弓を盛砂の右寄りに横たへ、千本矢を三分してその三分の一を横へた真弓の弦の内側に差立て、残る三分の二を弦の外側に差込んだ後、片肌脱(右肩)して、真弓をとり射的三回し、更にまた跪坐して盛砂の右寄りに弓を横たへ、彘に弦の外側に差した二分の一の千本矢をこんどは弦の内側に差替へ、再び弓をとり、一矢を小指に挟み、別の一矢でもつて標的を射つ。乙射手またこれに準じて矢を射る。

兩射手が射ち終るのを待つて、見物人がどつと標的めがけて押しかけ、的を木端微塵に破壊し、その破片を各自家に持ち歸つて災難除けとか、蛇除の呪禁とか稱して神棚に祀る。

現在はこの甲乙兩射手を選抜せず、五人の組員が全部射的を行ひ、一人につき三回矢を射つ。第一回目は一本、第二回目は二本、第三回



射場の圖

目は三本各々矢を射るのである。従つて盛砂に千本矢を差込むの儀式も、射ち初めと射ち終りの二回行ふだけで、射ち初めには弦の内側へ全部差し、射ち終りにはそれを抜いて弦の外側へ差替へす。なほ藁人形と牛王さんは各戸に一つ宛配り、牛王さんは苗代の際水口に祀つて虫除けに、藁人形は魔除けにしてゐる。

この阪手と同じ村屋神社の郷中で、阪手から十數町南方の多村字八條領に、的田といふ地名があり、そこを的場といひ、そこより約四町北に弓場といふ傳承地がある。昔八條でも、かうした射的の神事が盛んに行はれてゐたと傳へらる。(昭和十二年二月調査)

尙、右神事中に奏上する結鎮祭文は次の通りである。

結鎮祭文

謹請再拜々々帷當年年號次歲吉日良辰撰定テ大日本國王城ヨリ南大和國其郡其郷里居住シタマフ信心之一結ノ諸衆等謹言

- 謹請東方青髯龍王
- 謹請南方赤髯龍王
- 謹請西方白髯龍王
- 謹請北方黑髯龍王
- 謹請中央黃髯龍王
- 謹請五方上下諸神
- 皆來就坐著座所獻食饗 散供上酒

謹請降臨就座諸神等 可名 正名等 胆頭合掌 白
夫以者天地ノ性陰陽ノ靈四時ノ氣五行之精光神冥ヲカサルニ過ナシ人ミナ言ニフレテ過ラ、クシテ能ニシタカイ央

ヲイタス處ナリ伏願諸神明結衆等懇志テラシ今將根元ヲヒラキソノ由來ヲ陳テモフ昔成劫ノ初世界、皆コト／＼ク鳥ノ卵ノコトシ十時申盤古王ト世ニ出給ヒテ葦根ヲ掘地ト爲菅根ヲナシテ國ト爲名豊葦原水穗國日余時暗ノコトクニシテ日月ノ光ナシ此時ニ聖アラハレ給ヒテ日月ノ光ヲ現シテ四天下ヲ照万民ヲタスケ苦ヲヌキ樂ヲアタヘ給フ余時乾ヲ以テ父トシ坤ヲ以テ母トシ給フ王御坐名ヲ狗尾神ト曰謂廣惡神也遍身ニ流出孟火ヲ向之衆生併神ヲマトワシ皆コト／＼ク死亡シ所行之草木ニミナコト／＼ク乾損。江河。大海。ミナ火焰トナツテ高山陸地モ。悉灰燼。ナル世界ハ虚空ノコトクシテ一有情モアルコトナシ。余時有帝王ト名白髯王ト曰六通无導シテ三明朝ナリ然テ一切衆生ノタメニ神。王ヲメシトツテ頭切伎打王シテ打遊目ヲ宰テ結鎖ノ的トシテ是ヲ射。皮ヲ剥意和布シテコレヲ食毛ヲヌイテ蔵シ腹綿ヲ割餅トシコレヲ食。頭破。髓腦ヲ取テ正月十五日ノ粥トシテ腹骨ヲ悉太ト成テ門戸ニ懸。舌ヲ拔テ由津利葉ト爲足骨ヲ門切木ト成立並其ヨリ以來世界泰平ニシテ甘雨ヲ降。無病長壽ナリ國土豊饒ニシテ天下安隱ナリ而今。信心ノ大施主等其血脉ヲ尋白髯王ノ葉孫上ヘタル大宗黃帝之子孫也コレヨリ祖宗之貴息ヲ敬孟春ノ初結鎖ノ的ヲ儲高祖之懋德ヲ仰今青陽ノハシメニ息災ノ的ニ向長壽ノ弓ヲ曳福聚ノ矢ヲ放射遊處ナリ仰願白髯王ノ昔之誓諫ナシ千秋萬歲ノ壽福與タマフ田畠耕作五穀成就萬葉豊饒ノ所聖數十人ノ結衆ホ。授タマフ子々孫々門々家々安隱太平ニ守タマヘリ在地近邊國土郡内普擁護シタマヘ

謹請再拜々々奉酒洗米謹重。諸鬼神王ニ申ス
コレヲ供シタテマツル處洗米香花。燈明御酒御幣等一々ニ納受シ給ヘ各七寶ノ玉車。ノリ本座。安座シタマヘ惣メ日日夜々時々尅守タマヘ再拜々々

凡ッ奉レ返諸神本宮ニ咒曰

五方上下散供 神王皆 解脱皆得安坐即得本座急々如律令

先玉女ノ方ニムカツテ天ヲ三度見テ弓ニ箭ヲハケヨ

咒曰 コト／＼クノ箭ヲトラス後ニ一ツノ箭ヲハケヨ

去遮外走惡神惡鬼成慈還念急々如律令ウ

次ニ東方ニ射咒曰 唵阿九提ソハカ

提頭賴多天王助我。與力除去邪惡急々如律令

次ニ南方ニ射咒曰 唵耶頭花提ソハカ

毗樓。勒双天王助我與力除去邪惡急々如律令

次ニ西方ニ射咒曰 唵阿婁薩双ソハカ

毗留薄双天王助我與力除去邪惡急々如律令

次ニ北方ニ射咒曰 唵業那提ソハカ

毗沙門天王助我與力除去邪惡急々如律令

次ニ上方ニ射咒曰

唵南斗北斗日月五星廿八宿三台玉女卅六禽大梵天王除去邪惡急々如律令

次ニ下方ニ射咒曰 唵謝羅婆提ソハカ

五黃帝並ニ天王堅牢地神助我與力地味增長五穀成就急々如律令

次の射呪曰

一結諸罪息災延命增長福壽所願成辨急々如律令

次の弓を安シメヨ曳折ツテ右ノ肩ニ懸

次神分 祈願 錫杖隠羅尼 三反アリ

寛政五年正月調之

和洲式下郡北坂手邑天王山西之坊現住 恭嚴法印代
右法印者紀洲産同國雲蓋院權僧正 堯鎮弟子也

阿部田の奉幣渡御と宮送り神事

磯城郡多村大字千代小字阿部田に於ける特定の人達をもつて組織する明神講では、講員が輪番當屋となつて、十月九日に奉幣渡御、翌十日に宮送りの神事を行つてゐる。明神講は、垣内別に元・中・新の三講に分れ、各講ごとに古記録の列順によつて、毎年當屋一名宛選んでゐる。

先づ秋の彼岸(中)日に、前寄といつて、講員全部が當屋に集まり神事の準備をする。次いで十月一日、宮迎へと稱し、同郡川東村縣社村屋坐彌富都比賣神社の御分靈を當屋にお迎へ申し、神棚に奉齋して御神燈をあげ、十日の宮送りの日まで頭人が齋戒沐浴して奉仕する。

同月七日、幣切りと稱し講員が當屋に參集、神職が來て御幣をつくり終つて饗宴を催す。

同月九日午後三時頃、元・中・新三講の前・現・後の三當屋、即ち計九名の頭人が、山高帽に紋服羽織袴の禮装で、御酒、御幣(幣には稻穂及びへいを奉持して前記村屋神社に渡御し奉幣の儀を行ふ。この奉幣渡御に先だち、同市杵島神社に三升のお鏡餅と御幣三本を献げる。)を奉持して前記村屋神社に渡御し奉幣の儀を行ふ。この奉幣渡御に先だち、同市杵島神社に三升のお鏡餅と御幣三本を献げる。

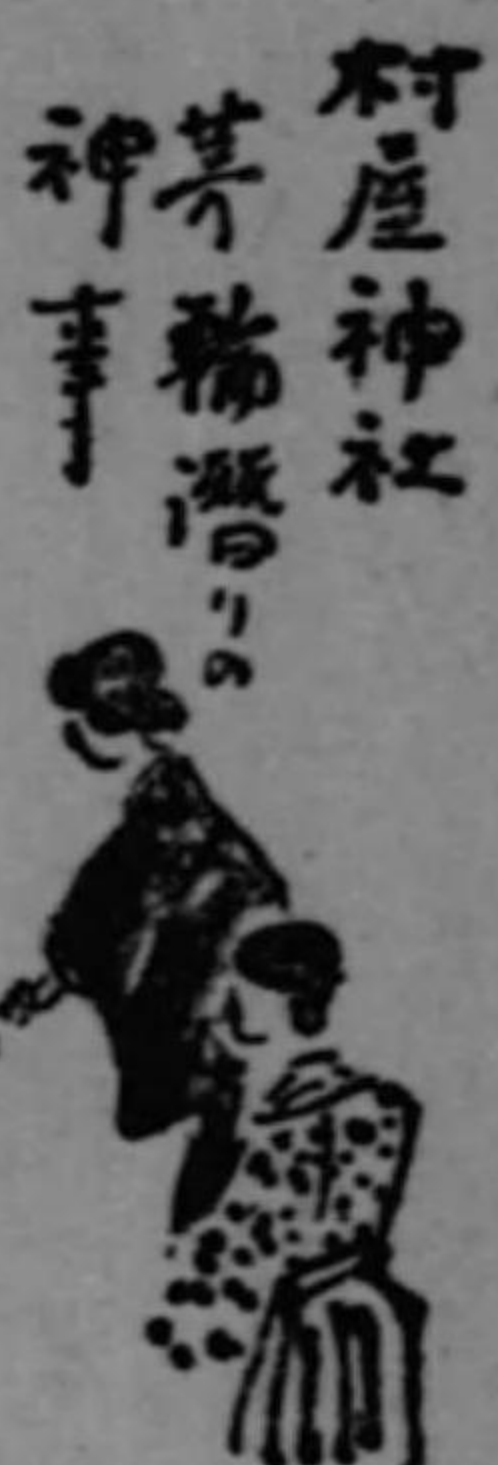
翌十日矢張り右九名の頭人が、前日同様の服裝で威儀を正し、現當屋に奉齋してゐた御分靈を村屋神社にお送り申し奉り、神殿で宮送りの儀を行ふ。

其の後適當な日を選んで、現當屋と次の當屋の間に講の什物渡しが行はれ、舊正月前後に講の算用が行はれる。(昭和十四年十月調査)
註 (一)いふんぐりとは、洗米を白紙で包み、芋又は水引で結んだものをいふ)

守屋村屋神社大祓式

磯城郡川東村大字藏堂小字守屋、縣社村屋坐彌富都比賣神社では、郷中氏子の無病無災を祈願するため、毎年六月三十日と十二月三十日の二回、いづれも午後五時から古式に則つて大祓式(おほはらいのしき)を厳かに執行してゐる。六月三十日には茅輪(ちのり)潜りの神事があり、十二月三十日には神潜りの神事がある。

六月三十日の大祓式には、拜殿前の齋庭に祓所(はらひどころ)を設へ、祓所の四方に忌竹を立て、忌竹と忌竹との間に幣を垂らした注連繩を張りめぐらし、前方の注連繩の下に茅(ちのり)にて造つた大きな輪を括り吊し(茅輪は五十數本の茅を束ねて三寸ごと



に葉にて縛り、圓形に曲げたもので、徑約七尺、祓所の中央に八ツ足机を置き御幣、晒布(長さ一尺二寸位)紙の人形など並べる。定刻神職は羽織着用の郷中氏子總代と共に列を作つて社務所を出發、茅輪を潜つて祓所に至り、その兩側に相對して並び、(神職右、總代左)修祓の後、神職が氏子總代の方に向つて大祓の言葉奏し、八ツ足の上に置きたる晒布に、息をふきかけて引裂き、人形と共に總代に渡すと、總代は次々に矢張り布に息をかけて引裂き、人形を八ツ足の上に並べる。

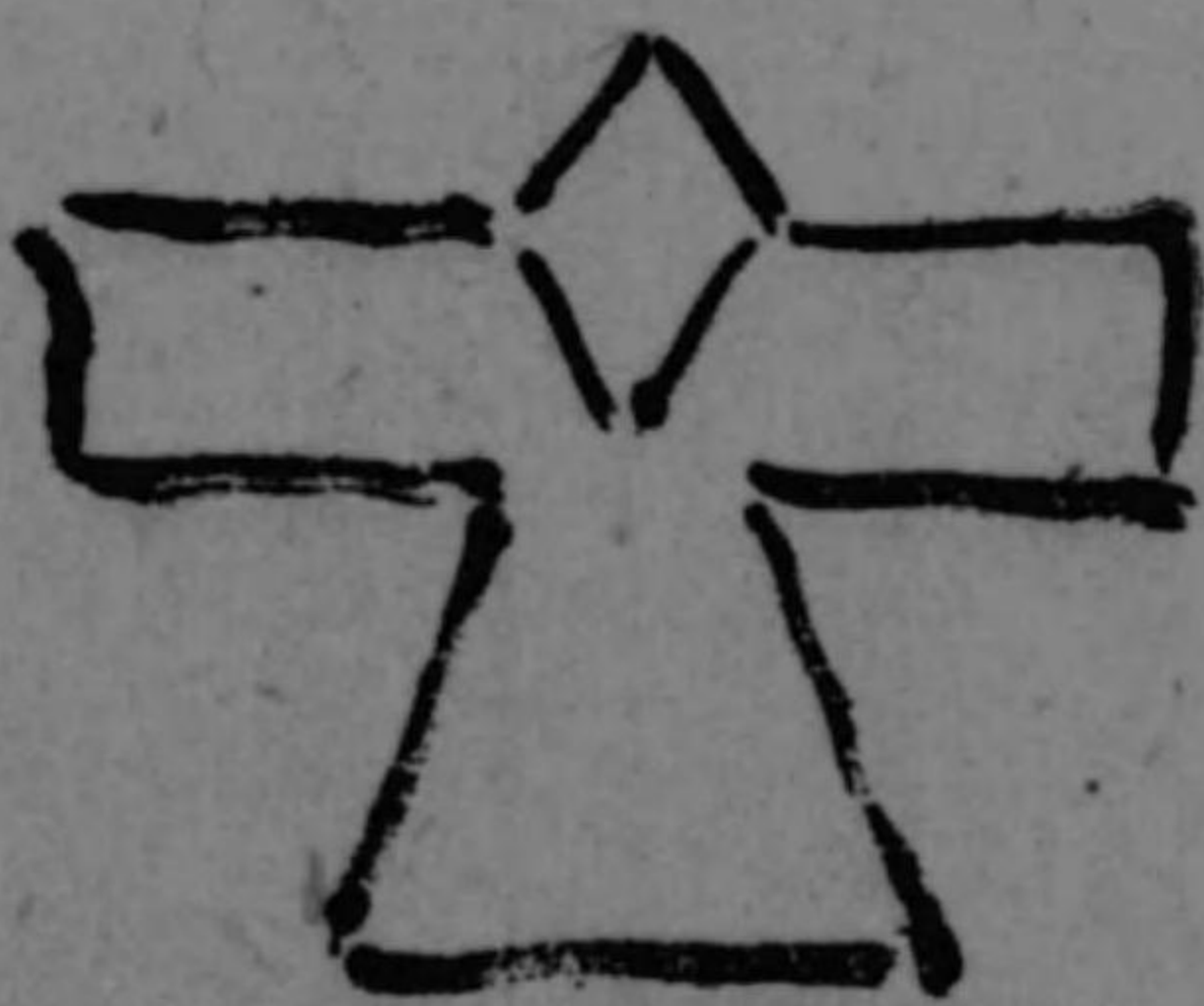
この日郷中の氏子は全部人形または人爪を持つて同神社に參拜、茅輪を潜つて人形や爪を祓所に置いて歸る。(この茅輪を潜れば疫病を免がれ長命すると言傳へられてゐる)

參拜者がなくなると、茅輪をはじめ、忌竹、人形、爪、布など悉く守

屋區の東を流れる初瀬川に流して式を閉ぢるのである。

註(多村縣社多坐彌志理都比古神社では、この茅輪潜りの神事を川のほとりにて行つてゐる)なほ十二月の大祓式は茅輪の代りに祓所へ稱を立てこの下を潜つてゐる。その他は同じである。(昭和十四年六月調査)

人形



遠田、爲川、藏堂の數献當講

昔、磯城郡川東村大字遠田の人たちが、同大字小字南池領で用水池を掘つたところ、同池の西南隅から、深さ約一尺三寸、口徑約四寸の茶褐色を帯びた素焼の壺形土器が出た。この出土場所が丁度遠田、藏堂、爲川三大字の境界に當つて居た關係から、右三大字が毎年十月十一日、交互に該壺を祭神として、數献當講(遠田ではスウトッコウ又はスウコンドッコウと呼び、爲川ではオスコスサンと稱し、藏堂ではスコンドッコウと唱へてゐる)といふいとも懐古的な行事を營んでゐる。

遠田區の現講員は十一名で、年長順に當屋を勤めて居る。行事を一度勤めた者は講から退いて隠居する。(どの神事でも同じことであるが、こゝでも矢張り忌中の者は行事に出席しないし、また當屋が喪に服した場合は行事を次回の當屋の者に譲る)爲川區は區民全部が講員であり、藏堂區は講員の資格を定め現講員は十餘名である。この講行事に、遠田では芋を喰ふので一名芋喰ひ講とも稱し、藏堂は赤飯を食するので赤飯講、爲川は餅を食するので餅喰ひ講ともいつてゐる。斷つて置くが筆者は遠田區の人に就いてこの講のことを調査したので、こゝでは主として遠田の芋喰ひ講を述べることにする。

献立 行事前日の十日朝から、當屋では澤山の人手をかけて献立の準備をする。なんと云つても献立の主題になるのは里芋で、この里芋を五十餘貫餘り一々丁寧に皮を剥ぎ、それを丸太のまゝ大きな釜に入れて鹽炊する。その際講の長老が來て炊始めの式を行ふが、この五十貫の里芋を全部炊くのに五時間餘か

るといはれ、炊いた芋を菰蓆に並べて乾して置く。この外に一夜甘酒一斗を造り、更に白餅七升を搗きその他色々な菜を造る。

式次第 行事當日の十一日早朝、當屋では講員の子供全部と、講員でない區民の子供一戸に一人宛とを招いて饗宴を催し、大根の拔菜一皿、小餅一つ及び鹽炊の芋を黒塗の椀に大盛りして出す。この里芋は食べ放題である。子供が歸ると當頭人が禮装し伴を連れて、前年行事を勤めた大字へ祭神と崇めてゐる壺を迎へに行く。すると前年勤めた大字の講の當頭人が壺を送つて来て、壺の出土したといふ南池西南隅で杉葉葺屋根の六角の木框に納められた壺を嚴肅な面持で受渡しをする。

壺を迎へて歸つた當屋では、正午から講員一戸一人と、既に講を勤めて隠居してゐる生在者全部とを、「七度半」の呼び使ひして招く。

よばれに来るもの、服装は、昔は袴着用であつたが、いまは羽織袴で年長順に座席に着き、三合一重の白餅と大根のぬき菜一皿が出る。年長順に朱塗三重の杯が廻され、袴着用の講中青年二人が給仕する。これを初獻と呼んでゐる。(以下杯が廻ることに講曲をうたふ)

二獻も朱の杯で杯事をなし、蒟蒻、蓮根が各一皿宛出る。二獻が終ると一夜甘酒が運ばれる。

三獻は黒塗の椀が出て、そこへ酒を波々と注いで年長順に飲んでゆく、酒の肴として例の鹽炊芋を黒い椀にスズキ(註・スズキとは、稻の取り入れが終つて、その藁を田に積んだものをいふ)の形に盛つて出す。これをスズキ盛りといひ、五穀が豊かに稔れとの意味である。更に芋を田樂と稱して、鹽炊芋を五つ乃至七つ竹串に刺したが出る。スズキ盛

りも田樂もこれもまた喰ひ放題である。

男の宴が済むと、こんどは午後五時頃から講中の女の人が一戸一人づゝやつて来る。この場合は白餅が一合餅になつてゐるだけで、他は男の場合と同じである。

當日は飯の氣が一切ないので、この行事中に五十貫の芋が全部平けられる。昔は二百貫の芋がなほ足りなかつたといふ。

尙遠田では、行事前日の午前九時から當頭人が御幣を捧持し、伴人に稻一束と神酒とを柳の棒にて擔がせ、講の一老、二老と共に正装して守屋の縣社村屋神社に参拜、修祓を受け神樂を奉納する。

また祭神の壺は、一ヶ年間當屋で奉祀し、翌年の行事當日、その年に講を勤める大字の當屋へ奉還すべく、前述出土場所へ壺を送つて行き、迎ひ人と受渡しをする。壺の廻る順序は遠田、爲川、藏堂の順序の由である。(昭和十二年二月調査)

遠田區では講行事として村屋神社へ奉幣の儀をなしてゐるが、他の藏堂、爲川二大字では、奉幣の儀を行はず、神社と關係なく行事を管んでゐると藏堂側を調査せられた東京文理大國史研究室和歌森太郎氏の語であつた。

鍵の蛇巻き(降り龍)

磯城郡川東村大字鍵では、毎年六月五日午後三時頃(時間は一定せず)から、「蛇巻き」と稱するいともグロテスクな原始的神事を行つてゐる。「蛇巻き」のことをまた別に「野麥」行事とも唱へてゐる。確たる起源は不明であるが、

相當古くから続けられてゐるといはれ、大正末期まで舊曆の五月五日に行つてゐた。祝詞の一節に「里内家々諸乃災無久煩大人乃煩無久産業彌榮榮茂」とあるやうに、五穀豊饒と區民の無災を祈る神事である。



前神に飾られた蛇の體

この神事は、次稿の今里側も同一であるが、當屋と少年の群れの二つが合體して奉仕してゐる。當屋は一軒で、區民が輪番で勤めてゐる。少年側は大字在住の男の子で、三歳位から十七歳迄である。十七歳の者を頭持といひ、十四歳の者をドサン箱持ちと稱してゐる。頭持ちをみると、少年の群から去つて翌年よりこの神事に關係しない。(當屋に當つた場合は別) 故に頭持を勤めた者は、その翌日から大人になつたといふ。また大字で男の子が生れると、神事の日には蛇巻きの仲間入りと云つて、身分相應の祝儀を出すのであるが、これを子供の仲間入りと唱へてゐる。

既記上品寺のシヤカク祭、石見の野神祭に於ても述べたやうに、この神事は蛇神信仰をかねた男の子の楽しい節句行事の一つであらう。大人が當屋になるのは、祭具を造ることや、神饌物の調理などが、年端のゆかぬ子供の手に負へない爲ではなからうか……

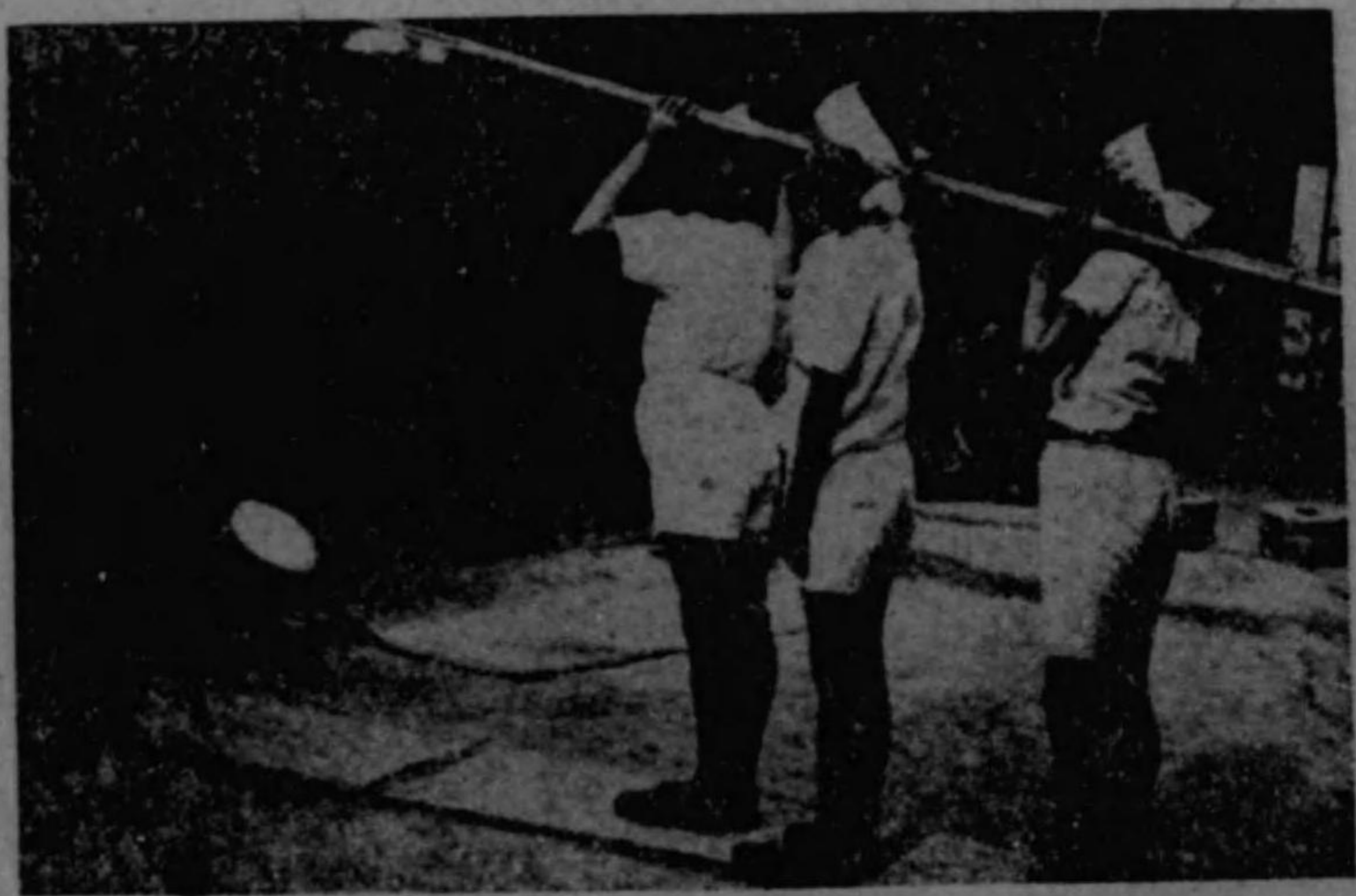
さて、神事當日の朝からその年の當屋(現)の者が、前年度(前)および次年度(後)の兩當屋の者と同大字村社八阪神社境内に来て、現當屋方から運ばれた一反藁と、その年に刈つた新麥稈とで、目方七十貫もあるとても大きな蛇體を造る。頭の大きさは六尺立方で徑二尺の藁束を五つ重ねて繩にて一つに括り、頭上の襟に若枝數本を差込む。胴は頭に比較して非常に細く、胴廻り一尺、胴から尾尖までの長さ約六間で、藁と麥稈とで十文字に縛ふ。

蛇體が出来ると、こんどは椶の木にて鉞、鋤、鎌、備中、横槌などの野道具の小模型を造り、それを白紙にて包み、上から紅白の水引をかけ、五寸口位の青竹(長さ約五間)の先を二つ割にして挟む。これをドサン箱と呼んでゐる。出来上れば同神社の境内や社務所に飾つて置く。

定刻神職が来て、同神社神前で蛇體を祓ひ清め、靈魂を入れ蛇頭に神酒をふりかける。

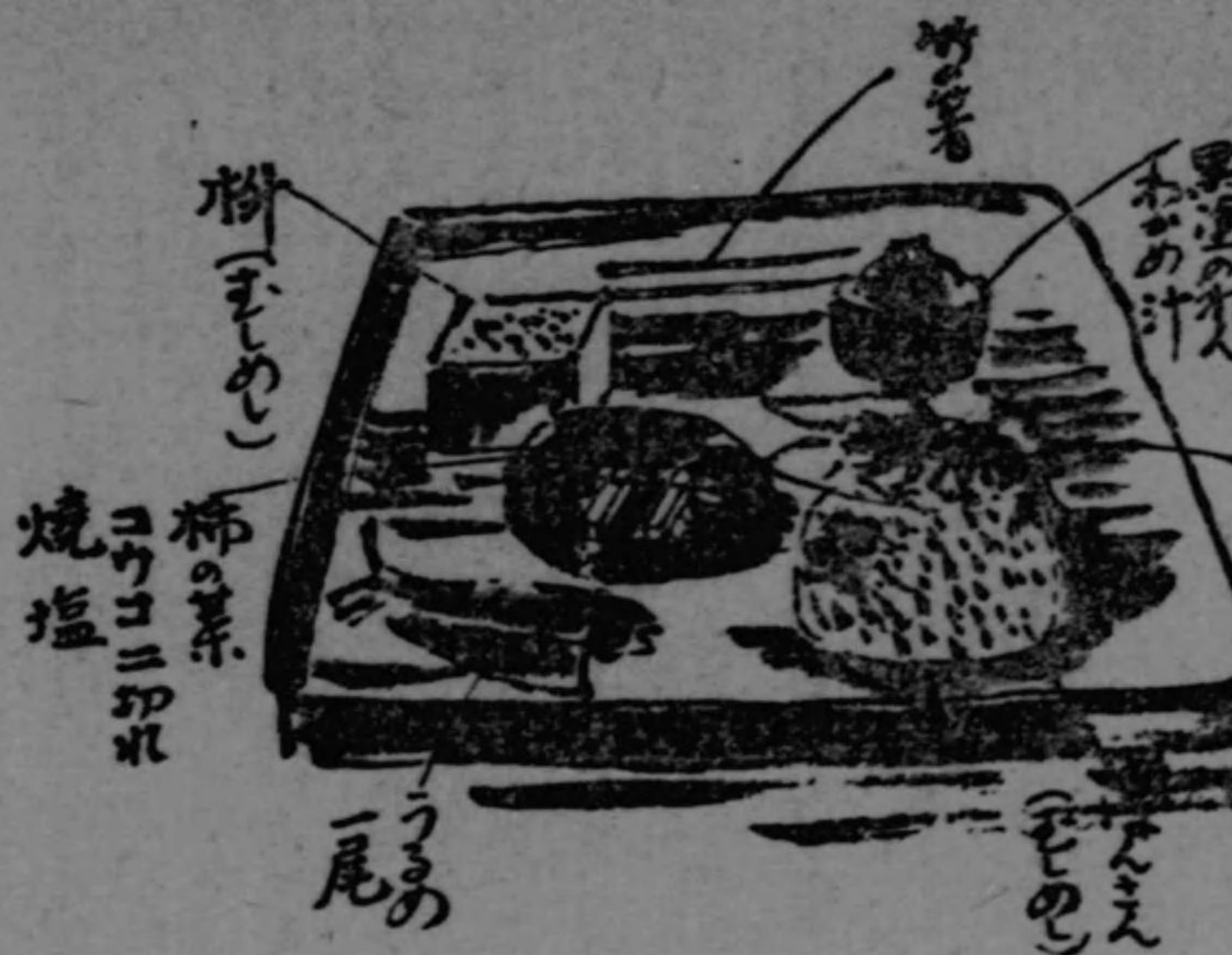
それが済むと蛇の頭を前・現・後三當屋の者および十七歳の少年が擔ぎ、胴並に尻尾を他の男の子が提けてドサン箱と共に同神社を威勢よく出發する。その際の子供の服装は、新しい晒のシャツに襦袢で、鉢巻をしつくり結んでゐる。

ドサン箱を提げる



る。この獵奇的な行列は、垣内の道々を喚き騒ぎつゝ練り、先づ現當屋宅へドサン箱と蛇體を持ち込んで祝意を表してから、前年の神事よりこの日迄の一年間中に、大字内でお嫁さんを娶つたり、お婿さんを貰つたり、子供の出生

ボンサンの膳



したやうなお芽出度い家へ、祝儀貰ひと稱してこのドサン箱を持ち込む。するとその家では「有難う」とか「御苦勞さん」とか言つて分相應の祝儀を出す。祝儀を貰ふと頭持の少年が、その場で包紙を破つて中味を改め、得心がいつたら手を叩く。手を叩いたら最後、あとで祝儀に對する文句は金輪際言へない。若し祝儀が足りなくて氣に入らなかつたら、大きな蛇體をその家の門口に抛り込み、わつと喊聲をあげて引揚げる。甚しい時には座敷の上へ投げ込む。さあさうされると大變だ。その蛇體は勝手に持ち運び出来ぬので、當屋に泣き絶つて解決をして貰ふ。祝儀の値上りは勿論である。

かくの如く慶事の家で祝儀を強請つたり、蛇體を田圃の中へ投げ込んだりして散々に暴れる。暴れる動作が烈しい程その年は豊作だといひ、昔は通行人を「祝つてやる」と稱して蛇の尾で絡み、時には牛さへ巻いた由である。

最後にその蛇體を、同神社の境外地になつてゐる同大字小字ツナカ

ケ領の藪の中に納め(この字ツナカケは同大字の坤にあり、面積約五坪、藪をツノヤブと呼んでゐる)そこにある古い榎の木に、頭を下に尾を上にして巻きつけ、しかも、尾の尖をその年の「あきの方」に向ける。頭が下向になつてゐるので降り龍と唱へて居る。

巻き終るとボンサンの膳と稱する風變りな神饌と、神酒、昆布、錫などを献じ、再び神職が来て蛇祭を行ひ、祝詞を奏上する。

このボンサンの膳は、當日當屋が神事奉仕の子供の家から米を集めて調理するのである。献立は

- 1、ボンサン、一(蒸飯四合を、大きな鉢にて押して餅形の様にする。和尚の頭のやうな恰好をしてゐるのでボンサンといふ)
- 2、枳、一(蒸飯一合を、四角な箱にて押して枳形にする)
- 3、潤目(ウルメ)一疋
- 4、柿の葉の上に香ノ物、二きりと焼鹽
- 5、車海老、一(串に刺してボンサンの上へ立てる)
- 6、若布汁、一碗(外に竹の箸)

神事が済むと子供らは、池へ飛び込んで汗と埃に汚れた身體を洗ひ、自宅に歸つて平日着と着替へ、茶を手拭に包んで當屋へ行く。當屋では、この日蛇祭に供へたのと同じボンサンの膳を子供一人に一膳づつ調へ、納屋に蘆や菴を敷いてその上に並べて置くと、子供らが来てこの薄暗い納屋の中で、手拭に包んで持参した茶を取り出し、野趣満々



たる珍料理——ボンサンの膳にて舌鼓をうち残りを持つて歸る。(ボンサンの膳は、飯の分量が多いので全部その場で喰べられないらしい。若しその場で全部平げたものは、後日鯛の焼物付の本膳で、ご馳走に預る)

蛇祭は他でもよく行はれてゐるが、納屋で、しかも庭の上で、かうした變つた献立で、神事の直會が開かれることは珍しい。なほこの神事を取りやめると、その年は田が荒れて不作になり、悪疫が流行すると言ひ傳へられて居る。(昭和十四年六月調査)

今里の蛇巻き (昇り龍)

前稿鍵のすぐ北側の村落、磯城郡川東村大字今里でも、矢張り六月五日の午後三時すぎから、豊後祈願のため區民が輪番當屋となり、十五歳から十七歳までの男の子が責任者となつて、獵奇祭「蛇巻き」神事を執行してゐる。

この大字では、當屋が年三軒づつになつて居る。その年の當屋を一本當屋ほんまぢや又は「當り番」といひ、前年の當屋を「渡し」と呼び、次年の當屋を「受け」と稱してゐる。

この「渡し」「本當屋」「受け」の都合九軒の當屋の者が、神事の前日川柳にて鉞、鋤、鎌、備中、馬鉞、唐鋤、梯子、槌、掛矢、鞍掛各一個に春三荷はるさんか片荷の野道具の小模型と、杉板に牛と馬と各一頭宛墨にて描いた奉納繪馬とを造り、更に神事當日の正午から同大字村社杵築神社境内で、三軒の本當屋ほんまぢやから持つて來た十二束の新麥稈で(一軒に四束の割)蛇體を組合はせる。(神事の日が來ても、麥が刈れない場合は遠い地方まで出かけ、新麥稈を買ひ求めて神事に必ず間に合はせる)

鍵の蛇體が非常に雄大であつたのに對し、この蛇體は女性的である。頭部は麥稈を三つ折りにして繩にてかかり、胴は麥稈を十文字に編み、切株が一面に突出し、胴體の上に樗の若枝二十數本差込んである。頭の廻り約四尺、胴の長さ約十間、尻尾は繩を用ゐてゐる。

蛇體を組立てると、その蛇體を大字西方の寺川堤防できつて來た數本の女竹で支へて同神社拜殿前に祀り、九軒の當屋と、十五歳から十七歳までの男の子とが、拜殿内で本當屋から運ばれた酒、肴で氣勢をあける。(この十五歳から十七歳までの少年は、神事の際、蛇の頭を擔ぐので矢張り頭持ちといつてゐる)その際大字内で、最近一年間に結婚、出産、普請、分家したやうな慶事の、悠暢な古代大和人の生活状態が髣髴として眼に浮んで來る。



今里の蛇巻き

頭部は麥稈を三つ折りにして繩にてかかり、胴は麥稈を十文字に編み、切株が一面に突出し、胴體の上に樗の若枝二十數本差込んである。頭の廻り約四尺、胴の長さ約十間、尻尾は繩を用ゐてゐる。

酒盛りが終ると、蛇の頭に神酒をふりかけ、前述頭持ちの少年が蛇の頭と胴を擔ぎ、九軒の當屋の者が尻尾を持つて神社、境内を彈丸の様に飛び出し、大字内を南から北へ軒並み戸毎に、門口から蛇の頭を突込んで「オメデタウ〜」と聲高々に呼んで廻る。

なんといふ時代と懸離れた原始的な神事であらう。これを眺めて居ると

この門廻りの道中で頭持ちの少年同志が、蛇體で巻き合ひを演じたり、蛇體の上で寝轉んだり、相撲をとつたりなどして巫山戯廻り、あらん限りの亂暴を働く。幾ら暴れても昔から怪我人が一人も出なかつたといふ。街道で暴れる最中は、通行人も牛車も自動車も無言の通行禁止で立往生だ。昔は人に遇へば、誰彼の別なくこの蛇體で巻き、

武士もこれに巻かれ、たとへ下敷にされても小言がいへなかつた由である。また日頃區民から蛇蝎の如く嫌はれて居る家の前では、蛇體を突込んでなかなか動かなくなつたといふ話である。

如斯、様々のグロ的動作を繰り返した後、その蛇體を大字の中央、道路の東側にある大きな榎の古木に頭を上にして漸次下へ下へと巻いてゆく。昇天の形になつて居るので、鍵とは反對に「昇り龍」と呼んでゐる。矢張り頭はその年の「あきの方」に向ける。



今里の蛇巻き

この古木のある所の地名を高屋といひ土地では八王寺さんと稱して居る。木の根元に土製の小祠があり、野神さん(野神さんを初穂さんともいつてゐる)を祀つてゐる。昔からこゝへはまだ一度も雷が落ちなかつたといふ。

巻き終ると、野道具の小模型を野神さんに供へ、更に蛇體に神饌を献じ、本當屋の年長者が般若心經三巻を讀誦し

て一同敬虔な祈りを捧げる。

神事が滞りなく済むと、三軒の本當屋中一番大きい家で、さゝやかな饗宴が催され、大字の子供全部が(この場合男女の別なし) 食器をのせた大膳と重箱とを持つてやつて来る。

この日朝、頭持ちの少年が子供のいる家から一軒毎に白米五合と菜料五錢(時に變動あり)とを集め、饗宴の催される家へ持つて行くと、その家でそれを蒸ご飯にする。これを京の飯と呼んでゐる。(註・京の飯はきやうの飯の變化で、

白蒸飯の意味ではなからうか)

子供が来ると、その饗の飯を持つて来た重箱へ平均に掻き分けて入れ、雑魚、高萱のひたしなど添へて喰べ、残つた分は持つて歸る。(昭和十四年六月調査)

註 高取藩風俗問答の一節に「葛下郡今里村の野中に古木の榎一本有之野神と稱し五月五日神事執行、講中有之當年の當屋より來年の當屋へ流し候に双方とも黒紙とて熟交りに漉紙を頭にかぶり身にまとい出たる處の手足のさきを眞黒に墨にて染め幣のまゝ取渡いたし候由縁未詳」とある。この今里村は今の北葛城郡浮孔村大字今里で、葛下郡と式下郡との郡の相異はあれ、同じ今里村であり、神事の日が同じでしかも古き榎の木を野神と稱してゐる點など相一致してゐる。

海知のシンカン祭

磯城郡川東村大字海知では、毎年區民が二名宛輪番當屋となつて、九月七日の當屋座神事を序曲に、八日宵宮、九

日秋祭と三日間にわたり、古風豊かなシンカン祭をいとも厳かに執行してゐる。(當座神事はその年の大當屋の家で行はれ、宵宮および私祭は、同大字式内村社倭恩知神社——祭神建命——で行はれる)

本稿末尾に掲げた安永六年二月作製の「海知村座中、當村宮座神拜献立並ニ年中式法書控」の文中劈頭に「當村神拜相勤 定法改」と記されており、即ち今を去る百六十有餘年前の安永六年にこの宮座の營み方を改正してゐる。これによつてこのシンカン祭は、同年代以前に既に存在してゐたことを窺ひ知ることが出来る。

この祭は秋祭禮の一種で、氏神に對する感謝と、初穂奉獻の新嘗祭の神事であるが、シンカン祭のシンカンの字義に就て、シンカウ(神幸)祭の訛り轉じたものであり、また神竿祭と解すべきであるとの説があり、更に土地の古老はこの神事の座の献立に、茄子の芥子あへを山盛りして引肴とし、特にこの芥子味噌には芥子を多く用ゐてしんから辛くする故に、シンカラカライが詰つてシンカンと呼ぶに至つたと語つてゐる。安永宮座記録中の献立に、茄子に芥子味噌を用ゐたことは出てゐるが、いづれも研究の餘地があると思ふ。こゝで考ふべきは、この神事の神饌が、舊穀をもつてしてゐること、その月の一日から神事を始めてゐること、即ち當頭人は一日龍田川で齋戒し、當屋の門口に注連繩を張り、轡を立て、以後神事が終るまで總て汚れを忌み、服喪者の參入を許さず、御供搗きの時には、女人を禁制してゐること等である。この事に就いては以下列記する。

宮座の組織 同大字の戸數三十五で、昭和十年まで特定の人達十二名をもつて宮座を組織し、座衆中の家族が、大字内で分家した場合のみ加入を許してゐた。宮座には田地二反あり、その収入で座を營んでゐたのであるが、昭和十一年に至り「倭恩知神社は全區民の氏神である。故に宮座筋といふ特定の人達のみによつてお祭をすべきでない」と

の聲が起り、總親和の立場から全區民が當座廻りといふ所謂村講(村宮座ともいふ)に改正した。

當座には大當屋と小當屋の二軒があり、一月一日からその年の十二月卅一日迄、一ヶ年間神社のお護りをし、神社に關する總ての神事を掌るのである。大當屋が専らこれに當り、小當屋は大當屋を助けて神社守護の完璧を期してゐる。

當頭人は戸主に限られ、(女戸主を除く)當座の廻り方は家の屋敷番地順で、順番が来て、當座に當つた者二名中から大當屋と小當屋とを定めるのであるが、その定め方は番地の若い方が大當屋になる。従つて財産のある者が小當屋になり、無いものが大當屋になるといふ皮肉な場面が生れることもある。

村座に改正前までは、古記録の當座廻り順によつて大、小兩當座を定めてゐた。大當座と小當座の定め方が現在のやうに簡單でなく、その年の當座に當つた者二名が、八月三十一日の晩十二時に神社に赴き、般若心經三卷を讀誦したのち、兩名の氏名を記した紙片を三寶の上にのせて神前に獻じ、伊勢神宮から授つた神箸で、その紙片の上を軽く二、三度撫で、先に箸に引掛つた紙片に氏名の記した方が大當座、引掛らなかつた紙片に氏名の記してある方が小當座と定めてゐた。即ち捻紙の卜事によつて大、小兩當座を決定してゐたのである。

この神事も矢張り十餘年前迄陰曆で行つてゐた。大、小兩當座を區分する卜定神事は舊曆七月三十一日、一日座神事は同じく舊曆の八月一日、當座神事は同月七日、宵宮神事は同月八日、私祭(官祭制定までは秋祭禮といつた)の儀は同月九日であつた。

一日座神事 九月一日の未明から大、小兩當座の當頭人が、往復徒歩にて生駒郡龍田町領の龍田川(片道約三里)に赴き、御幣岩附近の淵で禊をなし、小石二個を拾つて持ち歸り、兩當座の井戸に投込んで井戸水を清める。午後兩當

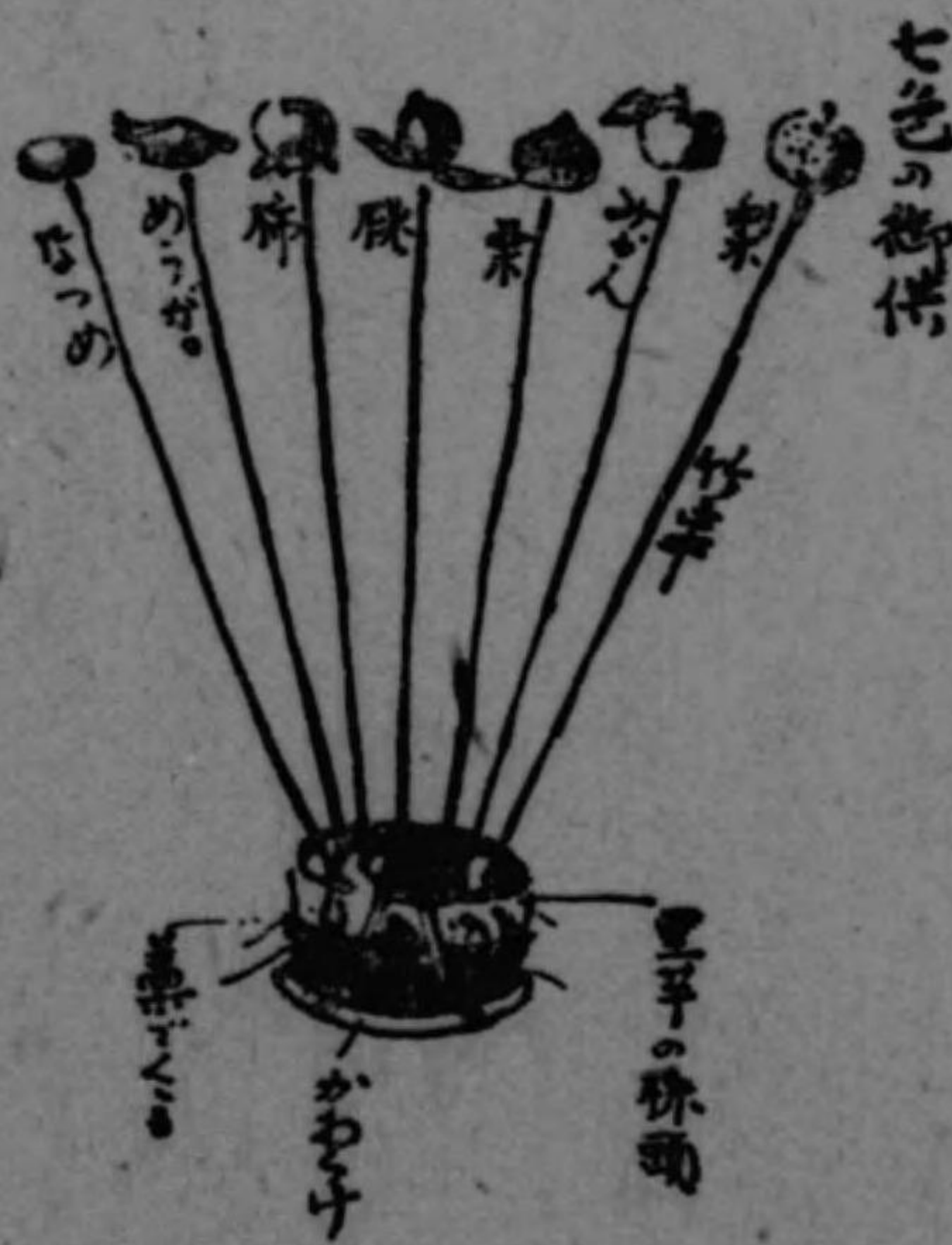
頭人が神社参道の道修繕をなし、終つて神社境内の櫛の枝二本をきつて持ち帰り、大當屋の門口の左右に立て、軒に注連縄を張りめぐらす。櫛を立てることは、御祭神の御分靈を大當屋にお迎へ申したといふ意味で、櫛を御分靈としてゐる。それ以後兩當屋では、九日の祭儀終了まで葬式その他一切の忌ごとに入らせず、只管齋戒して神に奉仕する喜びの日の來たるを待つのである。

村宮座に改正前は、これ以外に一日座といふのを勤めてゐた。御分靈をお迎へし終ると、大當屋から座衆一同に「私の家へ明神様がお越しになりましたので、これから一日座を勤めさせて頂きますから、どうぞお出で下さいませ」と呼び使ひする。すると座衆が羽織、袴姿で「お芽出度う」とか「お芽出度うございます」とかいつて大當屋へやつて來て、精進料理で神酒やご飯の振舞を受け、七日の當屋座の給仕人を合議によつて定めた。この給仕人は座衆の家の少年中から選んだのである。

當屋座神事 同月七日の朝から、小當屋の當頭人及び前年度の兩當屋の頭人の三名が、その年の大當屋の家へ赴き、八日の宵宮に奉獻する神饌の準備をする。

この神饌は古典味たつぷりで、いづれも異色をもつてゐる。

安永の宮座記録にもあるやうに、蜜柑、柿、梨、栗、麥、茗荷、桃の七品を一つ宛何れも長さ約一尺五寸の竹串に刺し、刺したその七本の竹串の下部を、更に里芋の株(芋莖の頭ともいつてゐる)に一列に突き



立て、それを小さな素焼の土器の上にのせ、芋の株と土器とを藁にて結ぶ。これを七色の御供といつてゐる。

この御供を本社の分七膳、末社たる八幡、春日、稻荷三社の分各一膳宛の計十膳、即ち十個調製する。安永の宮座記録に供物七膳とあるが、これは本社の分だけで、その頃末社に献饌しなかつたのではなからうか。

夕刻當屋附近の人達七、八名が、大當屋に招かれ、茄子の芥子齋への引看で饗應に預る。(この茄子の芥子齋へは、茄

〔寫眞説明〕

上、巫女の御湯之儀
中、同お祝ひ(着坐するは當頭人)
下、御供搦き(七色の中にあるは)

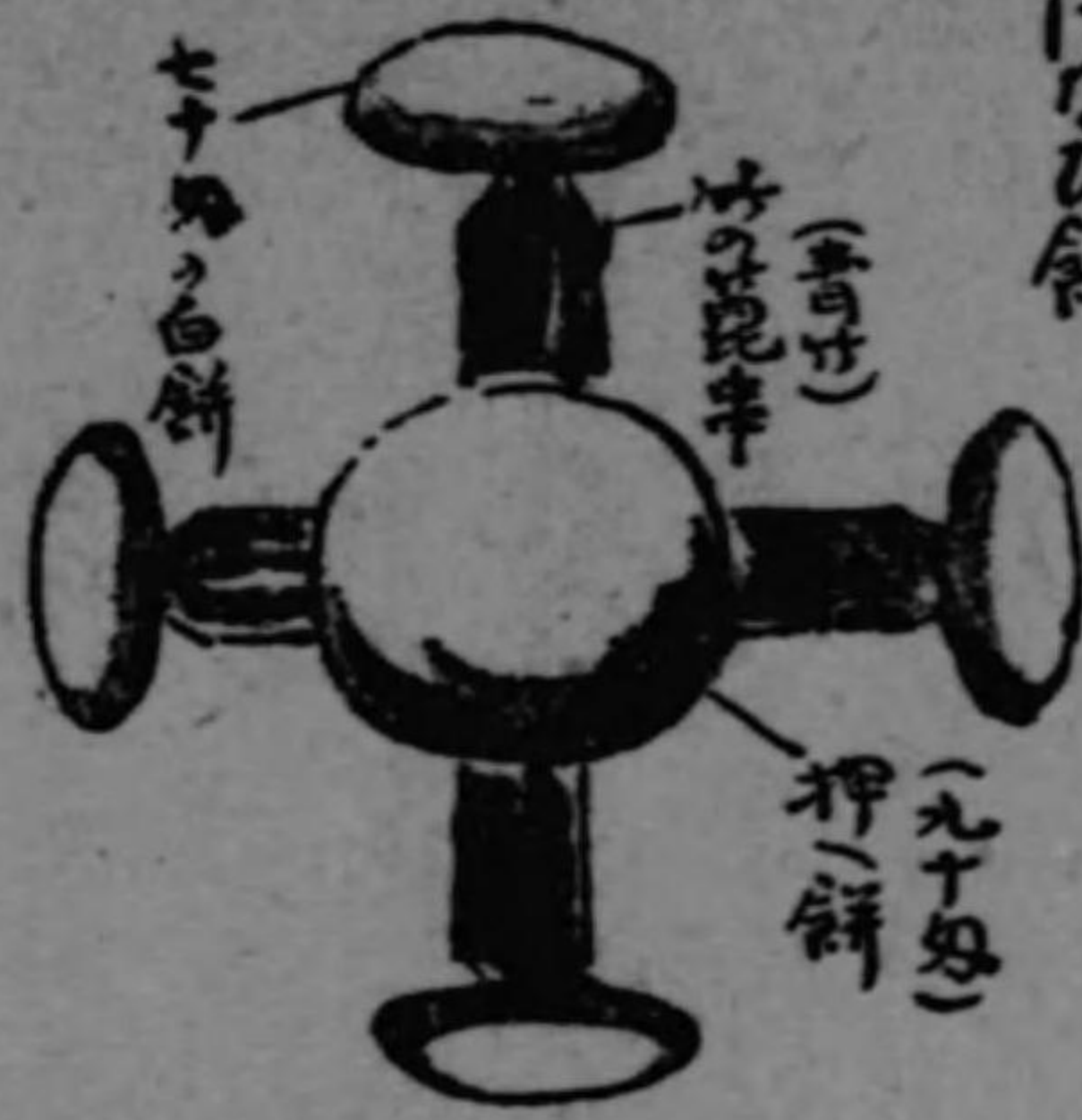


子を茹で細かく切り、それを芥子味噌と混合はせて皿に盛る)

着坐順は安永宮座記録の「座中上座次第」によると「年重、かぎら須同年一日、而もはやく座入座相勤め候を上座、罷在候事」とあるが、現在は年長順に着坐してゐる。饗宴について巫女の御湯被ひの儀がある。この巫女は代々同村大字法貴寺から來てゐる。緋の袴に白衣を着し、腰に注連繩を巻いて、先づ御幣で大當屋の竈の褌被ひをなし、四方の神寄せをしてから、幣で沸り立つ飯釜の湯を掻き廻し、次いで笹でもつて御湯を被ひ、最後に鈴の音ゆかしの神樂がある。その際兩當屋の當頭人は、烏帽子、素袍姿で裏所正面に着坐して靜かに祓を受ける。この御湯被ひの儀の時には、巫女を除く以外の女達は、悉く家の外に出し、女人の閉出しを喰らはすのである。

御湯の儀がすむと、こんどは御供搗の神事がある。その年と、前年の大、小四當屋の男達が、向う鉢巻で芽出度い石搗の歌をうたひながら景氣よく餅搗きをする。勿論この時も女人禁制で一切男の手で行ふ。

にほひ餅



花搗供



餅を搗き終ると、花御供(板御供ともいふ)と荷餅とを七色の御供同様各十膳分拵へる。

花御供は、二錢銅貨大の小さい白餅九つを、杉皮(四寸四方)の上のせたもので、また荷餅は、安永の宮座記録中にも見えてゐるが、一個七十匁の白餅を、長さ約七寸、幅約六分の竹の筥串の兩端に刺し、それを十文字に合はせ、その組合せた中心に九十匁の白餅一個をのせて押へにしてゐる。だからこれを押へ餅といつ

海知シンカン祭宵宮奉幣御渡之圖



てゐる。花御供は七色の御供と同じ膳の上に並べる。

村座に改正前も、その後も神饌御供には少しも變りはないが、改正前迄は饗宴も、御供搗もいまより更に盛んで、その方法も異つてゐた。即ち十二名であつたが座衆全部が座に招かれたこと。男が大當屋で振舞ひをうけ、女房が小當屋で馳走になつたこと。餅搗きを大當屋ばかりでせず小當屋でもしたることなど、時代の波に押されて現在は行はれてゐない。

安永宮座記録によると、大當屋のことを大渡といひ、小當屋のことを小渡と稱し、その頃から既に兩當屋制を布いてゐたことが明かである。當時小當屋では、この日女房の代りに子供をよんでゐたことが、同記録「七日神拜之次第」中に記されて居る。

宵宮神事 同月八日午後二時神職(同村大字法貴寺から來る)を先頭に、大當屋、小當屋の兩頭人、唐櫃、村長、區長、區議員の順序で、いづれも威儀を正して大當屋を出發、神社に奉幣の渡御がある。

その際、兩頭屋の當頭人はともに烏帽子、素袍を着用し、大當屋の當頭人は長さ約四尺、小當屋の當頭人は長さ約三尺の御幣を捧持する。御幣には、洗米を白紙で包んで苧にて結びつけ、また唐櫃には七日調製した七色の

御供、花御供、荷餅などの神饌物を納め、原則として兩當屋の男の家族が白丁姿で擔ぐ。

神社に参進した一行は、拜殿所定の座に着き、開扉ののち、神饌を古式に則つて献じ、神職の祝詞奏上、玉串拜禮などあつて祭典を閉ぢ、引續き巫女の御湯の儀、御神樂奉納があり、終つて簡単な直會を催す。(巫女が腰に巻いた注連繩は、川西村保田六縣神社の御田植祭の稿にも書いて置いたが、こゝでも身持の女が産をする時、腹に巻くと易々と分娩出来ると言傳へてゐる)なほ現在はこの宵宮に官祭を兼ね行つて居る。

私祭の儀 この私祭の儀は、區民にとつて楽しい昔ながらの秋祭禮である。宵宮の翌九日午前十時、烏帽子、素袍着用の兩當屋の當頭人は、御幣と神饌を捧じ神職と共に前日と同じく大當屋から神社に渡る。(この渡御には區長や區議員らに加はず、祭典も閉扉のまま執行され、献饌と神職の玉串拜禮があるのみである) 祭典後参拜者に甘酒を振舞ふ。

この日の神饌を蒸御供といひ、當日早朝大當屋で調製する。この蒸御供は、蒸し飯を丸く盛り、宵宮の神饌同様十膳分拵へて膳の中央にのせ、その傍へ花御供を配する。蒸御供一つに用ゐる蒸し飯の分量は三合である。

安永の宮座記録に「供物七膳きやう組云々」とあるきやう組の膳とは、この蒸御供の膳をいつたものであらう。

宵宮および祭に供へた七色の御供、花御供、荷餅、蒸御供の神饌物各十膳のうち、各三膳は、神事終了後同村大字法貴寺の神職宅に送り、他の各七膳は大字中分配して居る。

また巫女にも、御湯料として白米五合乃至一升を謝禮して居る。

巫女——即ち「そねつたん」は「そねい、ち、さん」から轉じたもので、安永宮座記録によく出て来る「いちへ遣候」の「いち」は、この「そねい、ち」所謂巫子をいつたものであり、神宮皇學館教授原田敏明氏は巫女のことを「いち」ともいふと筆者に語つて居られた。また法貴寺の神職にお膳を送つたことも「大小西三せん法貴寺村へ遣候」と安永記録に見えて居る。

巫女が腰に巻いた注連繩、大當屋の門口に立てた櫛は、祭が済んでから神前の古木に結びつける。

その他 兩當屋では、シンカン祭以外に正月一日、五月五日、十月九日の三回、神社に献饌して居る。

五月一日には、兩當人が午前一時に神社に赴き、神前の注連繩、建松などとして三合餅十膳供へる。

五月五日は端午の節句といひ、兩當屋から蒸し飯(分量三升)十膳を神社に奉獻する。

十月九日は栗の節句と稱し、神饌は五月五日同断である。各神饌は撤饌後おご供と稱して大字中配る。

左の記録は現在當屋持ち廻りになつてゐる。





紙表の録記座宮永安

(表紙) 安永六年
當村宮座神拜獻立 並 年中式法書控

海知村座中

(裏紙)

大七 治郎兵衛 彦兵衛 天四郎 新藏 權二郎 忠藏 金二郎
平兵衛 與六郎 又兵衛 丈助 又七 利兵衛 拾四人

(内容) 當村神拜相勸 定法改

右神拜之儀ハ年々廻リ口ニ而渡家年番相勸候座中會合細定法之差圖可致依之座中之内ニ而年重當番ヲ致座法差圖仕候年重ニ而候次者末座ニかきら須定法之差圖可相勸候事一如斯相改申候ニ付渡家不相勸候ハ、座中一献可進其上罷出廻リ口渡家神拜相勸候且又壹年も至及延引ニ候ハ、座中一飯婦れまい仕可罷出候定式法不相違候可出事皆難成候事

座中上座次第

一年重ニかきら須同年一日ニ而もはやく座入相勸候を上座ニ罷在候事

觀音講中之次第

一 當寺觀音様 毎月十八日晝齋並ニ住寺一日齋廻リ口ニ而宮座中として相勸候事

渡家勤方之次第

正三五九月壹年ニ如此四ヶ月分供物

一 壹ヶ月ニ白餅米三升宛兩渡家仕出しニ而壹ヶ月宛替り相勸候事

此 譯

供物七膳きやう組東西大三膳

小四膳中三膳ハ大之きやう成

東貳膳ニきやう壹つツ、小ニ而

中三せん同斷 大

西貳せん同斷 小

此内大小西三せん法貴寺村へ遣候

残り大小四せん兩渡家 割賦致シ

年番渡家之次第

一 八月朔日卯刻兩渡家明神請仕座衆不殘會合仕候此節酒敷極候を大渡と相極候同朔日四つ時壹升大渡仕出相認置可進肴之義ハなすひ也

八月七日八日九日入用次第

海知のシンカン祭

一 白米五升八合

此はけ

一 五合 七日 さん米 志き

一 五合 七日 餅粉とりこ

一 五合 八日 さん米 □ふに

一 五合 右同日 いち晝飯

一 五合 九日 一夜酒

一 三合 同日 □ふに

一 三升 九日 供物 但きやう七膳東西大小有之候大三せん小四せん東西中三せん大也此内西三せんハいち

ハ渡候遺候

残り大小四せん兩渡家割賦仕候

供物都合五升八合也

九日供物七色くはしん買物次第

見いかん 八こ

かき 同

なし 同

くり 八こ

なつめ 八こ

みやうか 同

も 同

供物七色

借物何々用買物次第

一九日 かうじ 五合

一九日 かき紙 五まい

一九日 杉板 壹まい

一七日 阿らめ 壹合包

一九日 紙 壹帖

一七日 見そ壹人前に六拾匁ツ、積り

一七日 志やうゆの同斷壹合ツ、積り

一七日 酒同斷貳合五夕宛之積り 借供物なま 五分合

此内夕飯ニ而二献ハ祝酒

夕飯迄ニ而渡家渡し仕其上

なみ酒三献奢り候

九日御供之積リ

此 譯

一 白餅米凡三升程へいちへ遣候但京榊

一 同米壹人ニ八合宛

右米都合但供物七せん餅大小有之

壹めし掛目凡大九拾匁小七拾匁東西へ

此内三人割賦之次第座中之割賦次第人別ニ餅三つ此内壹つ大九拾匁
貳つ小七拾匁

何茂へ遣候

齊壹人ニ貳つ宛何茂へ遣候但凡五拾匁掛目濟座中へ手祝餅也尤壹つ宛

但座中へ右餅貳つ宛尤餅つき手傳
之人に三つ宛遣候

渡家之次第

外ニ六つ此内四ついちへ方
貳つ住き

一 九日餅供物西三前いちへ遣候

但荷餅壹前ニ餅數四つツ、

三前都合餅數拾貳遣候

七日神拜之次第

一 大渡ニ而相勤壹人ニ白米京榊八合宛

一 小渡ニ而相勤子供壹人ニ同貳合七夕宛

齊茶たはこ柴仕出し兩渡家別

渡家々呼出之次第兩渡家七日五つ時分ニ呼遣人遣候

同九日午一度八つ前ニ壹度八つニ廻り置不殘會合仕候

献立左之通

七日八日御湯

一 七日米三升 但兩渡家相勤候

此米不殘いち有遣候

一 八日米三升五合 右同斷但八日供物九つ餅拾七匁
内三膳いちへ遣候

此内壹升いち有遣候

残り貳升五合いち兩渡三人割賦仕候

若又村方ニ而御湯志有之候ハ、右同斷

八日九日之御くい

一 貳本此内八日ニ小渡家共

九日之大渡へ渡候

此子細ハ別書有之候

海知のシンカン祭

- 一 八日明神さい銭ハ兩渡家へ割賦仕候
- 右何ニ而も入用兩渡家へ割賦ニ而相勤候事
- 一 不參人有之候ハ、凡米五合之積リ其外何ニ而も無不足不仕ニ差遣若相違有之候ハ、斷申相戻し候事
- 二 子供不參候ハ、凡米貳合積リ何々右同斷

七日献立次第

- 一 喰
- 汁なすひ、壹人ニ壹つ半つ、
- 肴□かん こまからし見そ壹人なすひ三つ肴
- 阿らめ坪もり少しこま入
- 一 かうのもの
- やき志を
- さんせゆ
- 一 引肴夕飯ニ午房汁
- 一 夕飯至當渡し肴なすび
- 酉八月 治郎兵衛 又 七
- 戌八月 權二郎代り新藏 與六郎 但權二郎指構有之
- 亥八月 忠 太 七藏
- 子八月 權二郎 平兵衛代り利兵衛 但平兵衛指構有之

丑八月	平四郎 彦兵衛	寅八月	平兵衛 助	卯八月	金二郎 兵衛	辰八月	治郎兵衛 又 七
巳八月	新米次郎 藏	午八月	與六郎 太 七	未八月	利兵衛 忠 藏	申八月	丈彦兵衛 助
酉八月	平四郎 平兵衛	戌八月	○金二郎 又兵衛 但し金二郎又指構代り 七	亥八月	治兵衛 半二郎	子指構	金二郎 與六郎 七
丑	平四郎 彦兵衛	寅	平五郎 金二郎	卯	治兵衛 喜八郎		

註 表紙裏に書かれた名は、この記録を書いた當時（安永六年）の座衆で、末尾に記された名は、その後當屋を勤めた人の名を當屋を勤める年毎に記したものと解すべきである。

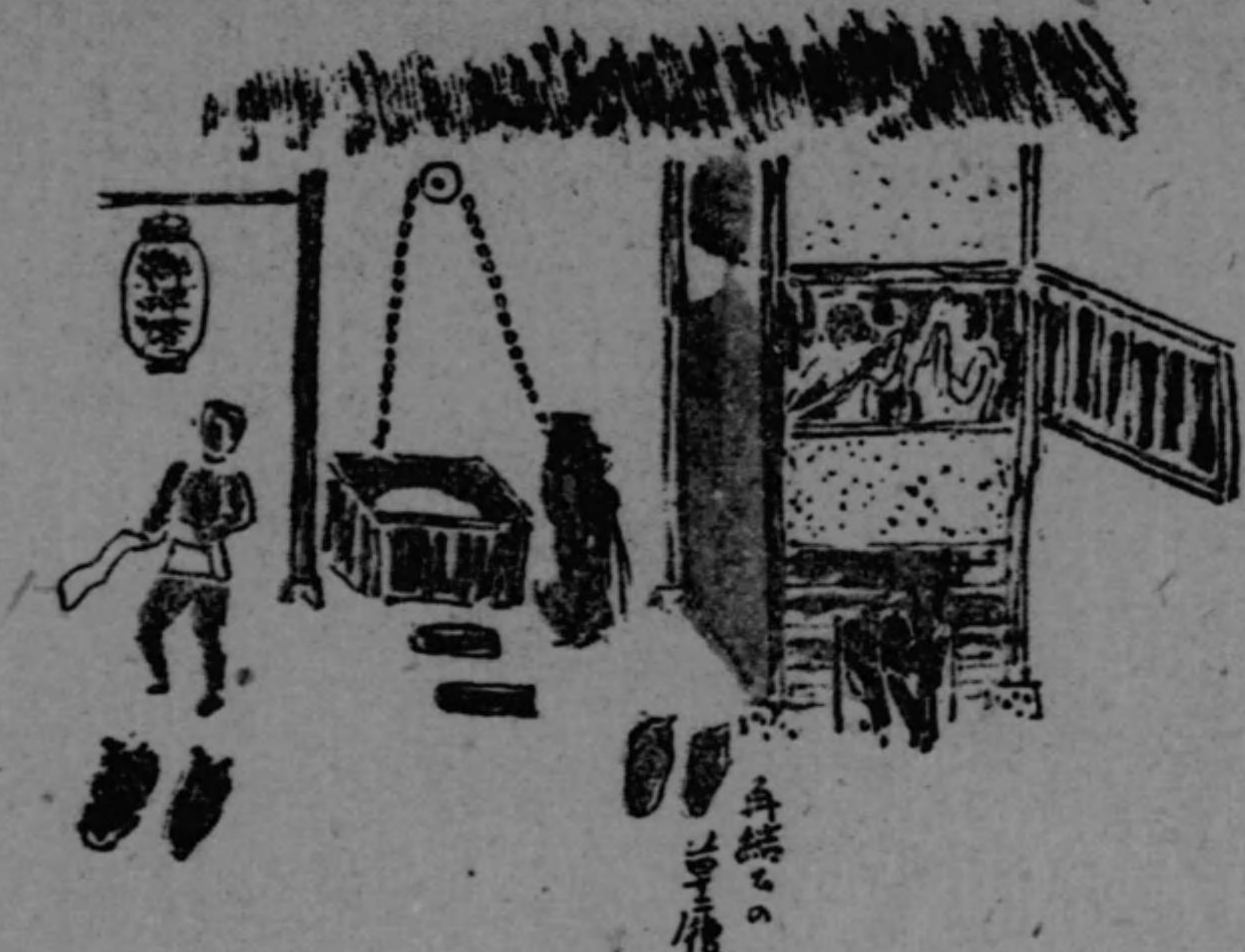
註 右安永宮座帳以外に、天明八年申八月作製の宮座帳も當屋持ち廻りで保存されて居るが、内容が同一で、只末尾の當頭人の名が、安永よりも年代が若くなつてゐるだけ、その年間の分が餘計に記入されてゐる。（昭和十四年九月調査）

海知の垢離とり行事

磯城郡川東村大字海知では、毎年小寒の入りから一週間、村内安全祈願のため「垢離とり」の荒修行を行つてゐる。（昭和十二年支那事變勃發以來、武運長久祈願のため特に期間を三日間延長し、十日間行つてゐるが、垢離とりを行つてゐるため、同大字では昔から大した悪疫が流行しないとの古老の話であつた）

この垢離とりを行ふものは、同大字の妻帯者を除いた十五歳から二十五歳までの青年で、行事期間中精進潔齋して肴、牛肉などの生臭ものを一切食べない。

海知の垢離とり行事



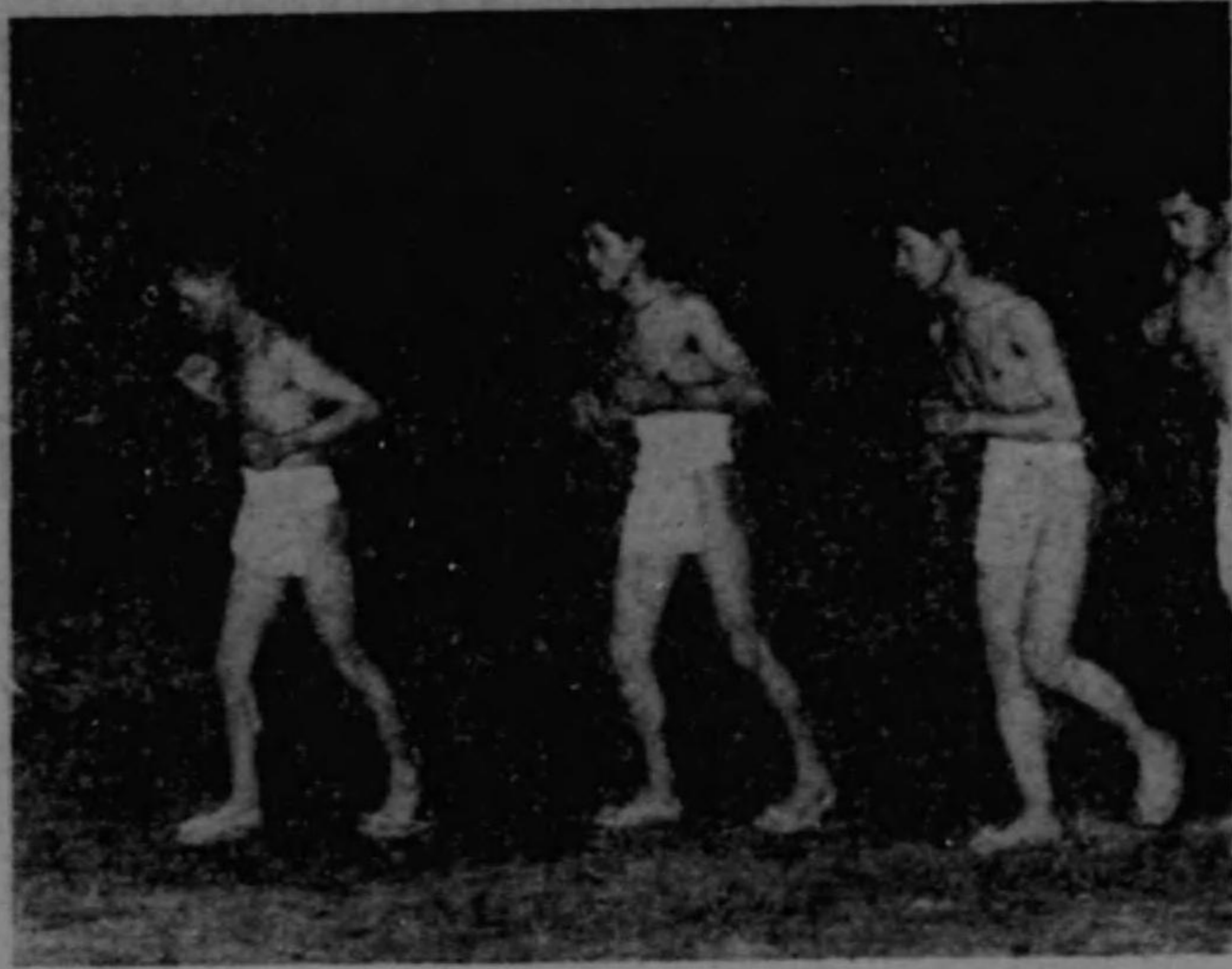
またこの行事には、風呂當屋（風呂焚きともいふ）といふものがある。またこの行事には、風呂當屋（風呂焚きともいふ）といふものがある。またこの行事には、風呂當屋（風呂焚きともいふ）といふものがある。

さて行事の日が来ると、その期間中青年達が、毎日夕食後風呂當屋に出かける。風呂當屋の家では、門口の軒に御神燈を吊し、部屋中を掃き清め、早くから風呂をどん／＼沸かして青年達の来るのを待つてゐる。青年達が當屋に全部集まると、二人宛風呂に入つて身体を十二分温めてから、風呂より上り、井戸水を幾杯となく浴びてお垢離をとつた後、六尺の晒禪を締め、角結び草履を履き、二人が一組となつて當屋を飛び出し、大字内を三周する。

この六尺禪一つの裸體姿で、寒風吹き荒ぶ日も、粉雪する夜も、冷雨しと降る晩もわれらが村を護るべく、同大字の青年達は大雪の入りから一週間も十日も、昔ながらの「垢離とり」の荒行を續行

し、次の時代の青年へバトンを引継いでゐる。

先づ先陣組二名が裸體で同大字式内村社倭恩知神社に供へる神饌物（神酒、洗米、鰯、大根、密柑、凍豆腐を三寶にのせる）と提灯とを持って同神社に赴き、神饌を本殿前に献じて敬虔な祈りを捧げ、提灯を玉垣に吊し、大字内を三周して當屋に戻ると、風呂から上つて待ち構へてゐた次の組の者二名が、



海知の垢離とり

うたれたのである。

海知の垢離とり行事

これまた禪一つの裸體姿で當屋を出で、チヨコチヨコ走りて先づ神社に参拜、拍手をうつつて村内安全を祈り、更に同大字融通念佛宗長谷寺および大字の中央にある大神宮の石燈籠に詣で、から、矢張り大字内を三回巡つて當屋に歸る。その際先の走者が「ホイ」といへば後の走者が「シヨ」と應へ、「ホイ、シヨ、く」の掛聲で二名が一組となり、一列に並んで走るのである。先の組の者が走つて居る間に、次の組の者が風呂に入り、井戸水を浴びて待機して居る。筆者は昭和十四年冬、同大字を訪れてこの行事を親しく見たのであるが、大字の北外れから神社に通ずる淡い星明りの野道を、はたまた真の闇に閉ざされた鎮守の杜の中を、素裸で「ホイ、シヨ、く」の掛聲勇ましく、寒風を衝いて走つて行く若人の凛々しい姿に、深く胸を

かくて二十名餘の青年が年長の者から漸次年少の者へとかうした動作を各人一回宛行ひ、最後の組の者が神饌と提灯を撤して持ち歸り、當屋でお茶をよばれて九時すぎ解散する。

明治三十四、五年頃迄は、その年の風呂當屋以外の家から、大字の辻々へ清水をバケツや桶に入れて出し、その中へ南天の枝一本を入れて置くと、最初に走つて来た組の者が、南天の枝に水を含ませて身體を清め、次の組の者からバケツや桶の水をそのまゝ浴びて、またホイ、ショ、くんと走つて行つたもので、これを添ごほりと稱して居た。またその頃、行事が終ると風呂當屋で小豆粥を振舞はれたが、現在はその二つとも廢止になつてゐる。

なほ行事に使用する禪と草履とは、その年の風呂當屋から、翌年の風呂當屋へ申し送りして居る。(昭和十四年一月調査)

法貴寺池神社の御田植祭

磯城郡川東村大字法貴寺の郷社、池坐朝霧黃幡比賣神社では、五穀豊穰祈願のため毎年二月二十五日の祈年祭(官祭)に引續き、同日午後三時から御田植祭を古式に則つて執行してゐる。(明治四十一年迄は舊正月七日で、祈年祭と別に行つて居た)

定刻、羽織、袴姿に威儀を正した郷中法貴寺、武藏、海部、小坂、磯城、唐古、八田の七ヶ大字の氏子總代は、神職の先導にて社務所から社殿に参進、拜殿に着坐、海山野幸を献じ、神職の祝詞奏上、玉串奉奠があり、終つて御田植神事に移る。

拜殿前齋庭に神田に擬へたお田植神事の場所(二間四方)を造り、四方に忌竹を立て、忌竹と忌竹の間に幣を垂した



注連繩を張りめぐらす。

先づ神職が神前に向つて「只今から御田植を行ひます」と、鋤を三遍振り上げて拜禮したのち、水口に水を注ぐ様をなし、次いで鉞もて畦すきの所作をなす。終ると牛面を被り、胴布で身體を包んで牛に扮した牛男二名(社農)が白丁に鼻引綱をとられて登場、神職がその牛を使ひつゝ、田鋤き、馬鉞かきの動作をする。田鋤、馬鉞かき何れも神田の巽の隅から始め右へ三周して終る。その際場の周圍に蟻集した見物人が、牛をめぐりて盛んに砂を投げ、牛もまたこれに應酬して散々に暴れる。牛の暴れる動作が烈しい程その年は豊作だといふ。

これが済むと、清淨な装ひをした巫女が、手に鈴と苗松(松の若枝數本を合せて藁で括り、白紙に包んだ洗米を結びつける)とを持つて雅やかな田植舞を舞ひ、最後に神職數名が苗松を地上に挿入して田植の眞似をなし、半ば迄挿入したころ苗松を見物人の頭上に投げ、群集がその苗松を入手せんと物凄い揉み合ひを演出し、芽出度く神事を終る。

苗松は翌日郷中洩れなく配布され、農家では聽て春來りて親蒔く際、苗松に山吹の花を添へて苗代の水口に立てる。(明治廿年頃迄、この神事に官幣大社大和神社から巫女が四人も来て、三十分餘にわたりお田植舞を舞ひ、非常に盛んだつたといふ)(昭和十四年二月調査)

柳本伊射奈岐神社の秋祭禮

磯城郡柳本町大字柳本小字天神山に鎮座する式内村社伊射奈岐神社(祭神、伊弉諾大神、伊弉册大神、菅原道真公)では、毎年十月三十日午前十時から、由緒も深き秋祭禮の儀をいと莊嚴に執行してゐる。

繪 旨 (伊射奈岐神社藏)



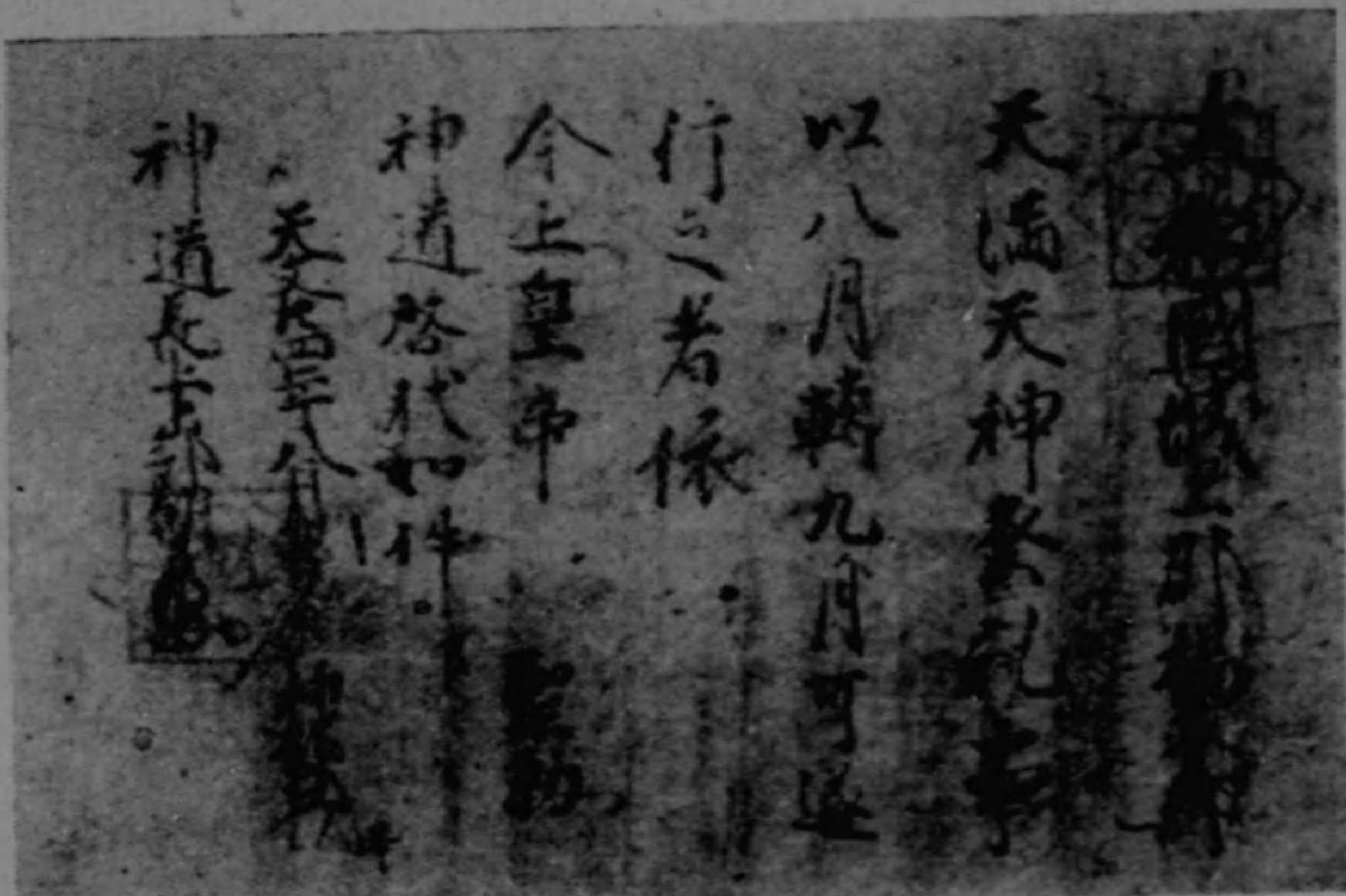
大和國城上郡楊本郷
天満大自在天神祭禮式月
雖爲八月向後以九月可遂行之由
被開食舉彌可奉祈 皇家再興
之旨可令下知給者
綸命如此仍上啓如件
天文廿四年八月廿九日
右中辨淳光
謹上 右兵衛督殿

(寸法 横一尺一寸一分 縦一尺四寸五分)

この祭は 皇室の御尊榮と五穀豐穰を祈願し奉る神事で、明治二十四年同神社前社掌故笠松古輝氏記の「伊射奈岐神社御由緒調査書」に

當社々記天文年間紛失ニ及ヒ、創建慶合等年代詳カナラスト雖モ 崇神天皇ノ御代御崇祭アラセラレシ神社ナル由ニテ 清和天皇貞觀元年正月神位御贈進相成 醍醐天皇御代延喜式神名帳ニ列セラレ官幣ニ預リ給フ。降ツテ 後奈良天皇殊ニ御崇敬厚ク天文二十四年八月、祭禮八月ヲ九月

宣 旨 (伊射奈岐神社藏)



大和國城上郡楊本郷
天満天神祭禮事
以八月轉九月可遂
行之者依
今上皇帝 聖勅
神道啓狀如件
天文廿四年八月廿九日

(寸法 横一尺一寸六分 縦一尺一寸九分)

神部花押
神道長上卜部朝臣花押

依テ士民等領主ノ敬神タルヲ以テ柳本天神ト稱シ、後遂ニ天満神社ト唱フト今尙士民ノ傳フル處ナリト雖モ、柳本天神ト稱セシハ古來ヨリノ稱ニシテ、中古天満宮ヲ合祀セシ後、専ラ天満神社ト唱ヘシ由ナリ。現今神社ヨリ三丁

餘東ニ當リ、ノゾキト稱スル小字アリ。是古代伊射奈岐神社御鎮坐アリシ舊跡ナリト云。當時附屬郷村柳本西組、東組、山田、上長岡、下長岡、澁谷ハケケ村ニシテ柳本郷柳本ト稱シ、祭式ヲ共ニス。目今奉仕スル例祭ノ神供ハ、尙古來ノ遺例ヲ繼續スルモノニシテ、即チ元龜二年八月彫刻ノ御供判木二面アリ、鯉、海老、年魚及ビ梅ノ花形等ナリ。

明治四年五月太政官布告ニ基キ、柳本藩社ト稱スヘキ旨口達アリ、其後廢藩置縣ニヨリ柳本縣社ト稱シ、更ニ區劃改正ニヨリ村社トナル。現今附屬村ハ柳本村大字柳本元柳本西組、東組、南別所、北別所、山田、上長岡、下長岡トシ、大字澁谷ナリ。

と記されてゐる。

右文中にある繪旨及び宗源の宣旨は、いまなほ同神社に所藏されてゐるが、宣旨に見える如く、神社では天文廿四年迄祭禮を八月に執行して來たが、同年より九月に轉じ、更に明治中期より新曆を尊重して現在の十月に變更し、祭禮の名稱も、天文の頃は天神祭禮と稱し、江戸初期から天滿祭禮と唱へ、明治維新より現在の伊射奈岐神社秋祭禮と呼ぶに至つた。

また由緒書に記されて居る、元龜二年の御供判木二面は何れも櫻の木で製せられ、うち一面は横二寸三分、縦八寸厚味八分で、表に鮎、裏に花のついた梅の枝と蝦、右横に「元龜二年 辛未 八月十日イタニマイ内」左横に「楊本住コウヤ新二郎作」と陰刻され、他の一面は、横三寸五分、縦七寸二分、厚味七分で、表に鯉、裏に「元龜二年 辛未 八月十日、楊本住新二郎作、イタニマイ内」左横に蛇二匹の圖が刻まれて居る。

この判木は矢張り同神社に所藏され、現在でも祭禮の御供調理に使用されてゐるが、このほか文化十一戌年九月吉日、柳本西組坂口繁松氏が寄進した鯉の圖の判木をはじめ、年號銘のないものや、明治年代の御供判木が五、六個ある。

宣旨といひ、御供判木といひ、何れも室町時代のもので、これによつてこの神社の祭禮が、同時代既に執行されて居たことが立證されると同時に室町の頃の古風豊かな御供の名残りを今に傳へてゐるところに、この祭禮の重大な意義が存するのである。

同祭禮は明治十一年まで、氏子中より當屋を選び、その當屋の手によつて古式通りに行はれてゐた。

笠松古輝氏記の由緒書中にも「當社御例祭ノ儀ハ、既ニ記セル如ク、天文二十四年九月ノ繪旨ヲ奉戴シ皇室ノ御尊榮ヲ祈請スル御神事ナルカ故ニ、村民ニ於テモ殊更祭式ヲ重シ、舊例ニ從ヒ之レヲ執行ス」とある。

然るところ、明治維新直後の急激

宮座研究の一資料にすることとした。(以下記す神事執行の月は何れも舊曆である)

同由緒書の記録には、宮座の具體的組織に就て一言も觸れてゐないが、當屋には長座ながざ當屋と普通當屋の二通りがあ



↑元龜二年の御供判木

→文化十一年の御供判木

な變遷に伴ひ、當屋制度は年、一年と衰微の傾向を辿り來たつたので、明治十一年に至り氏子協議の上當屋制を廢し、以後神社に於て神事を執行することに變革を見た。この當屋制が廢止されてから早や六十有餘年の歳月を閲し、當時の様子は詳かでないが、由緒書中に、當屋制度の頃の祭儀次第及び神饌調理等が記されてゐるので、それに基づいて列記し、華やかになりし當屋制の頃の神事を偲ぶと共に、

つて、長座當屋の方を「座」と呼び、普通當屋の方を「組」と稱してゐた。即ち由緒書中の「祭禮渡御式」の項の渡御列順に、普通當屋側の人々を「組中」と書き、長座當屋側の人々を「座中」と記録してゐる。前掲記録の柳本西組東組もこの組の一つの名稱であつたと思ふ。

組當屋に就ては、由緒書の「當屋渡の神事」の項に「蓋シ頭人タルモノハ、一家ノ戸主ニシテ妻アルモノヲ選ブ」とあり、これから見ると、組當屋には、氏子にして妻帯者の戸主であれば、何人でも頭人になり得た譯である。所謂この組當屋制は、東京文理科大學助教肥後和男先生が「近江に於ける宮座の研究」に發表して居られる村座の種類に屬し、當時郷中に在住して居た全氏子を以て組織してゐたものであらう。

同組當屋には兄當屋・弟當屋の二軒があり、兩當屋とも同じ神事を行つてゐた。

御注連懸神事 (八月十五日) この注連懸は、同神社秋祭禮神事の事始めの儀と稱し、十四日午後六時頃から神職宅で、神職が社僕に神門用の注連繩一筋(長さ一丈、藁一束をもつて作る)と、大華表用の注連繩一筋(長さ一丈五尺、藁二束をもつて作る)の二筋を作らしめ、十五日丑の刻に懸けた。

當屋渡し神事 (同月二十日) 當屋定め儀式ともいふ。翌年の當屋の主人公を豫め定め置く神事である。頭人は一戸の戸主にして、妻を有する者のうちから選んだ。この神事によつて定められた頭人は、同日より向ふ一ヶ年間潔齋して、翌年の晴れの祭事の當屋を勤めるのである。この一年間中に、家内又は親戚に於て死人があつた場合は、血縁の輕重に拘らず神事に預ることが出来なかつた。その際は村營みと稱し、村役人中の長が頭人代理として神事を行つた。

當日の祭式次第

午前八時神職以下拜殿着坐 次本年頭人以下着坐 次忌部代御饗膳を調ふ 次神部代儀式を行ふ 次神職神殿を開扉す 次神部代御饗膳を供す 次神職祝詞を奏す 次神職以下拜禮 次本年頭人拜禮 次來年頭人拜禮 次神部代御饗膳を撤す 次神職御分靈を來年頭人に渡す (註、これが當屋渡しの儀式である) 次神職神殿を閉扉す 式後拜殿で直會を催した。

御饗膳

御酒(土) 洗米(同) 御酒菜 十八豆(同) 煮染(里芋) 汁 茄子の 但し 兄當屋より七膳 若 荷(同) 煮染(干瓢) 丸 切 弟當屋より七膳

同日午後、翌年の當屋に於て御假宮を設け、當屋渡し神事の際神前で授與された御分靈を奉齋し、頭人が向う一ヶ年齋戒して奉仕する。

御假宮の作り方

屋根杉葉 柱 松の荒木又は青竹を用ふ これは舊儀御方より出た。 腰巻は常屋の自神 前簾 竹を細く割つて節のミコを 松の皮にて菱形に編む。 後左右簾(同) 床(竹)

禊の儀 (同月二十八日) 同日未明、神職、神部代、忌部代、神子、頭人等神事に携はるものが打連れて、平群郡 現在の生駒郡の一部分 神南川 御室山の麓にして 龍田川の下流 に赴き、禊をなした。柳本より往復八里である。

祓所及び齋室設置の儀 (同月三十日) 同日早朝から本年當屋の門口に忌竹を立て、注連繩を張り、且高張提灯一對を建てる。又門口の清淨な場所に臺石 高さ三尺、 二尺五寸四方 を置いてその上に清き砂を撒き、その周圍に竹の柵をめぐらし、それに注連繩を張り、中央に祓所の神を祀る。神事中出入の者を祓ふ所である。また同日頭人の齋室を設く。室内に

荒菰を敷き、注連繩を張る。この日から祭禮終了まで頭人の居間とし（別火なる故に俗に精進部屋といふ）他人の出入を絶對許さない。頭人は當日より白衣を常服とし、神事中毎夜丑の刻に神社に参拜する。

甘酒献上の儀（九月一日） 同日甘酒を献する式があるが、祭式は當屋渡しの儀式とよく似て居る。

當屋に御供所設置の儀（同月五日）この日當屋に於て、便宜の場所を選んで御供所を設ける。（俗に平環建と云ふ）米撫が、饗の飯（由緒書には清の飯と記され、祭禮の日に供へる飯をいふとあり、今尙この饗の飯を祭禮當日供へてゐる）に使用する黒米二升三合の搗初めをする。（手杵にて搗く。これを撫ぞめといふ）この搗いた米を十日未明、頭人の妻が焚きあける。

御供手傳人へ振舞（同月六日） 同日當屋では、御供手傳人を招いて振舞ふ。初献、二献、三献の式があり、御供手傳の役割を定める。役割次の如し。

- 板元四名 御供を調理する長たる者をいふ 同助八名 亭主役二名 去年頭人 米撫七名 同助十九名 粉篩女四名 鍋元二名
- 同助三名 料理人三名 道具方三名 米方二名 酒油方三名 台所目附五名 小使五名 勝手方女八名

この手傳人の役割から見て、祭禮の御供の調理が、如何に大がかりであつたかが想像出来る。

御供盛り 同月七日早朝より、前記手傳人が當屋に集つて御供の調理にかゝる。これより先き、六日朝四時玄米五斗を同郡纏向村大字穴師小字車谷に持ち行きて水車にて粉にし、この粉を七日粉篩女が湯に和して堅く握り、鍋元に渡す。鍋元これを蒸して米撫に渡すと、米撫及同助が千本杵にて搗いて更に板元の方に廻す。板元それを左の通りに調理する。（但し玄米一斗に付粉一斗三升、目方は蒸にて六貫匁）

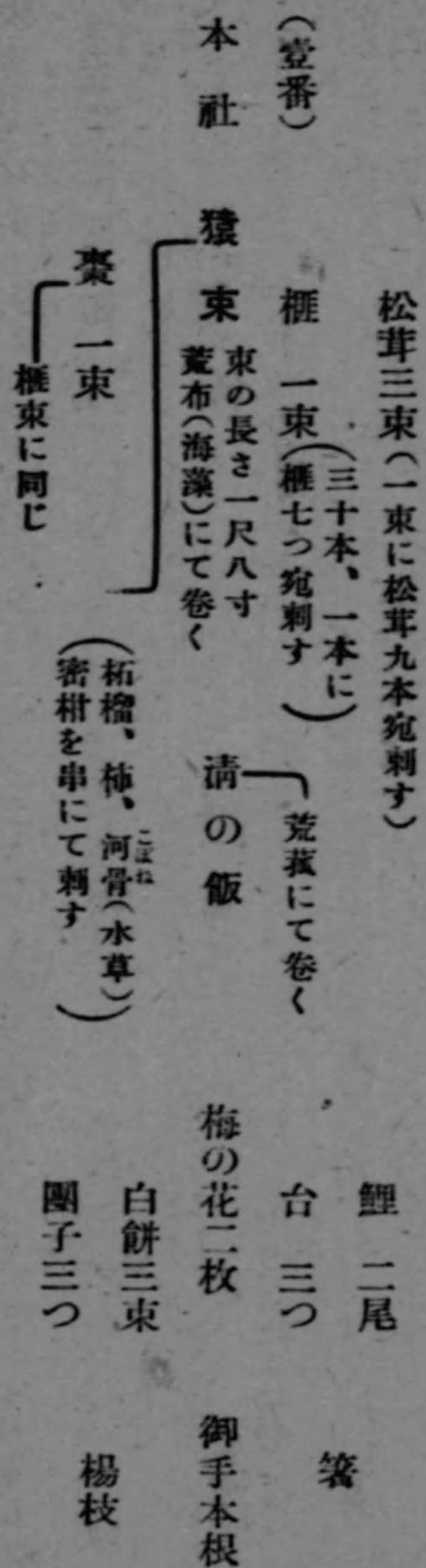
- 一、大猿一疋 本社 一、小猿一疋 琴平社境内 一、大狐一疋 殿島社境内 一、小狐一疋 稻荷社境内
- 一、松茸數百個 村配 一、鯉數十 村配 一、梅の花數百 村配

右搗げ油は粉一斗に付油一升の割合

翌八日早朝より矢張り手傳人が當屋に集つて白餅を搗く。その分量は糯米六斗である。うち二斗一升分を御供に供し（但し二合取五個を一束として飯桶に盛る）一斗分を村中に配り、残る二斗九升分を手傳人一同に分配する。

なほこの日、前記六日に調理した各御供を種油にて揚げ、板元役が飯桶に飾る。

御供盛方



(貳番) 松茸三束 (一束に松茸九本宛刺す)
 櫃 一束 (三十本、一本に) 荒菰にて巻く
 殿島社 狐 束 東の長さ一尺八寸 荒布にて巻く
 清の飯 梅の花二枚
 白餅三束
 團子三つ
 箸 楊枝

棗 一束 柘榴、河骨、密柑を串にて刺す
 櫃東に同じ

(参番) 松茸三束 (一束に松茸九本宛刺す)
 櫃 一束 (三十本、一本に) 荒菰にて巻く
 春日社 柘榴束 東の長さ一尺八寸 荒布にて巻く
 清の飯 梅の花二枚
 白餅三束
 團子三つ
 箸 楊枝

棗 一束 柘榴、梅、河骨、密柑を串にて刺す
 櫃東に同じ

(四番) 老松社 松茸束 松茸五束
 白餅五束 鯉二尾
 梅の花二枚 本社 松茸束 松茸五束
 台三つ 台三つ
 團子三つ 團子三つ
 白餅五束 鯉二尾
 梅の花二枚 台三つ
 團子三つ

(六番) 稻荷社 小狐束 松茸一束 鯉一尾
 梅の花一枚
 (七番) 琴平社 小猿束 松茸三束 鯉一尾
 梅の花一枚

宵宮渡り (同月九日) 同日午後當屋の御供所に於て、頭人、御供手傳人等總て神事に携はる者が着坐して三々九度の式を行ひ、後列を正して社頭に参向、兄・弟兩當屋の頭人の挨拶等の式がある。この渡御は兄・弟兩當屋から出る。その順序は

先拂一名 羽織 大神 懸袴三稱し箱籠を大櫛に二名上 玉串一名上 瓶子一名上 頭人一名直 來年頭人一名上
 舊頭人數名 淨 板元役同上 羽織袴 親族同上 手傳人同上
 長座宵宮渡り この日兄・弟兩當屋以外に、長座からも列を造つて社頭に参向した。この長座は組當屋とは別なものであつたといふことは前述の如くであるが、しかしどんな形態なものであつたかは現在判然としてゐない。同神社現社堂笠松嘉重郎氏方に所藏されてゐる柳本藩士辻中右衛門、梅本要人の兩名から、笠松若狭正藤原廣重宛(笠松社掌の祖先で、天明四年四月十三日、神祇管領長上正二位卜部朝臣良延から、當時の柳本郷天満宮神職の許狀を受領してゐる)の文書に

當所 天神 禰宜

若 狹

其方義實曆三百年二月より當分神職爲相勸候謙仰付相成候素袍着可用仕之旨申付置候然ル處此度京都に罷登官職仕度旨願書出候神職之儀前々よりの譯吟味致候處長座筋之者之内勤め來候事之旨其方儀右家筋之者といひ且是迄假役實體相勸來候ニ付此度之願御開届被成則吉田家之添狀茂相渡候ニ付無滞官職相濟候段全く神慮に茂相叶候義一段之事に候然る上は愈以て平日御地頭御式

運長久之御祈念可仕候假令官職仕候連も其身を高ぶり申間舖万端是迄の通心得村役人之差圖違背仕間敷候重々心得違無之様可仕事

- 一、此度吉田家より差免候裝束も神役之節計着可仕候事
- 一、年頭八朔御禮向後御支關に罷出可申別格之通り御目見可被仰付事

右之通相可心得候也

辻中右衛門
梅本要人

とあり、この文書から見ると、その頃長座衆によつて神社の世話をしてゐたことが明確になつてをり、従つて若狭が神官に採用された條件の一つに、長座筋の者といふことが含まれてゐる。即ち長座は、當時神社の祭儀及び經營に關し、他の氏子に比較して、特別な権限を有した氏子の組合であつたものと思ふ。

長座の行事は當屋の祓所、齋室等は組當屋と略同様であるが、御供盛の營みはしない、宵宮渡りの列順も、矢張り組當屋と大差ないが、組當屋の場合より稚兒金色烏帽子 袴、抱男一名 羽織袴、座中數名羽織袴 脇差が多く加はつてゐる、宵宮祭儀式は次の通り。

午後三時神職以下着坐 次頭人着坐 次頭人及び附添人が大禰、玉串、瓶子の奉納品を拜殿内に置く 次神部代式を行ふ 次神職神殿を閉扉す 次神部代奉納品を供す 次神職祝詞を奏す 次神子神樂を奏す 次神職以下拜禮 次各頭人拜禮 次各齋頭人拜禮 次村役人拜禮 次神部代奉納品を撤す 次神職神殿を閉扉す 式後直ちに退出した。

祭禮渡御式(同月十日) この日早且より神殿の飾付をなし、神社境内に舊例通り當屋の溜り所を設け、神紋付の幕或ひは幔幕を張り繞らして各當屋長座當屋、兄當屋、弟當屋區域を分つ。又大手通の集會場に當屋休憩所を設置し祭器を陳列する 渡御に先だち兄・弟兩當屋では、宵宮渡り同様の御供所の式がある。渡御は午後一時頃から行はれたがその列順は

- 先拂一名羽織袴 警伍役二名同上 単人代一名 日旗一名南社中 月旗一名北社中 山田村職一名羽織袴
- 懸税二名同上 大玉串一名同上 御供二名同上 兄頭人一名直垂 舊頭人數名淨衣 組中數名上下脇差 兩別所村職一名羽織袴
- 大玉串一名同上 懸税二名同上 御供二名同上 唐櫃二名白丁 忌部代一名淨衣 忌部代一名同上 神台四名白丁
- 神職齋服 騎馬 馬丁一名白丁 杵持一名同上 神部代二名淨衣 舊頭人二名同上 神馬 馬丁一名白丁
- 村役人數名上下帶刀 兄當屋職一名羽織袴 大玉串一名同上 懸税二名同上 瓶子一名同上 一番御供一名羽織袴
- 二番御供二名同上 三番御供一名同上 四番御供二名同上 五番御供一名同上 六番御供二名同上 七番御供一名同上
- 二名同上 一名同上 舊頭人二名淨衣 弟頭人一名直垂 附添人二名上下脇差 來年頭人一名直垂 板元役數名上下脇差 頭人妻 親族男女
- 手傳人數名上下脇差 弟當屋職一名羽織袴 大玉串一名同上 懸税二名同上 瓶子一名同上 一番御供一名羽織袴 親族男女
- 二番御供二名同上 三番御供一名同上 四番御供二名同上 五番御供一名同上 六番御供二名同上 七番御供一名同上
- 七番御供一名同上 長座職一名羽織袴 大玉串一名同上 懸税二名同上 瓶子一名同上 舊頭人二名淨衣 頭人直垂
- 稚兒金色烏帽子 袴 抱男一名上下 引馬 馬丁一名白丁 來年頭人一名直垂 舊頭人數名淨衣 親族數名上下脇差

座中數名^同 惣押役一名^上 雜具持數名^下

この列順から見ると、最初が兄當屋の組、次が弟當屋の組、最後が長座當屋の座衆になつてゐる。御供は兄・弟兩當屋から夫々奉獻され、飯桶はんぼくに入れた各御供、即ち一番から七番までの七つの御供には、御供持男のほかに各御供に戴女たいにょが一名づゝ附添つてゐる。明治の初頃迄、御供を飯桶に盛り、女が頭に戴いて神社に渡御した例は、このほかに郡内でも城島村外山、朝倉村龍谷、香久山村南浦等にある。龍谷は現在女から男に變つてゐるが、矢張り御供飯桶を頭に戴き、南浦では當屋の軒から街道迄の少しの間ではあるが、依然として少女が頭に戴いてゐる。大和では一少なくとも磯城地方では、明治維新まで何れの祭禮に於ても、御供を飯桶に入れ、純情無垢なる處女が、頭に乘せて神社に渡つたものではないかと考へる。また懸税かけぜいを捧持して渡御してゐるが、懸税とは稻穀を苧おにて大綱おに結んだのをいひ、初穂を神社に奉納することは、とりもなほさず五穀豊穰を祈る神事であり、同時に豊穰を感謝する神事である。

この渡御列順に、山田村職が、先拂、警伍、隼人代、日月旗に次いで出てゐるが、その頃山田村現在の柳本町大字は、柳本小字山田は、神事の場合いつでも最初に行はるべき特權を有して居た由である。由緒書に「本村ノ東南部ニ小字山田ト稱スル垣内アリ、古來ヨリ傳聞スル所ニ依レバ、同所附近ニ小字ノゾ、キト稱スル所アリ、是即チ當社伊射奈岐神社ノ往昔鎮坐アリシ所ナリト、故ニ山田ヲ以テ宮本ト稱シ、祈雨祭、願滿太鼓、お籠等ノ神事ノ節ハ總テ參着第一ニ神事ヲ執行シ、次デ柳本、上下兩長岡、南北兩別所ト順次ニスルヲ慣例トナシ來レリ」と記されてゐる。祭禮の儀式次の通り。

午後二時神職以下着坐 次頭人着坐 次當屋御供掛御供拜殿に置 次神部代儀式を行ふ 次神職神殿を開扉す 次忌部代神饌御供等を傳送す此間 次神部代之を供す 次神職祝詞を奏す 次神子神樂を奏す 次神職以下拜禮 次現頭人、來年頭人、舊頭人

の順にて拜禮 次村役人拜禮 次神部代神饌を撤す 次神職神殿を閉扉す此間 最後に拜殿で直會を催し退出した。

以上は當屋制度の頃、即ち明治十一年迄の秋祭禮及びそれに伴ふ種々の神事次第である。

現在の祭事次第 さて現在の行事次第は、當屋制が廢止された結果非常に簡略になり、その頃のやうな複雑なる面影を見ることが出来なくなつた。

東京文理大國史學研究室和歌森太郎氏は「交通機關が早くから發達した所謂社會圈の開放的な地方は、宮座の組織が粗略になつてゐる」と、筆者に語つて居られたが、蓋し柳本もこれに該當し交通の便逸早く開かれた結果、當屋制度が消滅し、従つてこれに伴ふ諸行事がなくなり、祭事方法も單純化してゐる。

以下現在行はれてゐる祭事次第に就て記してみる。
注連懸神事(九月十五日) これは秋祭禮事始めの神事と稱して今尙行つてゐる。

同月十四日晚八時半頃、氏子中の注連しゆめ作りの人々數名が神職宅に來たり神職指導のもとに藁七十二把しやを以て注連繩しゆめなはを、本社三つ(一の鳥居長さ二間、二の鳥居長さ一丈、中門長さ七尺)及び稻荷神社



注連繩造り

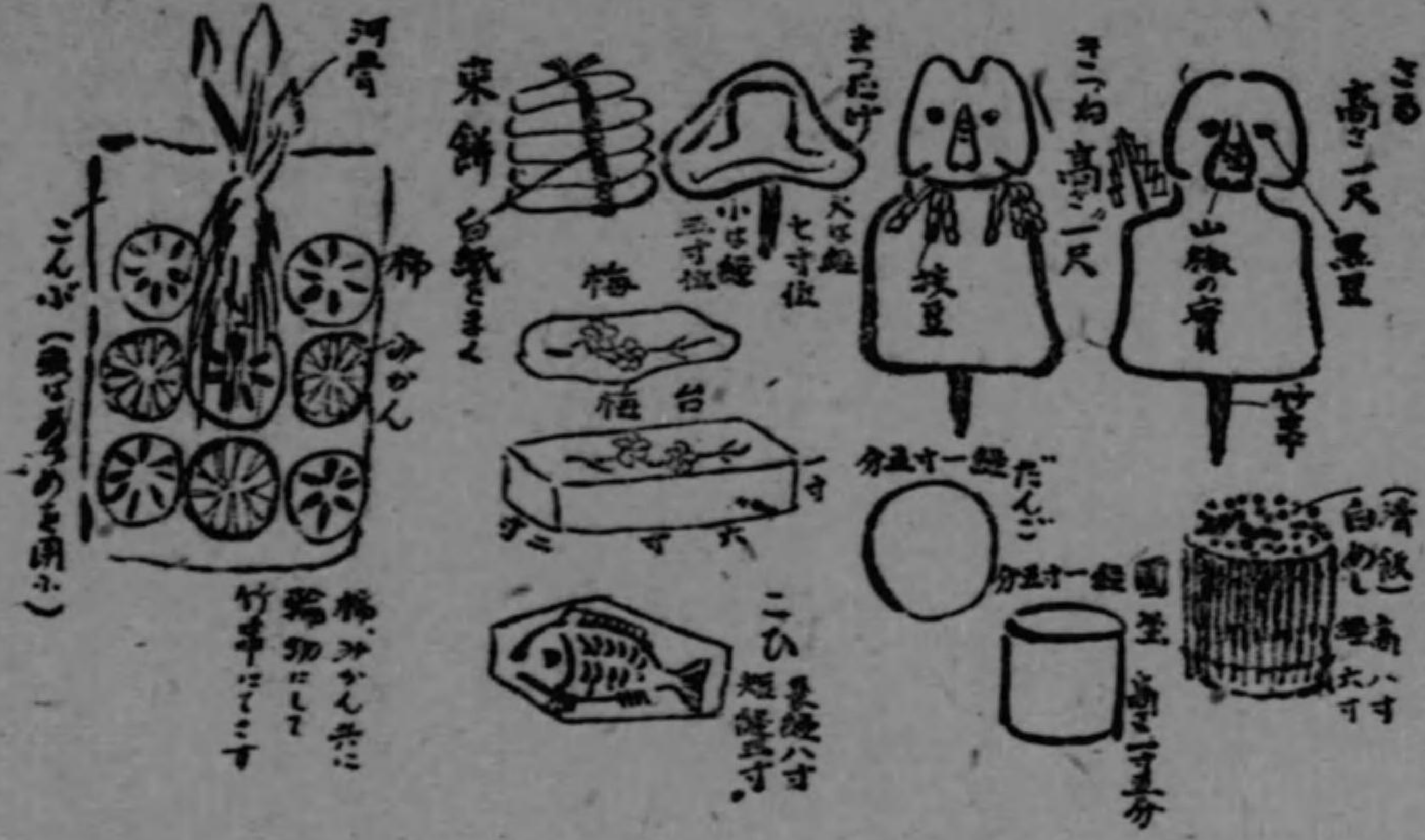
一つ一の身居 一尺三寸程ある 一つより更に長さ一間乃至八尺の注連繩を、稻荷神社鳥居二つ、琴平、建勳兩神社拜殿各一つの計四つと、長さ三尺内外の注連繩五つ、西向、春日、老松、をつくり、その注連繩にそれ／＼幣を垂らし、注連

作りの人々らが、十五日丑の刻、その内の本社の方の注連繩を梯子に乗せて持ち行き一の鳥居、二の鳥居、中門の順序で懸け渡す。この注連懸中は一切無言で、明を用ゐず、暗の中で行はれるのである。若し注連懸中にそこを通つて、これを見たものは、不幸、災難に會ふと言ひ傳へられてゐる。他の注連繩は宵宮の朝から懸ける。

御供擡ぎ(十月二十七日) 御供は昔そのまゝの手法で、先づ玄米を粉にし、それを蒸して搗きあげ、色んな形に作り、種油にて揚げるのである。この御供を油御供と假稱してゐる。

二十七日朝八時頃から手傳人氏男子十數名、女數名が、神職宅で御供搗きをする。その分量は、油御供五斗五升、白餅七升で、御供搗は晩の七時ごろ迄かかる。

油揚げ(同月二十八日) 同日朝八時から午後五時頃迄、手傳人が矢張り神職宅で前日玄米の粉を蒸して搗いて色んな形に作った油御供を種油にて揚げる。



御供盛り(同月二十九日) この日は宵宮であるが、當屋制度の頃のやうなお渡りはない。朝から正午迄、神職宅

で調理人四名 當屋制の頃の飯元役に相當し、氏子中の御供調理担当者 が、前兩日か、つて作った御供を、古式通りに盛りあける。

御供の盛り方に就ては、當屋制度の項に於て大體記して置いたが、更に細密にわたつて説明して見よう。

一番 猿束(本社) 高約三尺五寸

大猿 二升の玄米を粉にし、蒸して搗きあげ大猿形に揚へて油で揚げたもの。高さ一尺、御幣を持つてゐる。

盛り方 疊半疊敷もある大きな飯桶の中央に高さ一尺八寸、径五寸、圓筒形の菰草の大束を一本立て、その周圍に長さ一尺七寸、径三寸の菰草の小束を五つ立てる。

大菰束の上に前記大猿を乗せ、小菰束に、竹串にて刺した小松茸 油御供 を、一つの束に九つの割合で刺す

松茸は竹串に逆様に刺してある。また大菰束の正面に

昆布 荒布を用ゐる を巻き、その上に河骨及び輪切りした柿、蜜柑の串刺を刺して飾り、小菰束の正面左右の上に、

栗 或は及び栗の串刺を刺す。即ち左側の菰束に、一つの竹串 竹串を細く削り に五個宛刺した栗の竹串を八本、右

側の小菰束に、これまた一串に五つ宛刺した栗の竹串を同じく八本立てる。更に飯桶の正面にきやうの飯

白飯五合を、蓋巻の小さな飯籠 蓋巻の蓋に盛る を並べ、底部に元龜の御供判木の型に押し作った鯉二尾 油御供、鯉六寸幅二寸厚、梅の花二つ 油御供、梅六寸幅二寸厚、

味一圓座三つ 油御供、圓座三つ、高さ一寸五分、直径一寸五分、團子三つ 油御供、團子三つ、高さ一寸五分、直径一寸五分、と白餅二束 この白餅は油で揚げない。東餅といふ。白を入れ、箸餅を五つ重ねて紙を巻いた蓋にて蒸す。

柳本伊射奈岐神社の秋祭禮



一 ぜん 樽で製し長さ一尺 揚子二本長さ八寸、徑一寸の青竹をを並べる。

二番 狐束 (嚴島神社境内) 高約 三尺五寸

大狐 大狐同様にして大狐型に作つたもの、高約一尺、口に枝豆を咬へてゐる。

盛り方 猿束とは、大菰束の上の猿と狐と違ふだけで他の附屬飾付けは同じである。



高約三尺五寸 徑約三尺

三番 柘榴束 (春日神社境内) 高約三尺五寸

柘榴 大きい柘榴

盛り方 これも矢張り大菰束の上に柘榴になつてゐるだけで、附屬飾付けは前に同じである。

四番 松茸束 (老松社境内) 高 二尺五寸

大松茸 文楽の粉を垂して湯き、大松茸型に作つて池で揚げ、竹串に刺したものを、徑約七寸

盛り方 飯桶の中央に大菰束を立て、その上に大松茸一つを載せ、周囲の小菰束に小松茸の串刺を一面に刺し、底部に

白餅五束、鯉二尾、梅の花二つ、圓座三つ、團子三つを並べる。

五番 松茸束 (本社) 高 二尺五寸

盛り方 は四番御供と同じである。

六番 小狐束 (稻荷神社境内) 高 二尺五寸

小狐 製法は大狐と同じであるが、小狐の場合はこれに使用する米粉の分量が一升であり、高約七寸である。

盛り方 飯桶の中央に大菰束一本を立て、その上に小狐を乗せ、大菰束一面に小松茸を刺し、桶の底部に白餅一

束、鯉一尾、梅の花一枚を入れる。周囲の小菰束はない。

七番 小猿束 (琴平神社境内) 高 二尺五寸

小猿 製法は大狐と同じであるが、大狐に比し稍小さく、高約七寸、使用する米粉の分量は一升である。

盛り方 大菰束の上に小猿が乗つてゐるのが、六番御供と相違してゐるだけで、他の附屬飾付けは同御供に同じである。

八番 小狐束 (建勳神社境内)

盛り方 手法は六番御供と同一である。



柳本伊射奈岐神社の秋祭禮

但し富屋制度の頃より八番御供が、一つ殖えてゐる。

御供の盛り方は以上であるが、御供は祭禮終了後、六百名の氏子に梅の花御供一個を添へて漏れなく分配される。梅の花のことを小せん御供の半分と稱し、油御供を煎じて飲むと、瘡の薬になると昔から言ひ傳へられてゐる。

なほこの日宵宮祭は行はれず、神職が一人神饌して祝詞を奏するだけである。

秋祭禮（同月三十日） 午前十時から嚴かに執行される。これ



より先、飾り付けられた前記各御供は、社務所より同町役場に運ばれ、午前九時半、渡御の列は威儀を正して同役場前を出發、大手前に出て縣道を南進し、更に一の鳥居から東に折れて馬場先を肅々と進み、境内松の下にて手水の儀があつて拜殿に參進する。渡御の列順は

- 警伍竹箆二名 袴着用
- 神族二名 羽織袴
- 大禰長六尺、株つきの二名、袴、稲穂二種かけてある二名 袴着用
- 御供十三名一番から五番まで各二名、袴、六番から八番迄各一名、袴着用
- 太鼓二名 袴着用
- 神職一名 袴着用



- 樂人四名
- 唐櫃二名 白丁
- 巡查警衛
- 供進使 正服 車上
- 隨行一名 袴着用

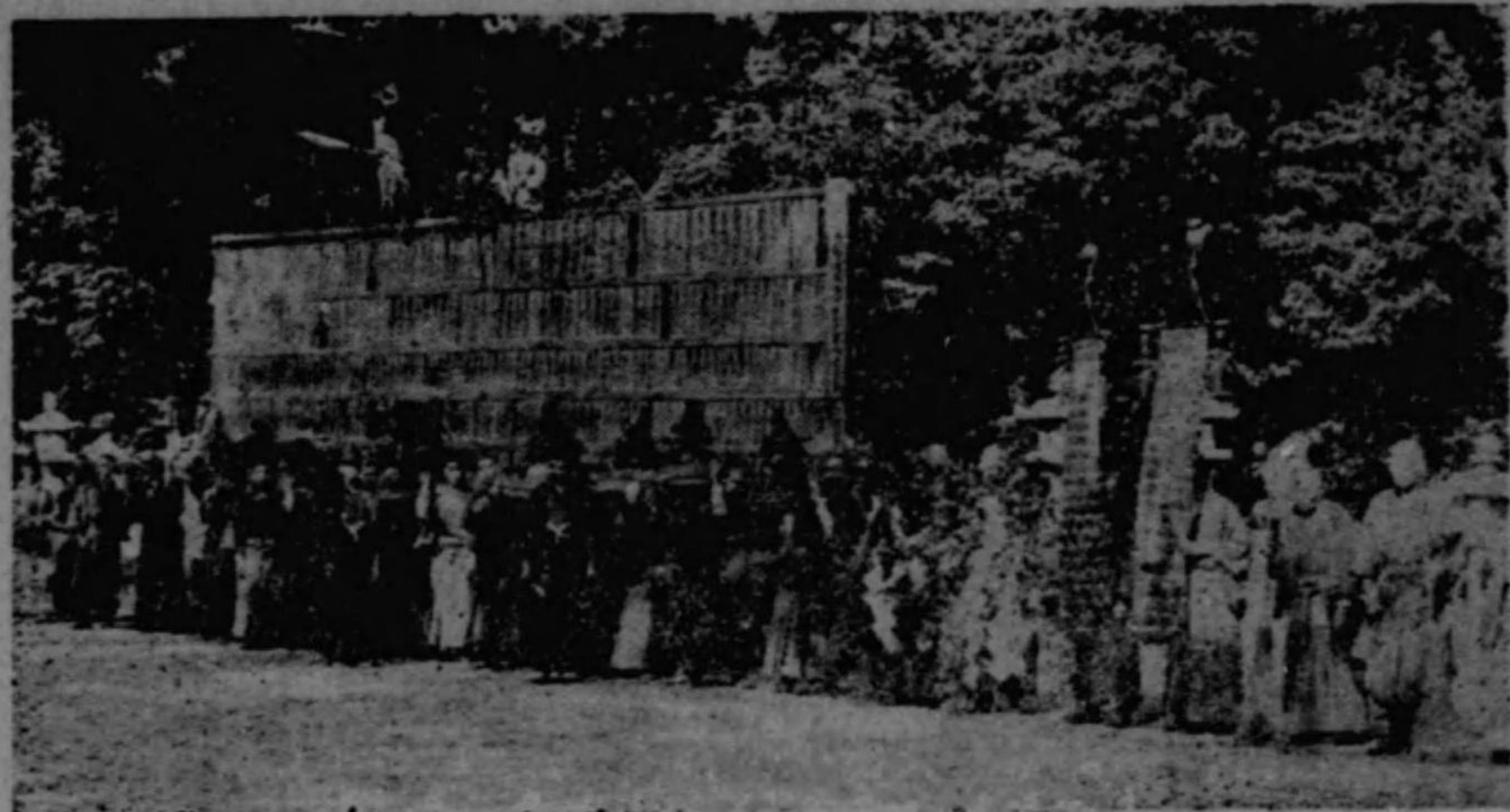
- 神職二名 袴着用
- 氏子總代、各字總代、評議員二十數名 羽織袴
- 兒童

この際齋主眼は渡御の列に加はらず、二の鳥居まで出迎へる。

拜殿所定の座に着けば、直ちに御供をそれ〴〵定められた社社に献じ、稻穂のついた大櫛を中門に懸け、更に神前に神社傳來の弓矢各一つと、馬の板繪圖一面を供へる。式は嚴肅に行はれ、修祓に次いで、御食、御酒、御鏡、海川、水鳥、鰻、昆布、山野くさ〴〵の神饌三十餘齋を献じ、齋主の祝詞奏上、御幣物奉奠、供進使の祝詞奏上、供進使その他の玉串拜禮等があつて拜殿で直會を催し、正午前終了する。

註 文中によく出るはんぎりは底の浅い大きい桶をいつたもので、人寄りの際、飯を入れたり、お餅を入れたりする。祭事には御供入れによく用ふ。又このはんぎりと稱する桶は米が五斗しか遣入らぬので、五斗は一石の半分といふところから半切りといふとの説もある。 (昭和十四年十月調査)

繪旨及び宣旨に就いて宮地直一博士に種々御教示に預つたことを茲に深く感謝する。



伊射奈岐神社の御渡

柳本伊射奈岐神社の祈年祭

磯城郡柳本町大字柳本、式内村社伊射奈岐神社では、五穀豊饒祈願のため、毎年二月二十日午前九時から祈年祭をいとも厳肅に執行してゐる。

定刻神職、氏子總代、神社評議員等が威儀を正して社務所から拜殿に参進し、次いで幣帛供進使の参向あり、海の幸・山の幸のほか、苗松と稱し松の若枝に白紙に包んだ洗米少々を結びつけたもの三百五十餘本を献じ、御幣物を奉り、齋主および供進使の祝詞奏上、玉串奉奠などあり、式後社務所で直會を催し、正午頃終了する。前記苗松は當日の参拜者に一本宛授與する。なほこの祭は、明治四十二年頃迄御田植祭と稱してゐた。(昭和十四年十月調査)

柳本伊射奈岐神社の虫干祭

磯城郡柳本町大字柳本、式内村社伊射奈岐神社の虫干祭は、七月二十五日午前十時から厳かに執行される。

これより先、午前八時頃から神社の寶物を拜殿に陳列して曝涼を行ひ、のち祭典に移り、氏子總代、神社評議員ら参列、献饌、齋主の祝詞奏上、玉串拜禮等あり、同十一時終了、午後社務所で直會を催す。曝涼した寶物は夕刻寶庫に納める。(昭和十四年十月調査)

柳本伊射奈岐神社の風鎮祭

磯城郡柳本町大字柳本、式内村社伊射奈岐神社では、八月二十二日か二十四日のうちを以て、午前十時から風鎮祭を執行し、五穀野菜の類が風雨の害なく、豊かに稔れかしと祈願してゐる。

四垂をつけた長さ四尺の櫛五本を種々の神饌と共に神前に献じ、祭典後大字の肝煎が、その櫛の幣を町の中央及び四角に一本宛立てる。これは町に悪風・悪雨が襲ひ來たらぬやうにと防ぐ古き風習である。(昭和十四年十月調査)

柳本建勳神社祭禮

磯城郡柳本町の舊藩主織田氏の先祖織田信長公を祀る建勳神社の祭禮は、七月一日午前十時から盛大に執行され、舊藩士・氏子總代ら多數参列、式後直會がある。

同社は封建時代御殿内の黒塚頂上にあり、藩主自ら祭主となつて祭典を執行、宵宮祭も行つてゐた。祭禮當日の午後には一般の参拜を許し、富籤を行つた由である。(昭和十四年十月調査)

澁谷水口神社の風鎮祭

磯城郡柳本町大字澁谷、式内村社水口神社の風鎮祭は、毎年八月二十日午後四時から古式に則り厳かに執行、區長

氏子總代ら參列、修祓、献饌、齋主の祝詞奏上、玉串拜禮などあり引續き拜殿で直會を催す。
なほ當日午後五時頃から區民が子供を連れ、辨當を持つて神社に參拜、一同揃つた頃を見計つて修祓があり、境内に菰や筵を敷いてその上に座し、篝火を焚いて青天井の下で辨當を開き、午後九時半頃までお籠りをする。その際大字から神酒二升が出る。(昭和十四年十月調査)

柳本長岳寺の節會と注連繩掛け

寺院で神様を祭つた神佛混淆の古俗祭事を今尙傳承してゐるのに、磯城郡柳本町釜口山長岳寺の節會に伴ふ注連繩掛行事がある。

同寺は天長元年甲辰年六月初日、弘法大師開基にかゝる名刹と傳へられ、古記録によれば、その當時同寺は本堂のほかに愛染堂、御影堂、五重塔、十羅刹堂、眞言堂、經藏、寶藏、宿堂、客殿などの堂塔伽藍をはじめ、普賢院、持寶院、千手院、蓮花院、知足院、自性院、その他四十二僧坊が葦を並べ、寺祿一千石、境内反別四十五町歩を有して隆盛を極めてゐたが、その後兵火にあつて伽藍、坊舎が焼失し、或は時勢の變遷によつて頽廢し、明和年間には僧坊が十一に減じ、明治六年寺祿を廢せられた結果、益々衰微して、現今伽藍として存してゐるのは眞面堂眞面堂は同寺の境内にあり、白山大権現及び宿舎があつた。、大門、樓門眞面堂、御影堂その他一二で、また坊舎として残つてゐるのは普賢、自性兩院だけである。但し自性院は寺號を有するのみで無住になり、荒廢のまゝにまかせられ、宗派は現在古義眞言宗高野山派に屬してゐる。

明和年間の圖によると、當時同寺は本坊眞面堂同寺の境内にあり、白山大権現及び宿舎があつた。の三ヶ所に分れ、本坊には大門、樓門、本堂、寶藏、鐘樓、愛染堂、不動堂、御影堂、十羅刹堂および鎮守社八坂、同拜殿、十二社權現、水天宮、辨財天等の諸社があつた。

この鎮守社と稱する八坂神社と、現在行はれてゐる注連繩掛行事の御假宮とは、離るべからざる關係を有してゐるのであるが、これに就いては「御假宮」を記する際に詳述する。

長岳寺の存在する地は同町大字柳本小字上長岡で、現戸數二十七、明治維新迄同字は柳本織田藩領と、長岳寺領の二つに分れてゐた。織田藩領に屬してゐた人々を以て、曩に記した伊射奈岐神社の當屋座を組織し、一方長岳寺領の字人を以て、愛染講を結成してゐた。

愛染講とは、長岳寺境内の鐘池鐘池は同寺の境内にあり、白山大権現及び宿舎があつた。の南側にあつた愛染堂の愛染明王を信仰した團體の名稱で、節會のほか愛染さんの御供搗き、火祭ひまつりその他の諸行事を營んでゐたが、今から約五十年前愛染堂が焼失したため、自然愛染講も衰滅し、現在は同字に於ける長岳寺の檀信徒を以て、講時代の唯一の名残りたる節會とそれに伴ふ注連繩掛行事とを、一月十日早朝から昔ながらに行つてゐる。

さて行事の當日、前述檀中の人達十餘名は、午前九時頃各自藁十二把を携へて同寺庫裡普賢院をいふにやつて来て、本堂西側のお茶所で、焚火で煖をとりつゝ、長さ十五間、廻り一尺五寸もある大きい注連繩節會の形をいふにやつて来て、本堂をつくり、更に長さ七尺五寸、直径二寸のホウの木の一方を削り左圖の如く上部に五輪塔の種子、すなはち「キヤカラバア」と梵字で記し、更にその下に「奉修牛頭明王御本地秘供村内安全五穀豊穰祈攸」と記す。この形が塔婆によく似てゐるので、檀中の

塔婆 (ホウの木) 高七尺五寸 直径三寸

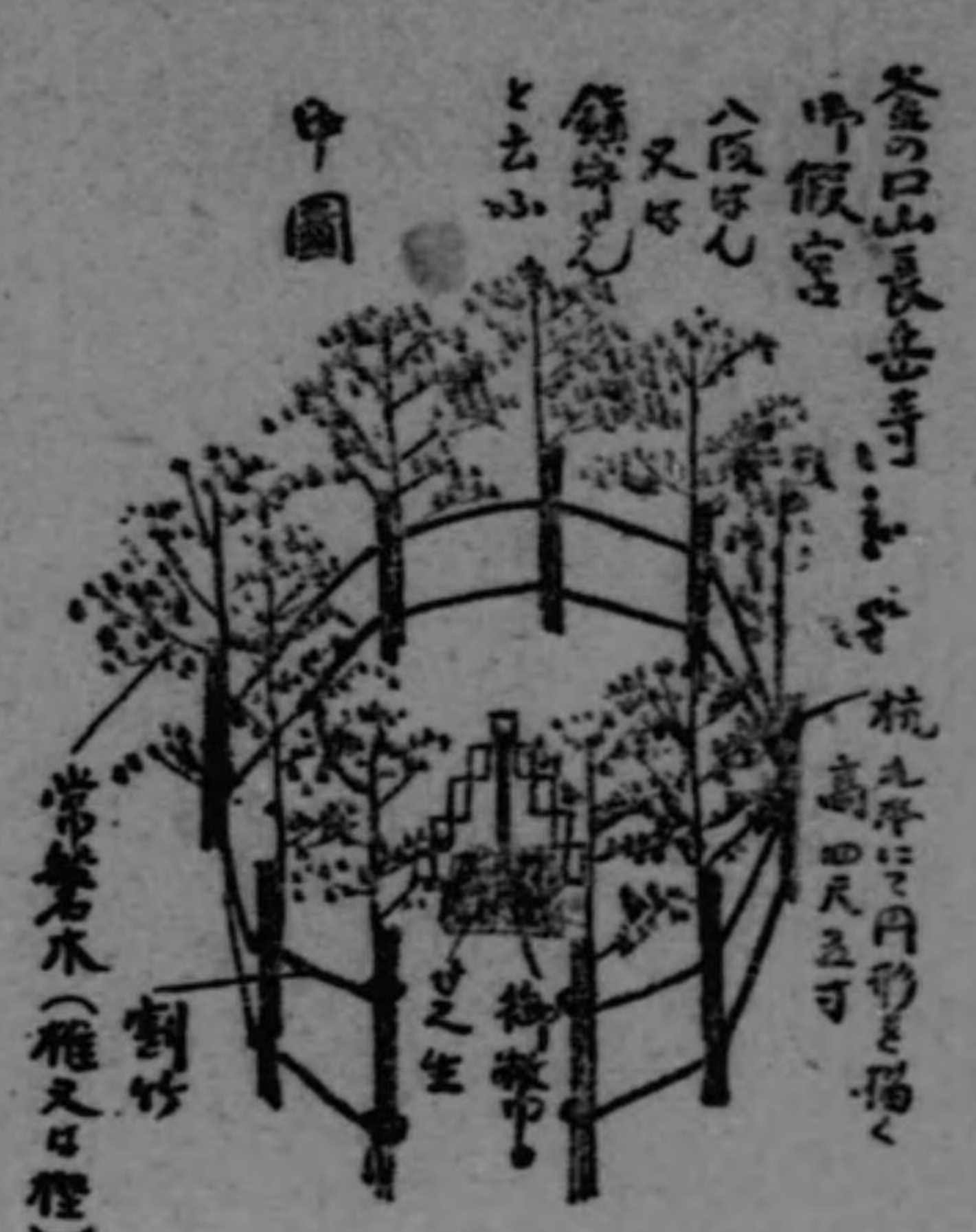


人達はこれを塔婆と呼んでゐる。この二つが出来上ると、注連繩を蛇がとぐろを巻いてゐる如く七卷半に巻き重ねて本堂内へ擔ぎ込み、塔婆と共に阿彌陀如來の寶前に安置する。

この注連繩も、塔婆も、愛染堂があつた頃は、同堂に持ち込んで法要を修した由である。

これが終ると、こんどは御假宮つくりにかゝる。御影堂^{大御堂}前廣庭の地上に直径七尺五寸位の圓形の線を描き、次頁甲圖の如くその圓の周縁に高さ四尺五寸の杉又は桤の杭を九本打ち、杭と杭との間に、割竹を二段に横わたしにし、各杭ごとに、惟又は桤の常磐木を一本宛立て、繩にてくゞり、圓の中央に芝生一畝を入れ、その芝生の上に御幣^{四垂れの}を立てる。

それが出来る、次は乙圖の如く、九本の杭に沿うて立てた常磐木と常磐木の中間の空虚になつてゐる箇所に、これまた常磐木の若枝を逆倒にして一面に挿し、木をこもり繁らせ、恰かも鎮守の森の如くになし、御門^{御假宮の入口}に御籬をつつす。御籬は、二尺幅の割竹十五本を、二條^{二筋}の繩にて七五三に編む。御假宮を造る際、常磐木はなるべく真直なものを使ふ。真直な木が揃ふとその年は豊年だといはれてゐる。



柳本長岳寺の節會と注連繩掛け

この御假宮のことを鎮守さん又は八坂はん或は祇園さんと稱してゐる。御假宮のことをなぜこのやうに言ふかといふと、御假宮を造る御影堂廣庭東側の平尾池の堤の下に、明治四十二年迄八坂神社があつて同寺の鎮守社としてゐた。

それが神佛分離によつて、同年十一月同町伊射奈岐神社の境内に移轉し、同神社の境内末社殿島神社に合祀なつたのである。移轉前は八坂神社の拜殿前に御假宮を造り、同神社の御分靈を奉祀して長岳寺の住職が祭事を行つてゐた。その仕來^{しきたり}が神佛分離して同神社移轉後の今尙、元の位置に於いて續けられて居るのである。かゝるが故に、御假宮のことを鎮守さん又は八坂はんといふのである。京都の官幣大社八坂神社のことを俗に祇園社と稱するので、それに模倣し、同寺の元鎮守社が八坂神社であつたところから、八坂はんといふと共に祇園さんとも呼んでゐるのである。

御假宮造りが終ると、住職が檀信徒や同寺の世話方らと本堂に出仕し、本尊阿彌陀如來の寶前に安置して前述大注連繩の前で莊嚴な法會を修し、禮拜の、ち更に御假宮前に至り、牛頭天王の降臨を勸請して心經を讀誦する。なぜ牛頭天王の降臨を勸請するか、それに就いては八坂神社と牛頭天王の關係を知らねばならぬ。肥後和男先生は「古代

傳承研究』に於いて、「我が國に於いても牛耕の方法が輸入され、それが普及するに及んで當初は漢神としてこれを祭つてゐたが、漸次それが國民の農耕生活に滲透して常態的なものとなつて來たことが想察されるのである。さうし

たもの、綜合的神格たる位置を占めるに至つたのが、祇園の牛頭天王ではあるまいか。」と論じ、更に「牛耕を事とする農民の間に發展した牛神への信仰が、偶々文化の中心たる京都の東郊八坂郷の祇園に祭られた牛神にその國家的統一の役割を與へるに至つたもので、結局牛頭天王信仰の現實の基礎はさうした農民達の生活形態、それ自身にあつたことを推測するのである。」と、八坂神社と牛頭天王の關係の深い由縁を説いて居られるし、また「大和名所圖會」卷之四の釜口長岳寺圖繪のなかに、八坂神社と推定される神社のことを「牛頭天王」と記してゐる。

これによつて長岳寺の八坂神社も、その昔矢張り牛頭天王として奉祀してゐたことか明かにされてゐる。されば今尙この御假宮に八坂神社を牛頭天王とした古代民族の信仰を傳承して牛頭天王の降臨を勸請し、大注連繩に附隨するかの塔婆にも、「奉修牛頭

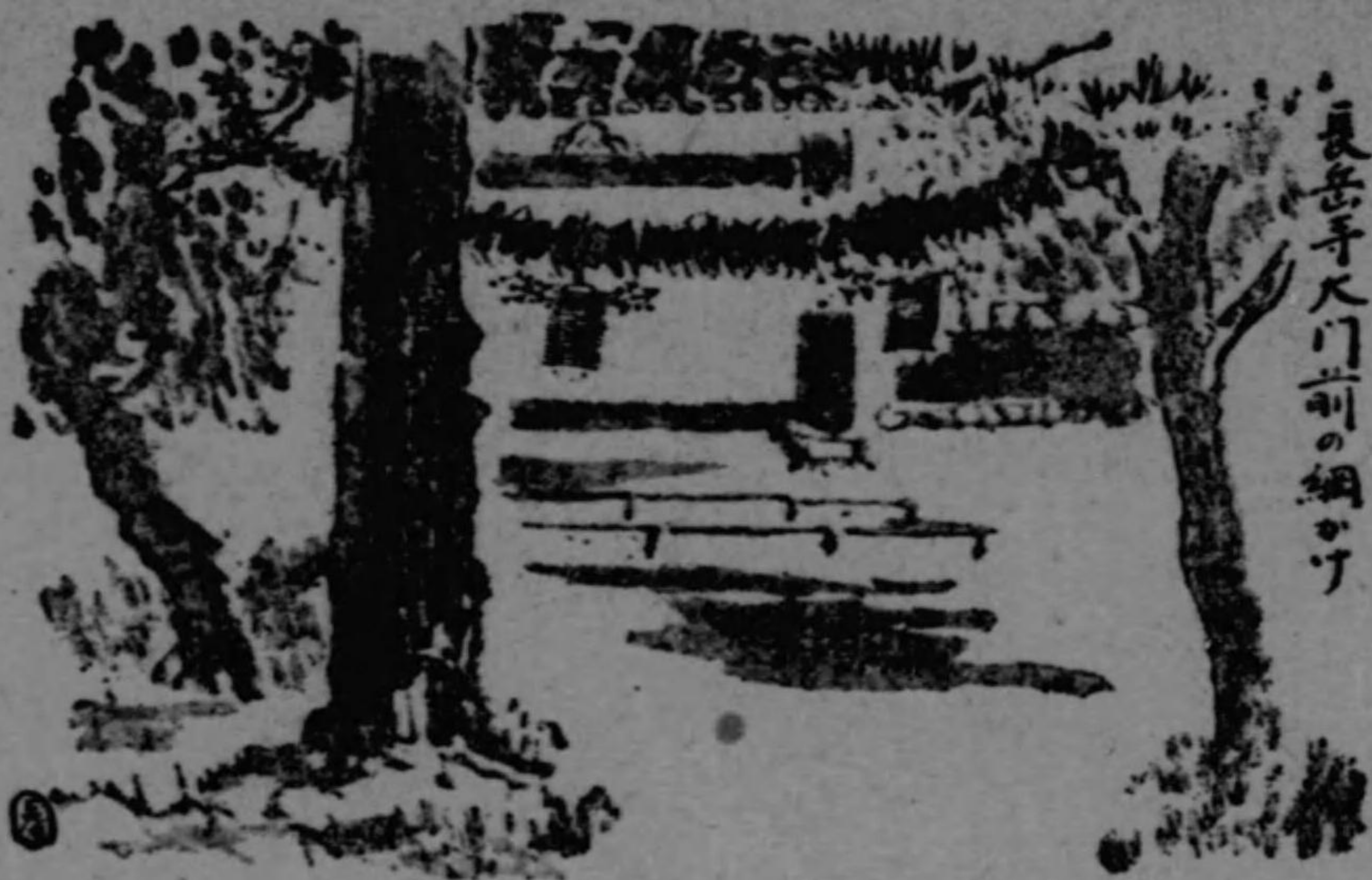


御假宮の前で住職の讀經

明王御本地秘供云々」と牛頭天王の御名を記してゐるのである。即ちこの行事は、牛頭天王信仰による農耕儀禮である。

御假宮前の讀經が済むと、檀中の人々が本堂に安置した大注連繩を擔いで大門前に赴き、そこにある二本の古木

長岳寺大門前の綱カサ



柳本長岳寺の節會と注連繩掛け

南側は建松、北側は杉に大注連繩を參道越しに掛け渡し、その注連に、御假宮の御籬同様十五本の割竹を繩にて七五三に編んだ「ユウ」に檜の枝を挿して二ヶ所つり下げ、更に椎の傍の松の古木の根元に塔婆を立て、繩にて結びつけるのである。この注連は、朽ち果てるまで同所につるして置くが、御假宮は二月二十一日の大師日に取毀つて焼上するのである。

注連を掛け終ると、同寺の普賢院に於いて節會が催され、住職はじめ寺の世話方、檀信徒など年長順に着坐し、住職の新年の挨拶があつて寺から般若湯や御馳走が振舞はれ、一同歡を盡して午後四時頃散會する。

愛染講が組織されてゐた頃は、行事の準備が終ると講員が神酒を載いて氣勢をあげ、注連繩を大門前に擔いで行く途中、講員が注連の巻き合ひをして散々暴れ、果ては通行人や附いて來た住職まで巻いた由である。またその頃は節會行事のほか、愛染さんの御供搦き、火祭りなど行つて居た。

愛染さんの御供搦きは舊正月十四日に行はれ、その日の早朝、講員一同が糯米一升づゝ持參して同寺に來たり、「愛想下され、愛染さまよ、男は度胸、女は愛嬌、坊さんお経ぢや、ソラ掛け〜」と歌ひつゝ千本杵で景氣よく御供を搦き、

御供搦き中、半搦きぐらるになつた熱い餅を振断つて、講員が頭の上に投げ合つて暴れをなした。この御供は一週間愛染堂に供へ、檀信徒をはじめ一般御供米寄進者に分配したのである。

また火祭りは、舊七月十五日に行はれ、佛の火送りと稱して居た。この日講員は大字の會所に集つて、目方二十五貫の大松明を十本つくつた。この松明は茶種穀の芯の上に小麥稈を化粧巻きし、更にその上に杉葉を一面に挿したもので、大松明のほかに講員が各戸に小松明一本づつくり、同日夕刻松明を全部大門前に持つて来る。すると住職が松明に火をつけ、見物人が「火を投れ」と嘯鳴り、その喚き聲に和して講員が見物人の頭上に松明を投げて暴れたさうであるが、いまは愛染さんの御供搦きも、火祭りも行はれてゐない。(昭和十五年一月調査)

註 節會の日は一月十日になつてゐるが、時によつて變更されることもある。

穴師・巻野内のねんりき行事

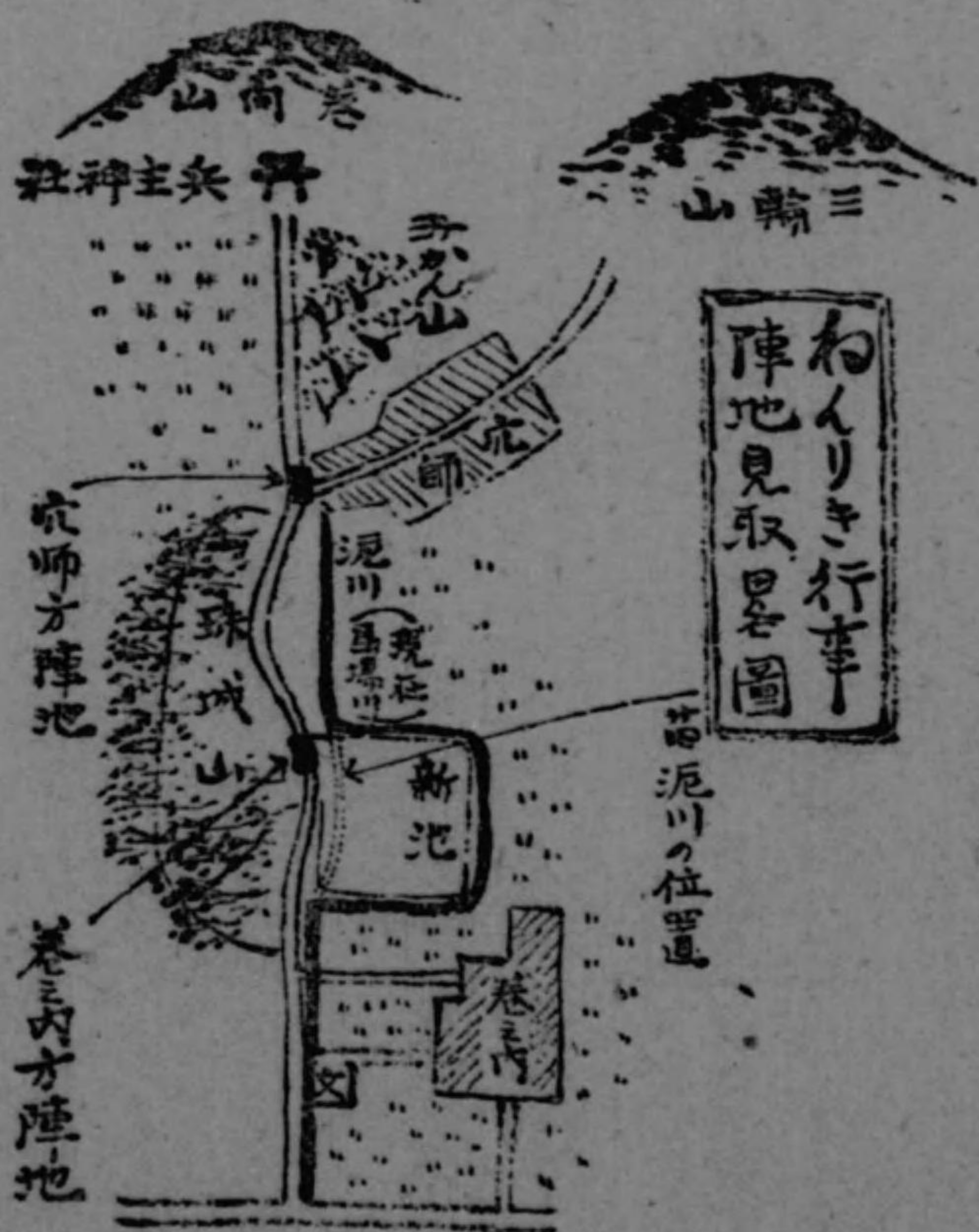
今から約四十四、五年前迄、磯城郡纏向村穴師、巻野内の兩大字が、毎年半夏生十日目此頃の野休みを利用し兩大字境界の珠城山（山通）南麓の道路上（郡社穴師、兵主神社）に於て、戰國争闘の名残りたるねんりき行事（地ではねんりき）を行つて壯觀圖繪をくり展けてゐた。

このねんりきは力を練るといふ意味で、また印地打とも呼んでゐた。「東照宮實記附録」に出てゐる三河阿部川原の石合戦と同じで、兩大字の少年が、石を投げ合つて攻防の秘術を盡し、血の雨を降らしても素戔嗚尊に縁深い穴師坐兵主神社の御神靈を慰め奉つてゐたのである。

さて行事四五日前に早くも戰闘準備は開始され、下圖行事陣地見取略圖のごとく、穴師側では珠城山東南麓の神社參道と大字入口の分岐點に當る小字タマイと稱する道路上に陣地を築き、一方巻野内側は同陣地より約一丁半西方の小字馬場ツキの路上に陣地を築造し、何れも鶏卵大の小石數百個を集め來つて並べ置くのである。

行事當日の午後一時頃、兩大字の七才から十五才までの男の子が、鉢巻、頬被り姿も凛々しく夫々自分の陣地に集合する。その人員は双方とも十七、八名程度である。勢揃ひが終ると双方がこの東西兩陣地に相對峙し、どちらからともなく第一石が投ぜられ戦ひの火蓋はきつて落される。石を投げる場合は必ず相手側を罵るのである。

投げつ、投げられつ戦ひは白熱化してゆくのであるが、旗色が悪くなつて來ると、その悪い方の側の子供が救援を求めに大字に逃げ歸る。その間隙に乗じて他の方の側の子供がワツと喊聲をあげて敵地に突入し陣地を占領する。すると逃げ歸つた側の大字から青年層の援護部隊が出動し、敵子供部隊を追つ拂つて忽ち自分らの陣地を奪還し、餘勢をかつて追撃、逆に敵の陣地を占據する。陣



地を奪はれた側の大字から、同じく青年級の援護部隊が繰り出され、戦闘は一層熾烈となり、石の弾丸は雨霰と亂れ飛ぶ。遂に兩大字の壯年層の者迄がこの戦に参加し、こゝを先途と奮戦力闘、壯烈な攻防戦を展開するのである。かうなると戦線も道路上だけに止まらず、田、山、川と擴大して、南側の泥川では敵前上陸や、渡河戦が行はれ、また北側の珠城山では物凄い山岳戦が展開、そこへ車谷、澁谷兩字の若者が穴師勢に組し、辻、草川、太田、大豆越四大字の若者が巻野内側に加勢して、文字通りの一大激戦が神代ながらの悠古の地、巻向山麓にくり展げられるのである。怪我をしたものは負けて、血をみると同時に後退し、怪我人も相當出来るが、不思議とこれがために死んだ者は一名もないといふ。

この戦ひは勝敗を決せず、三時間餘り続けると、どちらが言ひ出すともなく休戦するのであるが、延戦闘員は百名を突破する。この合戦はいつも穴師側の方に怪我人が多かつた。それは太陽に向つて戦つてゐるために敵地から飛んで来る石が目映くてはつきり見えない結果であつた。

かうした古俗行事も、明治三十年頃双方に大怪我人が出来たため遂に中絶されるにいたつた。筆者本年同地を訪ひこの合戦に出陣した人から親しく當時の様様を聞いたのであるが、中絶になつてゐるのを甚だ遺憾に思ひ頻りとその復興を慫慂したが、こんな荒々しい血の行事を再び興す元氣はないと語つて居られた。

なほ巻野内は明治維新まで備後、初利の二大字に分れて居たのを合併して巻野内と稱するに至つたもので、備後は更に備後方、備後西方の二垣内に分れてゐた。従つて明治維新迄のこの行事は、穴師對備後、初利の合戦であつた。素戔鳴尊を祀り、野見宿禰の角力舊蹟を有するこの由緒の地に、かうした荒々しい行事の行はれてゐたことは上古

史探究上興味深き問題である。(昭和十四年十二月調査)

註 見取略圖に記した新池は、行事中絶後築造されたもので、當時同所は田であり、泥川が眞直に流れてゐた。

巻野内のボダイ／＼行事

磯城郡纏向村大字巻野内では、毎年正月五日二月一日が正月の場合に二月五日、舊暦の正月の場合は舊正月五日午前十一時から、同大字無格社春日神社境内の社務所兼大字會所で、五穀豊穰の祈請と先祖追善供養のため「神佛混淆の遺産」たるボダイ／＼の行事を行つてゐる。この行事は修正會の一種で、定刻、區長および區評議員七名が羽織姿で社務所に參集、區長宅から用意して来た長さ三尺餘の川柳の枝の株の方を三ッ割して、それに「牛王、須佐之男命、寶印」と記した半紙を挟み、俗にいふ「牛王さん」をつくる。その数は大字農家戸數、即ち五十本つくるのである。

牛王さんが出来上ると、床の間に素戔鳴尊の掛圖をかけ、牛王さんを始め神酒・鯛・昆布などの神饌を供へ、神職が牛頭天王の降臨勸請ののち祝詞を奏し、その祝詞中に神職がナンニヤウボダイといふと、參集者がそれに和して板と鉦とをバタ／＼カン／＼と叩くのである。法樂が終ると一同神酒を戴いて散會する。

牛王さんはその日大字の農家に洩れなく配布され、やがて春來て靱播く際穴師坐兵主神社から授與された苗松とともに苗代の畦の紫雲英の株の上に挿して豊穰を祈るのである。

このボダイ／＼の行事は、明治初期まで同大字の莊殿さんと稱する講によつて行はれてゐた。

その頃同大字は備後、初利の二大字に分れ、兩大字とも夫々莊嚴講を組織し、講員が古記録順によつて毎年一名宛輪番で當屋を勤め、講には何れも莊嚴地と稱する田または宅地等を所有し、その収入で行事を行つてゐた。従つて行事は今とは比較にならない程盛儀であつた。また行事の日は舊正五日で、執行場所はその年の當屋宅であつた。備後の方が午前十時から營まれ、終つてから初利側で行はれた。

講員が當屋宅に集り、今も同様神職が来て、素斐鳴尊の軸物を掛けた前で祝詞を奏し、その祝詞中に一同が、一尺餘の川柳の枝にてボダイボダイと和唱しつゝ板や鉦を叩き、終了後當屋から御馳走が振舞はれた。

牛王さんの印符は、備後側は現在と同様であるが、初利側は「牛王、素斐鳴尊、御靈」と記されてゐた。講は現在失くなり、區長が宿元になつて行事を執行してゐるが、莊嚴地は今尙存し、當時の講員がその収入を分配して居る。

このボダイノの行事に於て、素斐鳴尊を祀り、牛頭天王の降臨を勧請してゐることは、牛頭天王と素斐鳴尊とを同一神視して信仰した古代民族の習俗を傳承したものであり、同時に別稿ねんりき行事と相俟つて、この地が荒神素斐鳴尊に對する信仰の熱度の高かつたことを物語るものである。

瀧向から織田・三輪へかけて、「神事組合」のことを「宮座、宮講」といはず「莊嚴講」と稱して居る。和歌森太郎氏は「莊嚴とは修正會または修二會の勤修に際し、その法會の場所を佛具にて莊嚴に飾り、神祕的氣分を醸し出したところから、修正會又は修二會を最大の行事とする信仰團體が、その團體名を莊嚴講と稱したのではなからうか。神佛混淆時代、寺僧が佛徒の立場から年頭に當つて一年の幸福と豐饒を祈請し、それとは別に神主、當屋などがまた異つた立場から同じやうな祈願をなして居たのが、廢佛毀釋後その名残りが神社側に傳はつたもので、結願の日に牛王寶印

の印符を柳の枝に挟んで渡したことが平安朝時代の公卿の日記に出てゐる」との旨を筆者に語つて居られた。かゝるが故に、神職出仕のもとに行はれる巻野内のボダイノの行事にも佛敎的色彩が多分に織込まれて居るのである。

大和は宗敎が早くから開け、殊に三輪、織田、瀧向地方は、平等寺、大御輪寺等、大三輪關係寺院の勢力が浸潤して居たため、佛敎の影響を受くるところ頗る多く、従つて講の内容も佛敎的形態をとるに至つたものであらう。

また牛王さんに就いて和歌森氏は「印度では、牛は何物にもかへ難い寶とし、牛の中心をなす玉を最高の寶として居た。それを佛敎側から見ると最高位に當る釋尊に擬して居た。日本に傳來したときは、玉の形にして矢張り釋尊の象徴として居た。熊野地方では、牛王寶印をお守のうちの最高權威に譬へてゐる」と語り、肥後和男先生は、その著

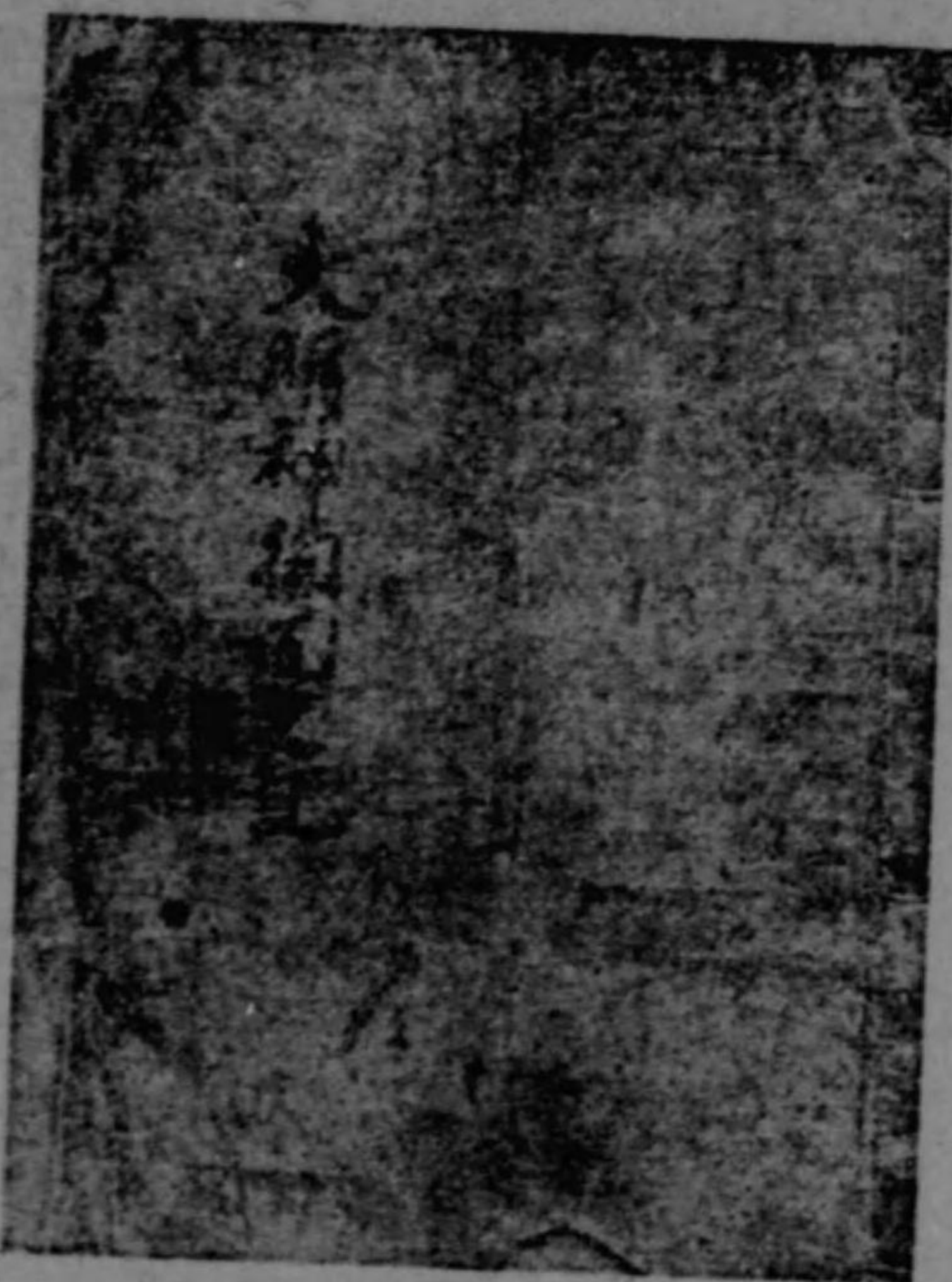
『古代傳承研究』に於いて「結局牛頭天王はかの漢神として祭られた牛神の後身であるに外ならないことになる」と説かれ、素斐鳴尊との關係に就いて「そこに祀られてゐた舊來の神が、既に素斐鳴尊に結ばれてゐたならば、この牛神がまた、それと混一することも有り得るわけである。然し牛頭天王を素斐鳴尊とすることは、實は後の統一の結果であり、通常は牛頭天王としてそれ自身獨立するものである。」と論及して居られる。

牛王挾になぜ柳の枝を使用するか——これに就いて和歌森氏は「柳はどんな風に挿してもよく芽生えるところから稲もまた柳のやうに、よく芽生えて豊かに稔るやうにと神祕的な意味から發して用ゐるやうになつた」と語つて居られた。

牛王の印符を、生産力旺盛な柳の枝に挟んで神に献じ、のちこれを農家に分配の上、糶播く時、苗代の畦に立てる風習より考察して、この行事も佛敎的色彩を帯びた農耕儀禮の一つであるといはねばならぬ。(昭和十四年十二月調査)

穴師兵主神社の御田祭

王朝の昔をしのぶ磯城郡瀧向村大字穴師、縣社穴師坐兵主神社の御田祭は、浅春の二月十三日午後三時から古式に則つて厳かに執行され「祭農一致」の極致を描いて居る。



眞寫は大光明御田之記の表紙

いふ古き御田植祭の形態を録した尊い記録に基づいて行はれ、しかも神事中に歌ふ田歌は、古代色濃厚で、室町時代に起原をもつといふ能樂の歌詞と殆ど規を一にしてゐる。

「歌舞音楽略史」に「田樂は歌舞の一種、王朝時代の中葉、田植の時、農人の勞を慰め其の業を勵まさんが爲めに、笛鼓を鳴らし、踊躍したるを其の起原と爲す。後ち田植ならざる時も其の景狀を模し、その中へ漢土傳來の散樂なる一足高足などいへる離れて踊躍したるを其の起原と爲す。後ち田植ならざる時も其の景狀を模し、その中へ漢土傳來の散樂なる一足高足などいへる離れて踊躍したるを其の起原と爲す。

業を取交へ、自ら一種の風流態となりて、貴賤を限らず流行せし事、堀河天皇の永長元年京都に大田樂の催しありしにて何ふべしの一節がある。

さればこの兵主神社の御田植祭なるものは、能樂と同じ舞樂の一種たる、田樂の匂ひを豊かにもつた田植の祭事で神をまつる心をそのまゝ、農耕の心とした古代民族の農耕儀禮を多分に盛つてゐる。

さて御田植の當日、神職宅で早朝から神事の準備が進められ、定刻、白衣白袴の神職が白丁姿の社僕二名とともに本殿に出仕して御田植を執行、海川山野くさくさの幸と苗松、粃種（種）少々を三寶に乗せて神前に献じ、五穀豊饒を祈る祝詞を恭しく奏し、拜禮ののち御田植神事に移る。

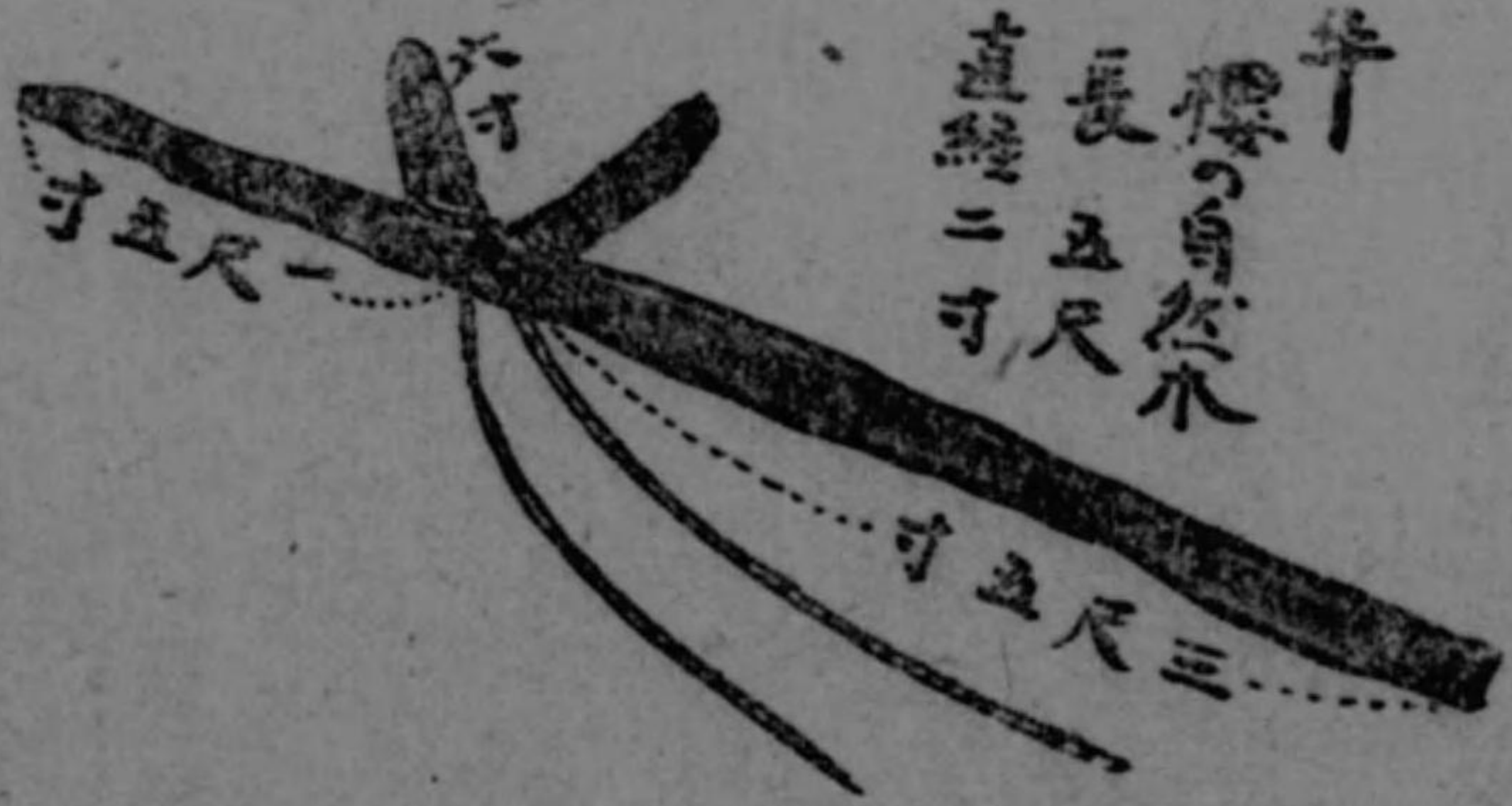
祭典の際、境内末社の素戔嗚神社、稻田姫神社、八王社、水神社、祓戸神社の諸神前に海の幸・山の幸を供へる。

これより先、社殿前の齋庭には、田に擬へた御田植神事の場所が設けられ、その大きさは約六間四方で、四方に忌竹を立て、忌竹と忌竹との間に片垂れの切紙をつるした注連縄を張りめぐらし、地上一面に美しい玉砂利を敷き、神事場所の傍に幄舎を設け、その中へ、苗松六百餘把と神事の用具とを八ッ足の上に並べて置く。神事の用具は、牛一面、忌銀一丁、均し棒一つ、苗松等である。

牛は櫻の生れ木で、直径約二寸、長さ五尺餘、上部から一尺五寸ぐらゐの箇所まで二又の枝が出て、恰かも牛の角の如くなつて居る。二又の枝の元へ綱を二筋結びつけ牛に擬へてゐる。忌銀は楯で製し、農事に使ふ銀と同じ大きさで、綱のとまろを腰で黒く塗つてあり、均し棒は杉の丸太で、長さ約六尺、直径約二寸五分、苗松は松の若枝を二、三本合せて藁にてくまり、苗の實と稱する小餅を白紙に包んで結びつける。

神事の儀式

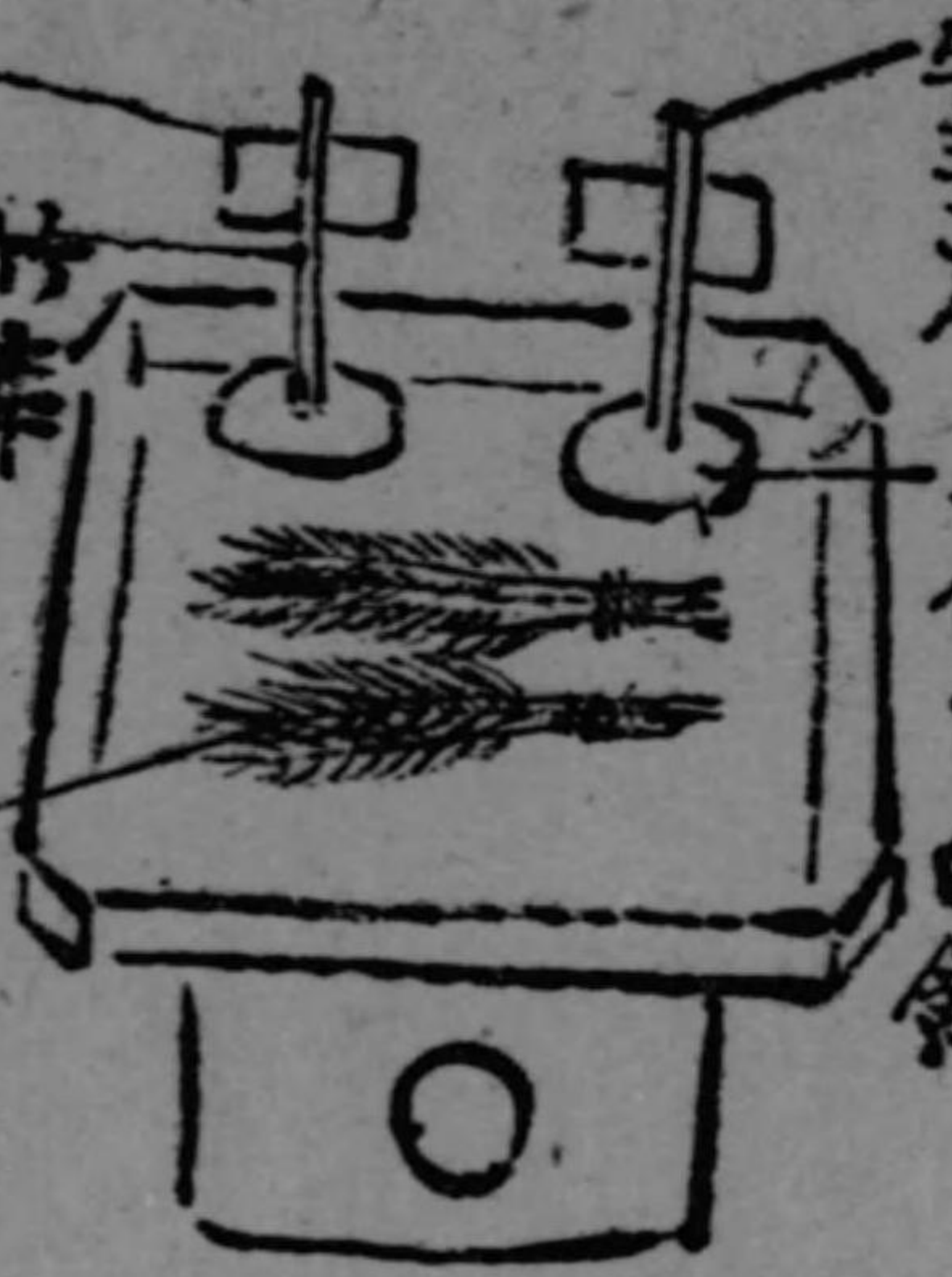
- 一、 鉦初め 神職が神事場所(神田)の中央に出て、へ福太郎へ鉦ぞめ。したらば、よからぞ、へいさい長つて候へ御鉦を三度東向いて上げるなりと獨り云つて獨り答へ、木鉦をとり三度東向いて上げて拜禮ののち神田を耕す動作をする。
- 二、 牛出る、かけ初め 神職が、へ福太郎よく。かけぞめを。したらばよからぞ、へいさい長つて候へ牛東え三度とりと歌ひつゝ木の牛をとり、東向いて場内を三度駆け廻る。
- 三、 鉦ならし 神職が、へ福太郎よく。鉦ならしを。したらばよからぞ、へ長つて候へ御鉦を持。横へ三度つゝ。均しといひつゝ、忌鉦を持つて神田の面を横へ三度均すのである。
- 四、 肥入れ 神職が、へ福太郎よく。肥を入れて。よからぞ、へいさい長つて候へ八斗めに入れて。よからぞ、へいさい長つて候、壹荷を八斗めて御座候哉、へよき様に仕れ、へ長つて候、へをかう荷様のにて。肥三荷、壹荷つゝ。三度東へとりと言ひつゝ、三寶に入れた肥料大豆粕又 菜種粕を神田の面に撒くのである。
- 五、 肥さがす 神職が、へ福太郎よく。肥を探してよからうぞ、へいさい長つて候へ装束の袖をだき合へ。三度とり下り仕る者也、と言ひつゝ、装束の袖を捲りあげて、神田の面の肥を手で三度掻き均らす。



- 六、 苗代しめ 神職が、へ福太郎よく。苗代しめたら。よからうぞ、へいさい長つて候へ鉦じめにいたして。よからうぞ、へ長つて候、鉦じめより捧じめに仕りまじやうへよき様に仕れ、へ長つて候、へ苗代しめ捧を持とりさがり。三度つゝならず也、と言ひつゝ、均し捧にて神田の面を三度均す。

水口の荷供

牛王さん 一合とり白餅



竹串 半紙四ツ折 菖松二本

- 七、 水口まつり 神職が、へ福太郎よく。水口まつりて。よからうぞ、へ長つて候、と言ひつゝ、水口に擬へた箇所へ、牛王さん一對と、菖松二束をのせた三寶を二台供へ、祓の言葉奏上する。この牛王さんは「大兵主神、若御魂神」と記した半紙を四つ折りして竹串に挟み、更にその竹串を一合取りの白餅の上に刺す。(圖説参照)
- 八、 福種子おろうし 神職が、へ福太郎よく。福の種子をおろうしぞ。よからうぞ、へ長つて候、へ蒔かうよく。福の種を。三社大明神へ蒔かうよ。三度つゝ蒔く也。末社へも蒔くなり、と言ひつゝ、神前に献じた三寶の靱種を撒して来て、へ蒔かうよく。福の種を蒔かうよと歌ひつゝ、その靱種を三度神田の面に蒔くのである。
- 九、 苗代見廻り 神職が、へ福太郎よく。苗代を見廻てよからうぞ、へいさい長つて候、へ御苗代見廻ての後は三日になれば、みばると申せ共。もはや植時分になりて候、と言ひつゝ、忌鉦を肩にして場の周囲を三度廻り、苗代見廻りの所作をする。

十、苗とり 神職が「福太郎」若八百乙女やとてよからぞ「いさい畏つて候 東西南北より三千二百人の若八百乙女を。雇ひまじやう「へよき様に致せ「へ畏つて候 八百乙女頼みまじやう。「へ畏つて候とそれより八百乙女出るなり」と言ひつゝ、苗松をもつて苗取りの動作をする。

「大明神御田之記」には「京から下るなるふしぐろうの稻は、稻三把や米八石よ「への日をご覽ぜ、山のはい掛るの優美な田歌をはじめその他の歌詞や式法等が、まだ「數多く記されてゐるが、現在は上記しただけしか行はれてゐない。

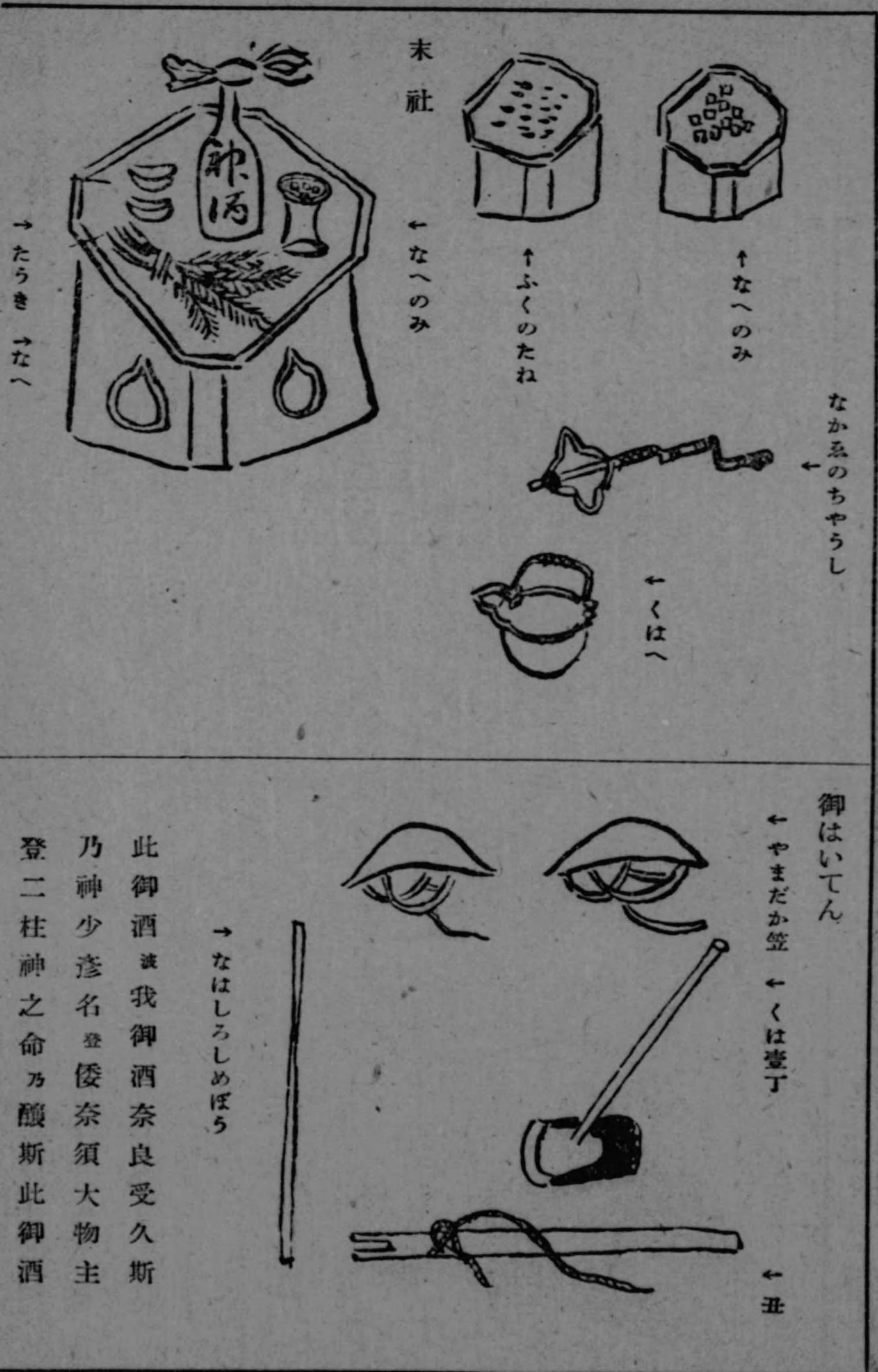
神事が終ると、社僕が神事に使用した苗松を参拜者の頭上めがけて投げ、参拜者がそれを手に入れんと揉み合ひをする。糶舎内に供へてあつた六百把餘の苗松は、郷中の氏子に一本宛洩れなく配布され、氏子はその苗松を苗代の際苗代の水口に立てるのである。

明治維新迄、御田祭は莊殿講員によつて行はれた關係から、この日莊殿式も共に併せ行はれ、莊殿講の左近といふ役を勤めてゐた同大字松岡秀太郎氏方から、當日お鏡餅二十四重を供へたといはれてゐる。さればいまも尙、松岡家から御田祭に普通のお鏡餅二十四重が献納されてゐる。

左の記録は前述「大明神御田之記」で、同神社社司中敷馬氏方に所蔵されてゐる。

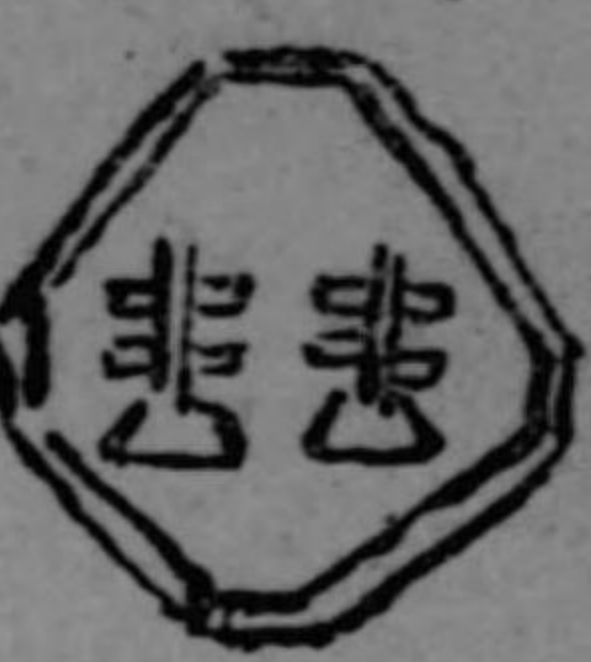
大明神御田之記

東



此御酒 我御酒 奈良受久斯
乃神少彦名 倭奈須大物主
登二柱神之命 乃釀斯此御酒

御苗代水口まつりの



↓四ヶ村くなくのみをかみに包



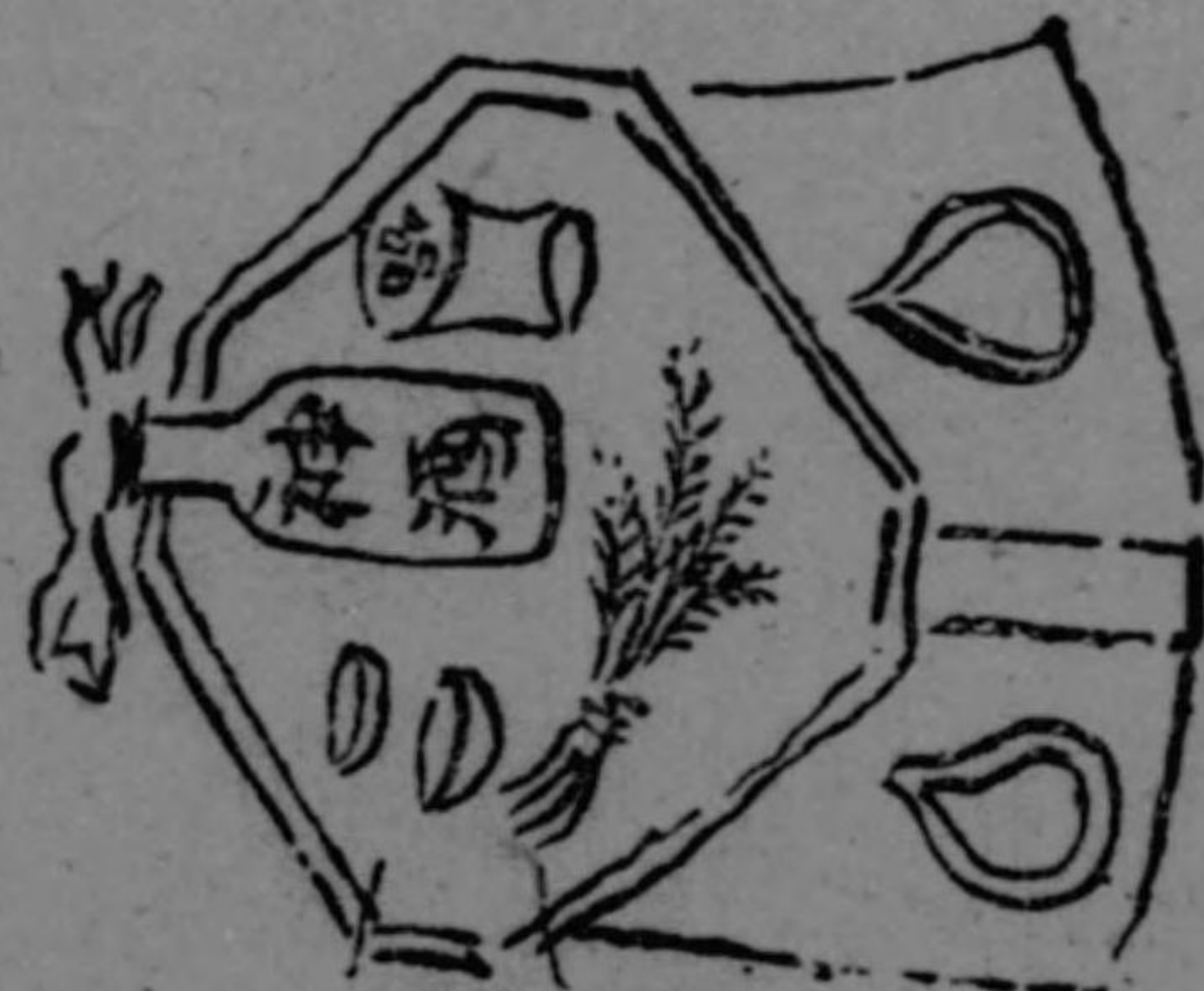
↑
四ヶ村く
灘しなく
此酒四瓶



↑
郷中は
うちなく
四束

本社

↓なくの實



↑大らき ↑なく



↑
うちなく
四束



活日佐幾久止言壽奉流

一四〇

御田之第

○一大明神は 神酒

次=松なへ 次=なへのみ

右之通三峯膳=奉備

○次=末社は 神酒、 次=松なへ。なへのみ

右之通奉備

第一銀ぞめ

○福太郎く銀ぞめ。志たらば。よ

かろぞ。いさい畏て候

御秋ヲ三度東向テ 上ル也

第二丑出ル。かけぞめ

○福太郎よく。かけぞめを。志たらば

よかろぞいさい畏て候

丑東三度とり

第三=秋ならし

○福太郎よく。秋ならしをした

穴師兵主神社の御田祭

一四一

らばよからうぞ畏候
御秋ヲ持よこへ三度ツ、ならし
第四=こゑ入

○福太郎よく、こゑを入れて。よからうぞ。

いさい畏て候八斗めに入て
よからうぞいさい畏て候壹荷、
八斗めて御座候哉能如に仕れ
畏て候をかうにてこゑ三荷
壹荷ツ、三度東へとり

第五=こゑさがす

○福太郎よく、こゑをさがして

よからうぞいさい畏候
しやうぞくのそでをだき合く
三度とり下り仕ル者也
第六苗代しめ

○福太郎よく、苗代しめたらよからうぞ

いさい畏候秋しめにいたして

よからうぞ畏候秋しめより

ほうしめに仕ましやう能如=仕れ

畏候苗代しめほうを持とり

さがり三度ツ、ならず也

第七水口をまつり

大明神の机ニテ

かみ まツる やとに けふさす

さしばのときハにかくる やへのゆふしで

やへのゆふしで

○福太郎よく、水口ヲまつりて

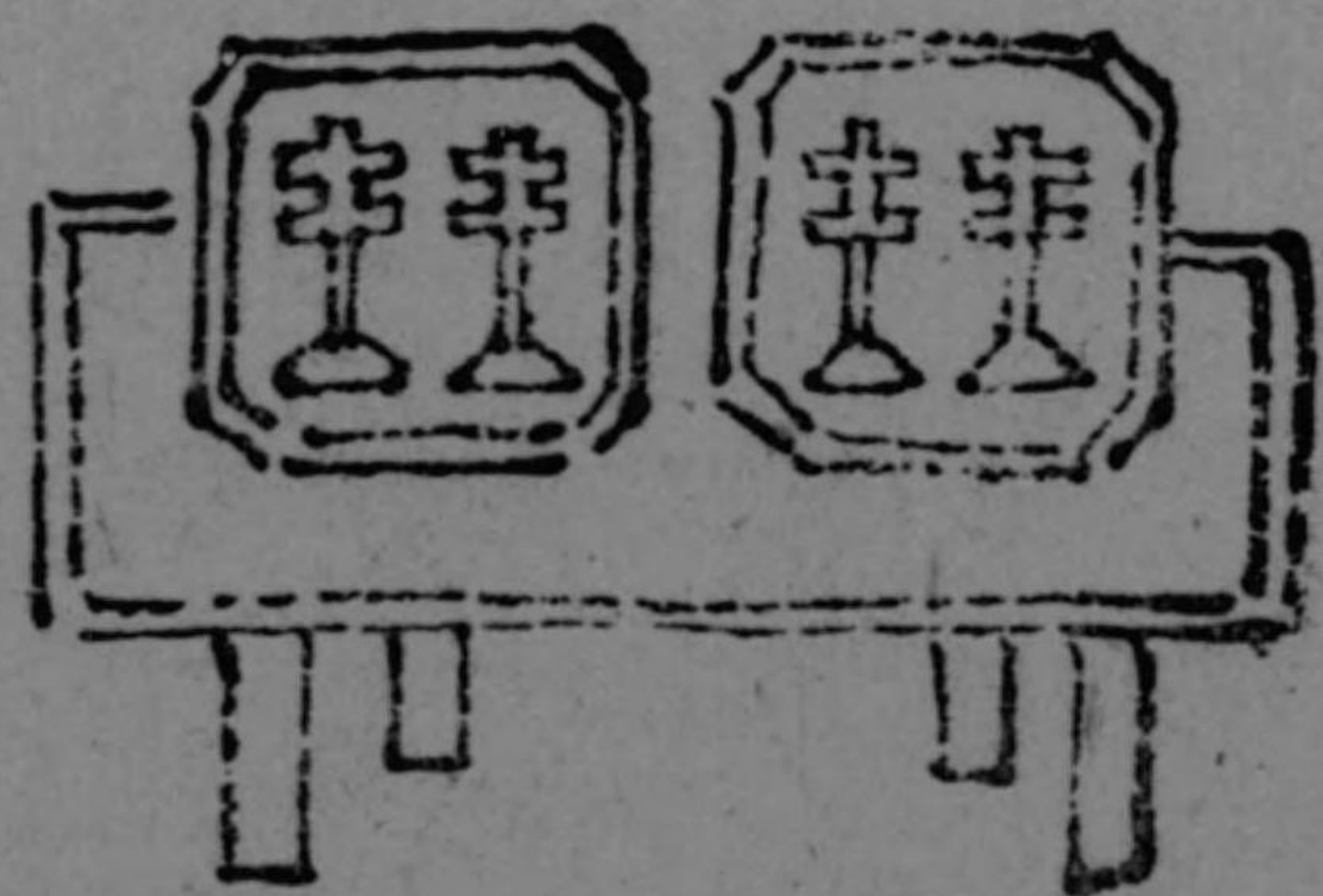
よからうぞ畏候ト云テ

右之通まつる也

第八福種子おろうし

福太郎よく、福の種子お

をろしそ



破 壺
座 ヲ

よかろうそ畏候まかうよく

ふくのとねを三社大明神へまかうよ

三度ツ、まく也末社へもまくなり

末社ハ「天王社 素戔嗚尊にてまします

八王子社 五男三女の傳あり

齋女御前社 稲田媛なり

右三社大明神まかうよくふくの
た子をまかうよ

同 次ニ八王子

同 次ニ天王社

同 次ニ齋女御前社

社主 社人共又ハ宮人共云
同 「まく也
郷中へもまく也

第九苗代見廻

○福太郎よく苗代を見廻て

よかろうぞいさい畏候

御苗代見廻て、後ハ

三日になれバみばると申せ共

四方へめぐり
三度まはる



もはやうゑ時分なりて候

○福太郎よく 若八百ト女やとて

よかろぞいさい畏候東西南北方

三千貳百人のわかやを女を

やといましやう能如にいたせ

畏候やをとめ頼ましやう畏候と

それなやをとめ出ル也

第十番ニ

これたれやをとめ 市衆二人是ヲ云 三社大明神社

はなのよとめ三度ツ、云也

第一番ニあさひまよりこかうの島の

こゑをゑて次市衆二人共つれ

て是ヲ云也三度ツ、

第十二番ニ わかなゑ取

若なゑ取ハ女の物よ 市衆二人

とるてを引かうよう右てを

穴師兵主神社の御田祭



↑これよりまはる

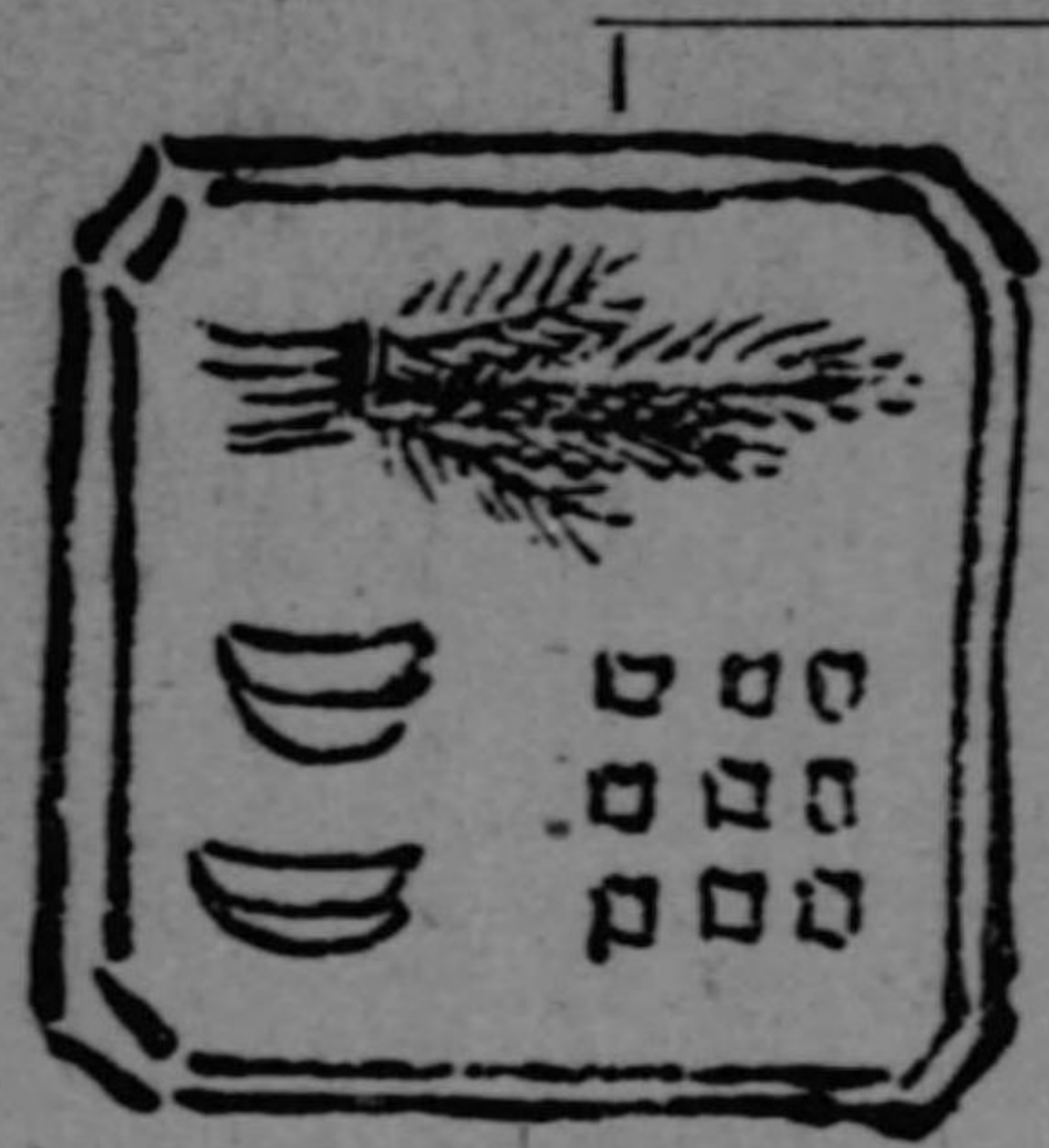
引かうよう三度ッ、市兼是云
 第十三番 我が取なへわ三ッば
 さいたりや 市二人 ようさいたりや
 □しなもめきよ 三度ッ、
 第十四番
 若しやうぶおびにしたれば
 市二人 おひくつろうけや同なも
 めきよ 三度ッ、
 第五番
 晝の上にハ市二人 なにふる酒や同
 なも神酒よ 三度ッ、
 第十六番
 京から下るなるふしぐろう
 のいねは市二人 いねさんばや
 よね八石よ 三度ッ、
 第七番

あの日を御らんぜ市二人 山の
 はい掛る 三度ッ、
 第八番 三人 三方に立^た面^み合
 比登布多美用以牟那夜許登毛智
 目出くくくく 三度ッ、
 第十九番
 本社末社に 神樂上ル也
 第廿番

社人中へ神酒まはし

なへ此之通おしきに入

さんかうん



↑なへのみ此通入

↑神酒のかはらけ貳枚入

右のなへ社人ちゆうたい仕者也



←神酒すゞ

第廿一番

穴師村備後村初利村辻邑

此四ヶ村へおりなへ壹把ヅ、□渡ス者也

正月六日御田相勤御神酒等相濟申候上

右之おりなへ穴師村、村きもいりに渡ス

又備後村、宮年にやう方へ渡ス又

初利村、庄屋甚三郎方へ渡ス又辻村、

其年まはりのねんにやう方へ渡ス

右之通拜殿にて先年をおりなへ

右之村々は相渡也但しなへの實少

ヅ、かみに包渡ス也

第廿二番

郷中さんけい仕ル其上御拜殿の

南ノ方に老若男女御田ヲはいし

たてまつる其中へ御なへを。うち

其上なへの實をまく氏人皆々□□

仕也

大明神嘉例之御田神酒料

一 米四升

穴師村

一 なへの實と申而餅五枚ヲ

原づたうに入先年□し也

但し此神酒米と申出ところわ

おとな衆中へ出ル也

右へ村きもいり方を請取也

一 米四升

備後村

一 なへの實、餅五枚原づたうに入

右へ先年を宮ねんにやう方へ上ル也

一 米四升

初利村

一 なへの實餅五枚原づたうに入

右初利村、朱田氏へ上ル也

一 銀壹匁

辻邑

穴師兵主神社の御田祭

其年まはりのねんにやう方々上ル也
又餅五枚原つたうに入

右四々村、年々に正月六日早朝まで
皆々持参有也

草川村太田村東田村大豆越村

右四々村正月六日まで持参事

(註) 右記録中の第四こ五入、第六苗代しめ、第九苗代見廻の各項中に記されてゐる「能如」は「よきやう」と讀む。

第五こ五さがすの項目中の「しやうぞく」は「装束」のことであり、第十番以下の項によく記されてゐる「市衆」は「いちし」と讀み「巫女」のことであり、第十番の項の「はなのよとめ」は「花の様な女」即ち「早乙女」をいつたものであり、第廿一番の項以下に記されてゐる「年(ねん)にやう」は「年預」即ち「氏子中の年長者」をいつたもので、第一番から第九番迄の項に記されてゐる「福太郎」は「農夫」を意味したものであらう。

第一、第三、第六の各項に記された「秋」は「歛」の誤、また第十番の次に「第一番」とあるは「十一番」、十四番の次に「五番」とあるは「十五番」、十六番の次に「七番」、更にその次に「八番」とあるは「十七番」、「十八番」の誤記であらう。

(昭和十四年十二月調査)

穴師兵主神社の春祭禮

磯城郡纏向村大字穴師縣社穴師坐兵主神社では、毎年櫻咲く四月八日午後三時から懐古情緒豊かな春祭禮(私祭)を古式に則つて執行してゐる。この日午前十時から幣帛供進使参向のもとに例祭(官祭)が型の如く行はれ、午後同村大字巻野内領参道一の鳥居の御旅所から神社へ——昔ながらの華麗典雅な神輿の渡御があり、引きつゞき本殿で春祭の儀が莊嚴裡に執り行はれる。

この御輿の渡御は、明治維新直後迄前掲「巻野内のボタイ」及び「兵主神社の御田祭」の稿に於て詳述して置いた郷中各大字で組織する莊嚴講が、當屋渡りと稱し、毎年各講ごとに當屋を選び、當屋が主體となつて盛大に渡御して居たが、明治六年この方法による當屋渡りが廢止なり、爾來郷中九大字のうちから毎年二々大字宛輪番交替で、一大字に當屋一名を選出して渡御に参加してゐる。また祭禮の神候も、明治四十一年迄當屋から奉獻して居たのを神社會計規則改正によつて、以後神社に於て調へることになり、時勢の變遷のしからしむるところとはいへ、古に比し祭禮は非常に簡略になり、格段の衰微を見てゐる。

この兵主神社では、同祭禮に昔から何故か御遷幸の儀のみ行つて御遷幸の儀を行つてゐない。神秘的な雰圍氣のうち参道一の鳥居御旅所に御遷幸なつた御靈代御遷代は神代は、金色に輝く神輿に奉齋し、齋主の祝詞奏上の後供奉員一同威儀を正して御旅所を出發、珠城山の麓を縫ひ天覽角力の濫觴と傳へられる野見宿禰角力傳説地を右手に見つゝ爪坂



江戸時代の兵主神

上りの参道を肅々と東進し、二の鳥居を経て拜殿に入る。
渡御の列順は……

警伍 竹二名 羽織 御幣二名 白 丁 日月旗二名 羽織 唐櫃二名 白 丁 大櫛^{三色}二名 同上
神矛十二名 羽織 樂人四名 淨衣 神職二名 羽織 神輿四名 白 丁 齋主^{齋服} 騎馬 馬丁一名 白 丁
頭人二名 烏帽子裝 馬丁二名 白 丁 氏子總代^{羽織} 郷中各大字旗、櫛 各大字總代、評議員^{同上}
で、渡御に先だち一の鳥居及び二の鳥居に柱に添へて忌竹を立て、忌竹と忌竹との間に注連繩を張りめぐらし、御神燈を吊して置く。

拜殿所定の座に着けば、直ちに祭儀に移り、修祓について妙なる奏樂裡に神饌十數臺を恭しく献じ、齋主が昔吐朗々と御還幸の旨の祝詞を奏上、齋主、頭人、氏子總代表らの玉串拜禮があつて祭典を閉ぢ、引續き拜殿で直會を催し一同神酒を戴いて散會する。

斯くの如く昔日の名残りを僅かに止めるばかりの簡單な同祭禮も、江戸時代の頃は絢爛豪華なものであつた。なぜ絢爛豪華といひ得るか、それは兵主神社現社司中數馬氏所藏の江戸時代と推定される同神社祭禮渡御繪巻が立證してゐる。それによると同渡御は、二柱の神の御還幸であつたものか御靈代をお移した神輿が一臺でなくして二臺出てをり、隨つて神饌を納めた唐櫃も二つであつた。その上飾弓、楯、鉞、薙刀をはじめ今も用ゐてゐる神矛など數々の神寶を物々しく捧持し各大字旗を押し立て、神主、禰宜、社人、巫女、頭人、村役人、其の他大勢が、衣冠、直垂、

社祭禮渡御繪巻



狩衣、舞衣袴袴、甲冑、白丁、羽織袴等々、色とりどりの盛裝で騎馬又は徒歩にて供奉し、長蛇の列を造つて渡御してゐた。

また江戸中期に於ける同神社の神事の全貌を録したものに、左に掲ぐる中社司所藏寶曆四年作製の永代格式之覺と題する記録があり、莊嚴の儀をはじめ各種の祭祀次第、御供の種別、數量、配分方法、參會者その他神佛混淆であつた當時の民族信仰状態を詳細叙述してゐる。^(昭和十四年十二月調査)

(表紙) 寶曆四年戊午五月吉日

永代格式之覺

穴師社、神主

中相摸守藤原廣重 花押

(内巻) 正月朔日朝拜御神供神主出ス事

一 押餅四拾五枚 ^{ひしの餅ニツたちはなかきところ} 御供ハ壹前餅三枚ツ、祝物相添上ル

右之御供九前 ^{又社人すはり前ハ壹センニ枚ツ、頭屋有年ハ壹前すゆる也}

右之九前之配分ハ、一、三前神主 一、貳せん大行司 一、貳せん禰宜 一、貳せん^{市なほ屋 貳人なき上}年中十二度御神供郷内上ル

朔日講之事也

一米壹石貳斗 朔日講御供米 但シ^{神主}小楨也 月替リニ勤ル

穴師兵主神社の春祭禮

正五九月八日講ハ神宮寺ニ而勤ル但シ小機寮ヲ勤ルニ致ス 御神供貳前壹前ハ福宜寺 納 郷内々以出座之衆中 神主禰宜

正月ハそうに神酒吸物小付食肴三重計

五月ハ吸物神酒小付食肴三種 但シ竹之子澤山遣

九月同斷 但シ松竹澤山遣

正月十五日芝御代參之事

一奉幣料金百疋 御禮様へ御建立升洗米也白たい共 御使へも同断 白屋さ二の七

禰宜申上仕其後御使奉幣在罷候事 次ニ御被指上神主あいさつ仕ル 次ニ御神酒洗米かます 次ニ川茶 以下

一社中申上 神參

一右之入用引 残り四人ニ配等神主 禰宜 市

右之通古來々之定何事も右之割合也 御湯上り候節ハ禰宜役ニて上ル然共配等ハ少相違多少ニ不寄壹割神主申上料

引二分ハ禰宜取残り四人はり合配等也

正月十三日莊殿之儀

一中餅但シ五合之半分ヲ 百九拾貳面 一板餅但シ五合之半分ヲ 六拾五枚 一籠花但シ内明神之牛王入ル 壹本 一白水敷但シ後年 拾枚

一桶但シ口丁子 壹ツ 一牛王紙同前 百貳拾枚 一折九前 一敷紙但シ折巻紙三枚ツ、敷 貳拾枚 一牛房膳はし牛房、大豆

五枚ツ、貳拾四膳 一土箸九枚 一油牛王加持持物 壹合 一、錢四百文貳百文御物料 祝詞布施 一御酒壹升五合神主登升御宮寺登

八升五合 一散米三ツ神宮寺登ツ 禰宜へ貳ツ

右ハ壹々村分行頭屋々上ル也

一中餅九拾貳枚大行司 内十六枚渡シ殘六拾枚社人四人預り壹人ニ貳拾枚ツ、

本膳 一中餅五拾五枚禰宜外ニ貳拾枚大行司預り年行司前屋物 前有も入前五枚預り 都合八拾五枚 一中餅拾六枚年行司 一、三拾枚神宮寺 一貳拾枚是ハ十三日講

神主拾枚神宮寺拾枚 一中餅貳拾壹枚外ニ貳拾枚社人分預り 徳徳よめなきに 都合四拾六面

一貳拾貳枚和泉 子なは屋 外ニ貳拾五枚四人分預り 都合四拾七枚 一貳枚 よこ枕 同人 一貳枚來年頭 一貳枚預之内ニ入きも入

一貳枚 預り之内へ入かな衆入 一貳枚 是ハ當番之村へ渡ス 勘定掛 惣合貳百七拾面 殘テ百拾四面外に貳拾五枚預

り前 百三拾九面神主へ入

牛房膳之事 一六拾五膳行頭屋より 都合百三拾膳 内六セン半預り前何ケニ和泉 子なは屋 又六セン半預り前何ケニ徳徳よめ なきよ 又四セン神宮

寺 又拾貳セン半預り前八王子 さい女御前之共 禰宜 又四セン兩頭屋 各支配之者々渡ス 三拾二セン半 殘テ九拾七膳半神主入

一籠花貳本神主入 一いも花七本同人入 一こひしやく花同人入 一なり七つ紙共同人入 一いもこひしやく花三

本並なり 三つ紙とも市南へ入 本半ツ、 一いも花こひしやく花並なり禰宜入

同次第之事 御幣散米付 外ニさん米行頭々壹ツツ、祝詞入用 又神宮寺へ壹ツツ、牛王加持入用 兩頭屋合四人入用 次籠花

次ニいもこひしやく花 一小かはらけ數百貳拾枚 次ニ御折膳 一小手紙行頭々貳拾枚ツ、内貳枚へいかさきり 次ニ御供

次ニ牛房膳 次ニ御神酒

右之通拜殿ニ兩方々も持參行之貳百數兩方壹度ニ御神供そろへ其上捧事村々次第之通り先ニ立村々壹前又次村々

壹前兩村後之入合奉捧事何方之村成共名付有之ハ前後ニ致ニて名付村々始事何事ニも是ニ准スベシ かごはな先之

村東いも花雨村入合候事

一 莊嚴之次第云付拜殿ニはり出事 寶曆四年ニ始ル 一、壹番折騰紙 一、二番御供 一、三板餅 一、四平方膳 一、五
 神酒 一、六華 兩頭屋入合兩方へなす也 一、七神供祝詞 禰宜役 一、八來年頭へ渡ス 牛王様はん押 一、九神樂 一
 十末社神供神樂 十一兩頭人より祝儀盃 一十二牛王押捺 兩年頭人兩人而半分ツ、致す 郷内氏高儀人々以寄取儀ニて
 可致事 一十三牛王加持 前牛王加持と云 名付有之ハ此間ニ文任神主名出ル 一十四來年頭人 名附有之ハ前後ニかまはず
 其人先ニ相勸ル定 拜殿へ相詰今年頭人祝詞市神樂 一十五 後牛王加持ト云 神宮寺讀上並牛王加持亂拍子ニて三度 其前市神樂有之
 一十六來年頭へ牛王渡ス 來年頭牛王請之者今年頭と座入替也然共名付之儀候へハ替事なし
 夜中申上仕目出度納事

此度辻村鳴岡右衛門ト御名附在罷候ニ付段々郷内年頭中數度寄合在罷候て相定リ割前云付有之候通ニ御座候並名寫
 之事も御改有之此後ハ自分營之家ハ名付無之とも十三日之讀上ニ何之誰と名字云べし余り中□へ候間何ヶ前後仕候
 右此度何事新ニ定被置候事

名附有之候時者明神献立 但シ小辨納

- 一米貳石 内壹石貳斗八升半房膳貳拾四前分但シ壹センニ五升三合三勺ツ、殘テ七斗貳升ハ明神ノつみ米
- 一 忍ん行鏡貳拾四面 但シ鏡餅ニて捧ル此義古來ハ米ニてつみ上ル 此時分方餅ニ相定ル
- 一 鳥目壹貫貳百文 内四百文文任料神主納 殘テ八百文社人四つ割神主貳百文神宮寺貳百文禰宜貳百文市へ貳百文
- 一 拜殿拾四杯半表ノ替

一 郷内壹ヶ村へ小辨貳斗ツ、引米 社中ハ無之
 一例年之莊嚴御供も其時ハ大様定之通り也

- 一 忍ん行鏡配等ハ 十壹面神主壹面神宮寺七面禰宜壹面半なは屋壹面半なきよ二面當年兩頭屋 〆貳拾四面
- 一 牛房膳米配等ハ 神主入七前貳分五厘之割此米三斗八升六合七勺 神宮寺貳前此米壹斗六合六勺 禰宜六前貳分五厘此米三斗
 三升三合壹勺 なは屋三前貳分五厘此米壹斗七升三合三勺 なきよ三前此米壹斗五升九合九勺 兩頭屋貳前此米壹斗六合六勺
 〆壹石貳斗七升九合九勺

牛房セン登セン

右之通相定リ候へ共配等割方ハ古來之通りニ御座候古來ハ簗代ニ鳥目貳百文ツ、入由ニ聞傳へ候へ共鳥目有之候へハ米割へり申
 間此度方改此後何方ニ被成候共右之入用之外ハ入不申由古來慶長年中穴師村左近成大田村之右近成之云付此度穴師村理右衛門殿
 持參被致候得共余リ六ヶ敷村々中年大豆越村並辻村被成不節者何事も少改候外ニ相見へ候間又此度相改り申候
 此時參會之衆中 穴師村理右衛門殿備後村嘉右門殿同村伊右門殿初利半三郎殿大田彦七右草殿並内殿大豆越小右衛門殿東田辻右
 衛門殿ニて十日早朝ニ□ニ相定リ是迄數度寄合有之候へ共間違有之取極定リ不申候此時ハ結定仕候事

郷禮足洗之事

- 一 先年初利村佐右衛門殿被成候節ハ郷内へ米貳斗ツ、定リ 明神へ金貳百疋此金社中四人配當仕ル
- 一 其後草河文右門殿之義ハ格別成義御座候大豆越小右衛門殿御施主ニて明神へ百疋献上被成何事も相濟此度格別之はけ有之候郷内
 ニも御得心被成候て相濟此金社人四人配等仕リ
- 一 此度備後村與八郎殿被成候ハ郷内へ米貳斗ツ、定之通り 明神へ金貳百疋 明神之つり金 社人へハ郷内之通り四人中へ四つ